

平成30年第1回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成30年3月6日 開会

平成30年3月20日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成30年第1回新十津川町議会定例会

平成30年3月6日（火曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 一部事務組合議会報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 委員会報告第1号 庁舎建設特別委員会中間報告
- 第8 議案第2号 行政区自治会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第9 議案第3号 新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第10 議案第4号 平成29年度新十津川町一般会計補正予算（第11号）
(内容説明まで)
- 第11 議案第5号 平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
(内容説明まで)
- 第12 議案第6号 平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
(内容説明まで)
- 第13 議案第7号 平成29年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
(内容説明まで)
- 第14 議案第8号 平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
(内容説明まで)

◎出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 進 藤 久美子 君 | 2番 | 杉 本 初 美 君 |
| 3番 | 鈴 井 康 裕 君 | 4番 | 小 玉 博 崇 君 |
| 5番 | 白 石 昇 君 | 6番 | 西 内 陽 美 君 |
| 7番 | 安 中 経 人 君 | 8番 | 青 田 良 一 君 |
| 9番 | 長 名 實 君 | 10番 | 笹 木 正 文 君 |
| 11番 | 長谷川 秀 樹 君 | | |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	平 田 智 子 君
会計管理者	谷 口 秀 樹 君
保健福祉課長	遠 藤 久美子 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
建設課長	村 中 忠 夫 君
教育委員会事務局長	中 畑 晃 君
代表監査委員	山 本 忍 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮 正 人 君
--------	-----------

◎町民憲章朗誦

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さんおはようございます。
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。
皆さん、ご起立ください。
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦願います。
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今から平成30年第1回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今出席している議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は新十津川町議会会議規則第127条の規定により、1番、進藤久美子君。
2番、杉本初美君。両君を指名いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
定例会の運営について、報告を求めます。
青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

- 議会運営委員長（青田良一君） おはようございます。それでは議長の指示がございましたので、議会運営委員会で話し合われた内容について、お知らせをいたしたいと思えます。

去る3月2日に委員会室で議運を開催させていただきました。出席者は記載のとおりでございます。説明員といたしまして、小林副町長さんと、寺田総務課長さんにご出席をいただきました。

5番目でございます。協議事項並びに申し合わせ事項でございますけども、（1）平成

30年第1回町議会定例会の会期は、議案等を考慮いたしまして、3月6日、本日から3月20日までの15日間といたしたいとするものでございます。

(2) 日程については、裏面に記載のとおり進めるということで、裏面をご覧くださいと思いますけども、本日と明日、本会議を行います。一般質問の通告は、3月8日、午前中までといたします。その後、議案精査のために休会をいたしまして、3月15日から本会議、さらには30年度の一般会計、特別会計を含めた予算を審査するために予算審査特別委員会を設置をいたして、この審査を行うといった内容でございます。最終日は、3月20日が最終日という形で進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

(3) でございます。付議案件につきましては、条例の一部改正が8件、平成29年度各会計補正予算5件、平成30年度各会計予算5件、指定管理者の指定1件、指定管理者の指定期間の変更が1件、規約の変更が1件、人事案件が1件、計22件の議案である旨を総務課長から説明を受けたところでございます。

(4) でございます。平成30年度各会計予算案の審議につきましては、議長を除く議員10名による予算審査特別委員会を設置して行うということでございます。日程は、先ほど説明したとおりでございます。

(5) これにつきましても、先ほど日程の中で説明したとおりでございます。一般質問の通告は、8日の正午までといたすところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(6) でございますけれども、今回につきましては、請願、陳情等の受理については、ないということでございます。

以上、議運の内容等についてご説明申し上げましたので、議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から3月20日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月20日までの15日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

はじめに、私が関係しております、2月26日開催の平成30年石狩川流域下水道組合議会

第1回定例会の報告をいたします。

冒頭、前田組合長から行政報告があり、新年度予算の関係で、人口減少に伴い処理水量が前年度対比99.1パーセントの1,405万2千立方メートルと見込んだこと及び施設供用開始より31年が経過することから、北海道と連携を図りながら計画的な更新を推進するとともに、より効率的な維持管理に努めていくなどの報告がありました。

議案の内容は、報告1件、議案2件でございまして、報告第1号は、例月現金出納検査報告でありまして、平成29年10月分から12月分までの現金出納検査の結果、何れも誤りは認められないとの内容で、報告書をもって報告済みといたしました。

議案第1号は、平成29年度石狩川流域下水道一般会計補正予算第2号で、下水道施設等維持管理業務を4月1日よりスムーズに遂行させるため、債務負担行為の補正であります。その内容については、事項が、石狩川流域下水道施設等維持管理業務で、期間は、平成30年度から平成33年度までの4年間、限度額を10億6,876万8千円とするもので、原案どおり可決いたしました。

議案第2号は、平成30年度石狩川流域下水道組合一般会計予算案でありまして、歳入歳出予算の総額を5億4,983万6千円とするもので、前年度対比2,045万5千円の減となっております。減額の要因としましては、汚泥消化槽設備の更新工事終了に伴う維持管理費の減及び固定資産調査業務の減によるもので、原案どおり可決いたしました。

以上で、平成30年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会の報告といたしますが、議案等資料につきましては、所定の棚に保管されておりますので、後ほどお目通し願います。

以上で報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 引き続き、西空知広域水道企業団議会の報告を青田良一君よりお願いいたします。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは、第1回西空知広域水道企業団議会の内容について、簡潔にご報告を申し上げたいと思います。

諸般の報告があり、その次、企業長の行政報告がございました。この行政報告の中で29年度事業でございすけれども、1月の末現在で、全体的に84パーセントの進捗を示しており、計画どおり終えることができそうだという内容のお話がございました。

それと水道の方で技術職員が不足していたということで、その補充がなされるということで、33歳の社会人が採用されたといった内容の報告がございました。

続きまして、議案でございすけれども、議案第1号は、平成29年度の補正予算でございます。内容につきましては、減額補正でございまして、簡単にお知らせを申し上げたいと思いますけれども、給水収益の部分が減ること、それから受託工事の収益の部分が減額されるといった内容の補正でございす。併せまして、29年度の当該年度の純利益として1,643万3千円を見込むといった内容になってございす。これは全会一致で可決承認されました。

続きまして、平成30年度の予算の審議が行われました。いわゆる町の収入に当たる部分といたしまして、水道事業収益予算というのがございまして、それが4億7,982万4千円、支出の部門として、水道事業費用という予算がございすけれども、これにつきましては、4億5,821万8千円ということでございす。差し引きしますと、当該年度の純利益とし

て1,235万4千円、これを予算で見込んでいた内容でございます。

3番目でございますけれども、議案第3号といたしまして、監査委員の選任が提案されました。雨竜町の小川款代表監査委員を、引き続き、企業団の監査委員として選任するという事で同意をいたしたところでございます。

今、議長の報告の方にもちょっとございましたけども、この水道も人口減少という観点から、いわゆる水を買ってくれるお客さんが減ってるということが一つの課題になっております。さらに水道が埋設されている管ですね、これが一定の年数が経つと、どうしても更新をしていかなきゃならないということになります。これらも今、企業団の大事な課題になっております。これをいかにして計画的に水道料は上げないでやっていくかということが、今、大きな課題かなというふうにして水道議員として考えているところでございます。

私達は、おいしい水を安く飲んでいると言いたいところなんですけども、おいしい水を実は高いお金を出して飲んでいるという現実がございます。それを維持するためには、今言ったような課題解決に向けて、議員もあるいは執行者側も努力をしていただいて、安定した水の供給をお願いしているところでございます。

以上、広域水道企業団の議会の定例会の報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

引き続き、中空知広域市町村圏組合議会の報告を笹木正文君よりお願いいたします。

〔10番 笹木正文君登壇〕

○10番（笹木正文君） それでは、おはようございます。議長の指示をいただきましたので、去る2月28日に招集されました中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会の報告をいたします。

議会審議に入る前に、まず、前田理事長より行政報告がありました。

そして次に、報告第1号の例月現金出納検査報告については、報告書により報告済みというふうにいたしました。

議案は第1号から第4号までありまして、四つの平成30年度各会計予算については、一括上程ということになりました。

議案第1号、平成30年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算については、歳入歳出それぞれ2,036万5千円で、前年対比90万7千円の減であります。歳入の主なものは、分担金と負担金で1,309万7千円ということです。歳出の主なものは、総務費ということで1,910万4千円であります。

議案の第2号、平成30年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1,137万9千円で、前年対比131万円の減であります。歳入の主なものは、会費で694万6千円であります。そして歳出の事業費の中で、共済の見舞金に使われたものは562万5千円であります。

議案第3号の平成30年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ30万2千円で、前年対比これも2万5千円の減であります。歳入の主なものは、繰越金14万円でありますけれども、歳出の中の奨学金につきましては、3名の小中学生分として11万1千円というふうになっております。

そして最後の議案第4号、平成30年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事

業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,405万1千円で、前年対比208万4千円の減であります。歳入の中で利子及び配当金による基金収入については、800万円ありました。歳出の7割は予備費ということなんですけれども、それ以外の主な歳出については事業費でありまして、その事業費の内容を少し説明いたしますと、事業項目が四つに分かれておりまして、産業観光振興事業、そして教育文化振興事業、コミュニティ推進事業、広域連携事業の四つというふうになっております。

なお、この第4号議案の中の中空知ふるさと市町村圏基金の果実を活用して実施している広域連携事業の推進ということでもありますけれども、これは、当初平成2年から3年に始まりまして、10億円の基金を運用しておりましたけれども、途中ユーロ債の影響もあつたりいたしまして、平成28年の12月に6億円を各出資市町に返還をしております。そして現在は、残りの4億円を引用して、引き続き、先ほど事業項目で四つ説明いたしました広域事業として活動を展開しているというところでもあります。これは、一括上程されました平成30年度各事業予算については、議案第1号から議案第4号まで、質疑もなく、いずれも原案どおり可決決定をされました。

以上をもって、平成30年度第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会の報告といたしますが、なお、詳細につきましては、議案書、そして各会計の歳入歳出の予算書、そして、ふるさと市町村圏の先ほど申し上げました活動計画書を事務局の方に提出しておきましたので、後ほどご覧をいただきたいと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を小玉博崇君よりお願いいたします。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。議長のご指示がございましたので、去る12月25日に招集されました、滝川地区広域消防事務組合平成29年第2回臨時会及び3月1日に招集されました平成30年第1回定例会のご報告をさせていただきます。

まず、第2回臨時会では、議長報告ということで、昨年9月25日、赤平選出議員の獅畑輝明議員が逝去されたことから、後任選出議員として、竹村恵一議員が組合議会議員として選出された旨の報告がございました。

次に、議案第1号、平成29年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第2号ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ901万6千円を増額し、総額をそれぞれ27億9,986万7千円とするものであります。内容ですが、平成29年人事院勧告に伴う人件費の増額補正であり、消防本部並びに各消防署員174名分の給料を増額するものであります。

続きまして、議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、平成29年人事院勧告に伴い一般職の給与改定を行うもので、再任用職員以外の勤勉手当について0.1か月分、再任用職員については0.05か月分引き上げるものと併せて、各条項の文言整理及び附則の変更を行うものであります。このことにより、初任給で1,000円、若年層で600円、その他で400円を基本とした給与月額を引き上げを行い、平均改定率は0.19パーセントの引き上げとなるものであります。

議案第1号、第2号とも原案どおり可決しております。

続きまして、第1回定例会におきましては、まず行政報告として、前田組合長より平成

29年11月30日から平成30年2月28日までの報告が行われました。

続いて行われた報告第1号、例月現金出納検査報告は、書面にて報告済みとなっております。

議案第1号、平成29年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第3号についてですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ449万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億9,536万8千円とするものであり、内容としましては、滝川消防の庁舎の備品一式、赤平消防団茂尻分団詰所建設に関わる実施設計の事業費確定による減額であり、原案どおり可決しております。

続いて、議案第2号、滝川地区広域消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例であり、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準が改正されたことに伴い改正されるものであり、原案どおり可決しております。

続いて、議案第3号、滝川地区広域消防事務組合への派遣職員の給与に関する条例を廃止する条例であり、この条例につきましては、平成26年3月、新組合発足を控えた中で、赤平市、芦別市、両市の消防職員が、それぞれの市の職員の身分を有しながら組合への派遣という形をとっていたことから制定された条例であります。このたび派遣された職員が、組合職員として一元化されることとなったため、この条例に関する事案が皆無となることから廃止するものであり、原案どおり可決しております。

続きまして、議案第4号、平成30年度滝川地区広域消防事務組合一般会計予算であり、歳入歳出予算を21億5,092万円とするものであり、前年比22.9パーセントの減額となっております。これについても、原案どおり可決しております。

ここで、本町関係分の主なもののみご報告をさせていただきます。

まず、滝川消防署費としまして、総額6億7,791万1千円のうち、新十津川支署の運営に要する経費につきましては580万4千円で、前年比147万5千円の増額という形になっております。主な備品等につきましては、デスクトップパソコン一式、PFDライフジャケット1着を購入する予定とのことです。

続きまして、新十津川消防団費として、総額2,092万1千円で、前年比32万9千円の増額という形になっております。

続いて、新十津川消防施設費として3,178万1千円で、前年比3,659万円の減額となっております。これにつきましては、昨年水槽付消防ポンプ自動車更新に要する経費分が減額されたのに加え、本年、新十津川消防団第一分団消防ポンプ自動車更新に要する経費が計上されております。

続いて、歳入。

負担金総額19億4,471万6千円のうち、本町が負担するもののみご報告をさせていただきます。まず、本部共通経費負担金、総額2億2,536万2千円のうち、本町負担分につきましては2,710万4千円。前年比442万8千円の増額という形になっております。次に、署共通経費負担金、総額6億3,623万8千円のうち、本町負担分は1億888万2千円。前年比378万円の減額という形になっております。続きまして、単独経費負担金、総額10億6,150万3千円のうち、本町負担分は5,879万9千円。前年比3,472万9千円の減額となりました。

以上、滝川地区広域消防事務組合議会報告とさせていただきます。なお、報告させてい

ただきました会議資料につきましては、事務局に保管しておりますのでご覧いただければと思っております。以上で終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、中空知衛生施設組合議会の報告を進藤久美子君よりお願いいたします。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 議長のご指示がありましたので、去る2月27日開催されました中空知衛生施設組合議会平成30年第1回定例会の報告をいたします。

冒頭、前田組合長から行政報告があり、1月18日と2月13日に構成市町担当部課長会議を行った旨の報告を受けました。

議案の内容につきましては、報告1件、議案3件でございます。

報告第1号は、例月現金出納検査報告についてでございます。平成29年10月分から12月分までの現金出納検査の結果、いずれも誤りは認められないとの内容で監査委員からの報告があり、報告済みといたしました。

議案第1号は、平成30年度中空知衛生施設組合一般会計予算についてでございます。歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,216万9千円とするものでございました。

議案第2号は、平成29年度中空知衛生施設組合一般会計補正予算についてでございます。これにつきましては、歳入のみの補正になり、平成28年度繰越金を29年度構成市町村の負担金充当して精算するものでございます。ちなみに、本町の負担は512万8千円でございます。

議案第3号は、中空知衛生施設センター設置管理条約を廃止する条例についてでございます。し尿処理につきましては、滝川、新十津川、雨竜で行ってまいりましたが、平成27年度から石狩川流域下水道組合の奈井江浄化センターで受け入れされており、下水道の終末処理と合わせて一体的に処理されているため、これまでの施設を平成30年度に解体するとのもので、中空知衛生施設センター設置管理条約を廃止するものでした。

議案1号、2号、3号につきましては、原案どおり可決されております。

なお、議案書等は議会事務局にお届けしておきますので、後ほどお目通しを願います。

以上で、会期を1日とした中空知衛生施設組合議会平成30年第1回定例会の報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知教育センター組合議会の報告を白石昇君よりお願いいたします。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） 議長のご指示がありましたので、平成30年空知教育センター組合第1回定例会の報告をいたします。

去る2月27日、午前10時より、滝川市教育センター会議室において定例会が行われました。

会議に先立ちまして、前田組合長より、平成29年11月10日から30年2月14日までの行政報告がありました。その内容につきましては、教職教養講座、出前講座、授業公開講座など、5回の講座に管内の74名の受講があったという報告であります。

会議に入る前に、報告1件と議案4件ということでありまして、それでは最初に報告1号の例月現金出納検査報告があり、検査の対象が平成29年10月より平成29年12月までの現

金の出納保管状況、一般会計、特別会計歳入歳出を2月14日に監査をし、ともに誤りがないということで監査委員からの報告がありました。

議案に入り第1号議案は、任期満了に伴う教育センター組合教育委員会委員を新しく歌志内市教育長の森塚勝敏氏が任命されたことで報告がありました。

続きまして、議案に入りまして、2号議案は、一般会計予算で920万2千円、前年より11万円の減となっております。

それから3号議案につきましては、研修事業特別会計で468万4千円で、これも23万6千円の前年よりの減となっております。

続きまして、4号議案は、研修事業特別会計で366万7千円で、2万1千円の減となっております。

以上、三つの予算の合計の歳入が1,755万3千円で、前年より36万7千円の減額となっております。ちなみに新十津川町の負担は50万8千円で、前年より9,000円の減となっております。

続いて、教育センターの平成30年度事業の実施計画を紹介したいと思います。

基本方針といたしまして、知識が知恵に変わるところというところで、空知教育センターとして、次の三つの課題を示されております。

一つ目は、実践的指導力の向上に資する研修活動。

二つ目は、今日的な課題の解明と主体的に活動するリーダーの育成に資する研究活動。

三つ目には、教育活動の充実に資する情報発信の活動ということで、ともに基本方針については学習の主体性が子供であるように、研修、研究の主体性は教員であると。自信を持って子供の前に立つための知識が知恵に変わると、そういう教育方針であります。

なお、大きな項目として、一つ目には、特別講座として、今年度から実施されます小学5、6年生の外国語講座を、滝川市と岩見沢で2回、合計4四つの講座を実施をするということであります。

それから研修講座につきましては、ICT活用講座として、入門と活用編に別けて19の講座を実施するということになっております。

それから研究事業につきましては、課題研究事業といたしまして、研究テーマ、確かな学力として授業公開などが予定をされております。

それから研究テーマ、豊かな心を育む道德教育のあり方として、研究協議と公開授業が行われることになっております。

それから最後に、情報発信事業といたしまして、出前講座、管内の小中学校に人材を派遣をするということになっております。

公開授業に関する情報、図書、DVD、教材などの情報の提供。以上のことが、平成30年の取組みとなっております。

研修講座一覧については、関係機関にも周知されていることと思いますが、十分にご活用願ひ、新十津川の教育に役立てていただきたいと、そのように思っております。

以上で、私の報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知中部広域連合議会の報告を杉本初美君よりお願いいたします。

〔2番 杉本初美君登壇〕

○2番（杉本初美君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、2月27日招集されました平成30年空知中部広域連合議会第1回定例会の報告をさせていただきます。午後1時30分。第1回定例会が開催され、会期を2月27日1日間と決定。

例月出納検査報告、広域連合長による行政報告が行われました。

引き続き、議案第1号、平成29年度空知中部広域連合一般会計補正予算第2号。議案第2号、平成29年度介護保険事業会計補正予算第2号。議案第3号、平成29年国民健康保険事業会計補正予算第2号。議案第4号、平成29年度障害支援事業会計補正予算第2号が上程され、いずれも原案どおり可決されました。

その後、連合長より平成30年度広域連合行政執行方針が表明されました。今年は空知中部広域連合が設立20周年を迎える。本広域連合の65歳以上の高齢化率は平成28年度末で41.8パーセントで、国より19年早いスピードで高齢化が進んでいるとのことでございます。

介護保険事業に当たりましては、平成30年から3年にわたる第7期介護保険事業計画を策定し、介護保険料の改定を行っていくということです。

国民健康保険事業では、平成30年4月から北海道が財政運営の責任主体として事業運営がなされることとなり、本広域連合との共同保険者となるため、新制度が順調にスタートし、円滑な業務ができるように全力を尽くすとの行政方針があり表明されました。

続いて、空知中部広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

空知中部広域連合の運営に関する条例の一部を改正する条例。

介護保険法等の改正に伴い、第7期事業計画期間における第1号被保険者の介護保険料の額の改正等を盛り込んだ空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例。

本年4月から北海道と広域連合が共同で国保を運営することとなることから、道内の葬祭費用を3万円に変更するため、空知中部広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例が上程され、いずれも原案どおり可決されました。

引き続き、平成30年度の各会計予算が上程されてます。

議案第5号、広域連合一般会計予算は5,460万円。議案第6号、介護保険事業会計予算は31億2,002万6千円。議案第7号、国民健康保険事業会計予算は35億700万円。議案第8号、障害支援事業会計予算は610万円と各会計とも原案どおり可決されています。

続いて、議案第13号、空知中部広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準を決める条例が提案され可決されました。この条例は、介護保険法の一部を改正し、これから厚生省令で定めていた指定居宅介護支援等に係る基準について、地方公共団体が条例で定めることとなったため、本条例を制定したものでございます。

議案第14号、空知中部広域連合広域計画の変更についてが提案され、可決されました。この計画は、平成30年度から平成34年までの計画であり、現行の計画をベースに平成30年度以降の人口動態については、第7期介護保険事業計画とともに推計を行ったほか、国民健康保険法、介護保険法の改正に伴う制定改正により、文言の整理と現状に合わない部分の記述を改めるために計画変更したものでございます。

以上、第1回定例会の内容ですが、資料は事務局に提出してありますので、後ほどお目通しください。以上で報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 空知中部広域連合議会の報告を終わります。

引き続き、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を長名實君よりお願いいたします。

〔9番 長名實君登壇〕

○9番（長名實君） 議長のご指示でございますので、去る2月28日招集されました第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

最初に中・北空知広域連合議会の選挙管理委員及び補充員がそれぞれ4名選挙することございまして、管理委員には、滝川市、藤本清正委員、砂川市、其田晶子委員、深川市、松田俊雄委員、歌志内市、杉田義之委員の4名が選挙管理委員。

なお、補充員といたしまして、滝川市の太刀川令子委員、砂川市の信太英樹委員、深川市の梶川寛委員、歌志内市の黒田征子委員、以上の補充員が決定されました。

次に、報告1号、例月現金出納検査報告につきましては、平成29年4月分から平成29年12月分までの例月現金出納検査について、一般会計及び歳入歳出会計ともに計数上の誤りはなかったという報告がございました。

次に、議案第1号、平成29年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算でありまして、111万3千円を減額し、総額を6億257万1千円とするものでございます。ちなみに本町の負担金ですが、減額の103万8千円を減額されまして、計2,159万となるものでございます。

なお、売電収入が1,604万6千円ございまして、そんなことで総体的に減額となったものでございます。

次に、平成30年度中・北空知廃棄物処理広域連合の一般会計予算でございますが、総額を7億1,154万3千円とするものでございまして、本町の負担額は2,678万円となることでございます。

以上で、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告とさせていただきます。詳しくは事務局に提出してございますので、お目通しをいただければと思います。以上で終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

これをもちまして、日程第4、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時56分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午前11時10分）

◎行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 改めて、おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、平成29年第4回定例会以降における行政報告を申し上げます。

はじめに、総務課関係であります。お手元に資料を配付しておりますので、概要のみ報告をさせていただきます。

母村、母県交流についてでございますが、12月20日、十津川村から平林勝総括参事、近藤参事を講師としてお招きをし職員研修会を開催いたしました。奈良県、十津川村及び本町で結びました三者連携協定をより充実したものとするため、本町の特色を生かした産業の活性化策等について、ご講義をいただいたところであります。

また、奈良県により、母村十津川村と本町との歴史や、世代を超えて受け継がれている強い絆について紹介をするパンフレットの作成が計画されており、1月26日に大阪市内において、更谷村長とともに打合せをさせていただいたところであります。

次に、JR札沼線問題であります。沿線4町で協議を行ってまいりました意見交換会は、昨年12月22日で終了し、1月16日からは、札沼線沿線まちづくり検討会議として協議の内容を格上げし、議論することといたしました。1月25日には、第三セクターで運営している千葉県いすみ鉄道と地元大多喜町を訪れ、集客を図るためのイベント列車の運行内容、地域住民の鉄道を支える取組みや沿線自治体の財政負担などについて視察をしてきたところでございます。2月16日に開かれました第2回目のまちづくり検討会議では、北海道から鉄道ワーキングチーム・フォローアップ会議の結果報告やJR北海道の西野副社長から代替交通支援策についての説明がありましたので、その報告内容をそれぞれの町に持ち帰り、それぞれ検討した結果、昨日3月5日、4時から月形町において、廃線になった場合の最適な公共交通体系の構築に向け、正式にJR北海道と協議入りをすることを共同記者発表をさせていただいたところであります。本日の新聞等、昨日のテレビ塔でも多く報道されているということでございますが、この内容につきましては、本日からそれぞれ沿線の自治体が、本日から第1回定例会に入るというようなことから、定例会に入る前の昨日に共同記者発表をさせていただいたところでございます。なお、JR北海道と協議をする項目について、大きく3点ございます。

一点目は、札沼線沿線のバス路線の新設。既存バス路線の充実。関連経費の負担支援。

二つ目として、上記以外の各町の公共交通の充実。将来を見据えたまちづくりへの支援、協力。

三点目は、札沼線沿線の観光事業を始めとする交流人口増加策への支援、協力。

この3点を共通してそれぞれのまちがJRと個別協議をし、その結果を踏まえて存廃の議論、結論を出す予定でございます。

本町としても、将来あるべき姿を見定めた中で、JR北海道と滝川、浦臼線の費用負担や本町の景観と調和したインフラ整備観光支援策の条件について協議を進めてまいります。

次に、PR動画の関係であります。昨年5月から進めてまいりました本町のPR動画につきましては、約1年がかりの撮影を経て、2月20日に完成いたしました。動画の内容は、イベント編、住もう編などの3分程度の短編動画を6点、また、札沼線の記録動画を1点作成いたしました。本町を紹介する短編動画につきましては、2月下旬から町のホームページなど、インターネットにおいて公開してございます。

次に、ふるさと応援寄附金でございます。町外の方から新十津川町を応援していただくことを目的とした、ふるさと応援寄附金制度は、昨年12月に目標の1億円を突破し、2月末現在で4,095名から1億687万円の寄附が集まっており、昨年度と比較すると、既に約4,000万円の増額となっております。増額の要因としましては、今年度からインターネットでの申込サイトを2つに増やしPRを進めたこと、また、ななつぼし20キロが2か月毎

に合計6回届く、年間定期便10万円コースの人气が高まり、申込件数が昨年度と比較して約400件増えたことだと推測をしてございます。今後も、ふるさと応援寄附金を通じて、本町の農作物や特産品のPRを進めていきたいと考えております。

次に、地域防災計画でございます。去る1月22日に防災会議を開催し、平成25年の改正以来5年ぶりの改正を行いました。大きな改正としましては、1,000年に1回の確率で発生をする最大規模の洪水に対応するため、避難所を見直し、新たに物語記念館、文化伝習館及び図書館を指定をしてまいりました。また、一般の避難所では生活することが困難な方への避難に対応するため、明和会及び空知中央病院と協定を結び、福祉避難所として指定をしたところでございます。

次に、防災ガイドマップでございます。全国で多発する想定を越える浸水被害に対応するため、重要河川である石狩川及び徳富川において、1,000年に1回の確率で発生する大雨で計算される浸水想定区域図が公表されました。これを受け、町はこれまでの洪水ハザードマップを見直し、防災啓発、地震、洪水などの防災情報をひとつにまとめた防災ガイドマップを新たに作成し、去る2月に町内各戸に配布をさせていただいたところでございます。また、防災ガイドマップについての住民説明会を2月27日、ゆめりあで開催し、46名が参加し、防災知識の醸成を図ったところでございます。

4ページになります。

大雪による災害対策本部設置でございます。近年まれに見る大雪により、町内各所で雪による被害が想定されたため、2月19日に災害対策本部を設置し、町内の被害状況の把握に努めさせていただきました。各行政区長及び民生委員並びに児童委員からの情報収集で大きな被害がなかったことから、2月21日に災害対策本部から災害対策連絡会議に変更し、継続して被害情報等の収集及び雪害対応の情報周知に努めました。また農業者に対しましては、春先の融雪に向けてハウスの倒壊等に備えるよう啓発文書を配布し、被害の軽減に努めたところでございます。

次5ページ、住民課関係でございます。

まず、人口動態でございます。平成29年1月から12月の1年間の人口動態を見ますと、まず、自然動態では出生数は34人、死亡者数は89人で、55人の減少となりました。また、社会動態では転入者189人に対し、転出者は222人で、33人の減少となり、平成29年は、全体で88人の人口減少となりました。

続いて、2月28日現在の人口動態は、人口が6,684人で、前年同期と比べ85人減少し、世帯数は2,974戸で、前年同期と比べ5戸の減少となっております。65歳以上の高齢者数をみますと、2,556人と前年同期と比べ23人増加し、高齢化率は38.2パーセントで前年同期と比べ0.82ポイントの増加となっております。

一番下段の安全、安心のまちづくりであります。昨年12月7日に、新十津川郵便局から本町に対し、新十津川町と新十津川町内郵便局との包括的連携に関する協定締結の打診がございました。協定の内容は、郵便局業務の特性を活かした、高齢者や子供達の見守り活動、道路損傷や不法投棄を発見した場合の情報提供など多岐にわたっており、協定の締結によって、本町の住民サービスの向上及び安心、安全のまちづくりの推進が図られることが期待できるため、12月25日付けで協定を締結をしたところでございます。

次に、保険医療でございます。2月28日現在の国民健康保険の加入世帯数は954戸、被

保険者数は1,699人で、前年同期と比べ7戸増加、32人の減少となっております。また、後期高齢者医療制度の被保険者数は1,423人で、前年同期と比べ14人の増加となっております。福祉医療受給者数は、子ども医療受給者は807人、ひとり親家庭等医療受給者は234人、重度心身障害者医療受給者は188人となっております。

次に、8ページをお開き願いたいと思います。

保健福祉課関係でございます。下段の方になりますが、福祉バス福祉バス無料運行でございます。12月1日から2月28日までの利用状況は、運行41日間で延べ195人の利用がございました。なお、この期間中、申し込みがなく運行しなかった日数は、11日となっております。

次に、10ページをお開き願います。

これも下段の方になりますが、在宅高齢者等の除雪サービス事業は、2月28日現在で32人の方が登録をされてございます。また、高齢者世帯等除雪費助成事業では、2月28日現在で86世帯、前年同期比14世帯の増の世帯の方が利用申請をしております。

次に、介護保険関係でございます。介護認定者数は、1月31日現在で427人、要支援が1が41人、要支援2が49人、要介護1が106人、要介護2が88人、要介護3が73人、要介護4が25人、要介護5が35人で、前年同期と比べ26人の増加となっております。

次に、介護予防、日常生活支援総合事業でございます。1月31日現在で利用者実人数が、基準緩和型デイサービスで57人、簡易型訪問介護2人、生活支援相談、見守り支援2人、見守り配食サービス事業が9人、一般介護予防事業のスマイルアップ・プラスは12人となっております。

下段の母子保健事業につきましては、1月25日に実施をしました1歳8か月と3歳児の乳幼児健康診査に12人、1月24日と26日に実施をしました3か月から14か月までの乳幼児健康相談に21人が参加し、発達の確認や育児相談を実施いたしました。1月11日に実施をした幼児フッ素塗布には25人が参加し、同日に実施した妊婦歯科健診は3人が受診をしております。また、巡回児童相談は1月10日と2月15日に実施をし、6人が相談を受けてございます。

次に、感染症予防でございます。子どもの法定予防接種は、11月1日から1月31日までの間に、ヒブワクチン37人、小児肺炎球菌ワクチン37人、BCGが8人、二種混合ワクチン7人、四種混合ワクチン35人、麻しん、風しんワクチン11人、水痘ワクチン11人、日本脳炎ワクチン120人、B型肝炎ワクチン30人、高齢者肺炎球菌ワクチン46人が接種を受けております。また、インフルエンザ予防接種は、11月1日から1月31日までに、定期接種高齢者1,112人、中学生以下延べ794人、妊婦11人が接種を受けてございます。

下段の健康づくり対策事業でございます。健康づくりの町宣言50周年記念事業プレ事業として、私の健康づくり宣言登録事業は、21歳から92歳までの男性58人、女性80人、合計138人の登録があり、私の健康づくり宣言カードを発行して、健康づくりの意識向上の啓発を行ったところでございます。また、食育推進事業は、日本ハムファイターズとのパートナー協定事業として、日本ハム株式会社中央研究所管理栄養士を本町に迎え、50周年記念デザートを決定しました。今後の食育推進活動に活用することとしてございます。

次に、産業振興課関係でございます。

農政の関係でございますが、米の生産調整の枠組みが廃止されたことに伴い、平成30年

以降の米の生産については、これまでの生産目標数量に代わり、北海道などが主体となって設定をする、生産の目安として示されることとなりました。本町に示された主食用米の生産の目安は、数量が約1万9,945トン、面積換算値が3,530ヘクタールであり、平成29年と比較すると、数量は約34トンの増加、面積換算値は31.1ヘクタールの増加となっております。これを受け、2月22日の地域農業再生協議会を経て、3月2日に平成30年産米の生産の目安等に関する農事代表者会議を開催し、作付の推進方針などを農業者へ示したところでございます。

次、16ページになります。

建設課関係について報告をさせていただきます。

冬期除排雪等の関係でございます。お手元の資料では2月28日現在を記載しておりますのでお目通しを頂き、今日現在の数字を申し上げさせていただきたいと思っております。

降雪量は994センチメートルで、昨年同期457センチメートルでしたので、2倍以上の数値となっております。積雪深は180センチメートルを最高に、現在は雨もあり142センチメートルと下がったものの、昨年同期は52センチメートルでございましたので、比べると約3倍の量が今積もっているという数値的な状況になってございます。

次に、安心すまいる助成事業でございます。個人住宅の改修工事費用を助成をする安心すまいる助成事業は、2月28日現在で、助成決定件数は55件、助成対象経費が9,458万4千円、助成決定額は1,488万7千円となっております。また、住宅の耐震化を図るための住宅耐震化等助成事業は、2月28日現在で解体工事の助成決定件数は13件、助成対象経費が1,447万8千円、助成決定額は280万5千円となっております。なお、耐震改修及び耐震診断の申請は現在ありません。

以上を申し上げまして、平成29年第4回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、平成29年第4回定例会以降における教育行政報告を申し上げます。お手元の教育行政報告により、主なものを申し上げます。

最初に教育委員会の関係ですが、12月の町議会定例会以降3回の定例教育委員会を開いております。

12月14日の定例会では、報告2件の説明を行いました。報告第50号では、いじめの状況等に関する調査結果について報告いたしました。いじめの調査につきましては、年2回5月と11月に実施しており、11月に小中学校で実施した調査結果を報告いたしました。11月の調査におきましても、5月の調査同様、いじめと判断される事案はありませんでした。

1月19日の定例会では、報告2件の説明を行いました。報告第2号では、平成29年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定についてでございますが、新規認定該当者の報告をしたところでございます。

2月20日の定例会では、報告3件と議案7件の説明を行いました。報告第5号では、平成29年度全国体力、運動能力、運動習慣等調査結果についての報告をいたしました。この調査は、毎年小学5年生と中学2年生を対象に7月末までに実施し、50メートル走など8種目において調査いたしました。本町では、小中学生とも全国、全道平均を上回った種目が多くあり、合計得点では、小学生は男女とも全国、全道平均を上回り、中学生では、男子が全国全道平均を上回り、女子は全国平均より低かったものの全道平均と同程度の状況でありました。また、議案第1号及び7号は、本町議会定例会に上程する議案について審議し、議決を経るべき議案とすることに同意をいただきました。

次に、小中学校関係ですが、30年度の小中学校学級編成の見込みでございます。普通学級は、今年度同様の小中学校とも1学年2学級の小学校が12学級、中学校が6学級でございます。特別支援学級は、小学校は、知的、情緒、言語の3学級、中学校は、知的、情緒、病弱の3学級をそれぞれ予定しております。

2ページをお開き願います。

小学校関係ですが、12月13日に、前年度に引き続き、北海道日本ハムファイターズ1軍チーフトレーナー福島芳宏氏、元選手村上真哉氏を招き、午前中4年生から6年生を対象に体育の授業を行い、ストレッチや体幹トレーニングを学びました。また、午後からは中学生の2年生の授業として同じく指導をいただいたところでございます。さらに夕刻には、初の試みとして、改善センターにおいて、町民対象にストレッチ実践講座を開講していただき、冬の運動不足解消に向けて町民24人が熱心に受講をいたしました。

1月19日には、6年生を対象に滝川警察署と新十津川ライオンズクラブによる薬物乱用防止教室を、1月30日には、中学校入学に向けて、中学校教諭による国語教科の乗入れ授業を行いました。

2月6日でございます。平成30年度新入学児童一日体験入学を行うとともに保護者に入学説明を行いました。入学予定者は現在のところ44人です。

次に、12月16日にゆめりあで全校生徒による歌声交流会を開催いたしました。今年も男性コーラススノーグリー、女性コーラスアザレアコーラスの出演協力をいただき、合唱を通じた交流と郷土愛を育みました。中学校におきましても、2月9日に新1年生と保護者を対象にした入学説明会を開催しております。

1月の11日から札幌道新ギャラリーで開催された北海道教育美術展で、造形的作品として評価された、中学2年の高橋賢新さんの作品が奨励賞に、また、6人の作品が入選いたしました。

部活動の成績です。

剣道部ですが、1月8日に千歳市で開催されました第18回北海道中学校新人剣道大会で、男子が8回目の優勝を、女子も2年連続で優勝いたしました。また、男女同時優勝は新中剣道部が大会初となる快挙となりました。

次に吹奏楽部ですが、1月13日に行われた空知地区アンサンブルコンクール木管8重奏部門で2年連続の金賞となり、2月17日に札幌市で開催されました全道大会に進出し、銅賞となりました。

次に、中学3年生の進路の関係ですが、卒業生63人全員が進学を希望しております。空知北学区内の受験校は、新十津川農業2人、滝川全日制13人、定時制2人、滝川西19人、

滝川工業5人、砂川5人、奈井江商業1人の計47人となっており、他の16人が高校へ勉強やスポーツなどを目標に道外を含め空知北学区以外の進学を希望し、全体の25パーセントと高い割合となっているのが、今年の特徴でございます。なお、公立高校の一般入試が、本日と明日の両日実施され、合格発表は16日に行われます。また、私立高校受験者など、既に合格通知を受けている生徒もいますが、受験者全員が希望する学校に合格されるよう念願しているところであります。

4ページをお開き願います。

次に、学力向上についてですが、確かな学び推進会議における学力向上実践策として、冬休みにおける学習サポート事業やまびこをボランティアの方に協力をいただき、4回実施し、学習習慣の定着に向けて指導していただきました。参加者は、小学生132人、中学生14人でありました。

いじめ対策ですが、12月12日に新小、新中、新農高の児童会や生徒会役員による仲間づくり子ども会議が開催され、いじめのない学校づくりが継続されるようグループでテーマを決定し、そのテーマに基づき各学校で実践するよう取組みました。

次に、町長主宰の総合教育会議が、2月9日に開かれ、教育委員とともに出席いたしました。教育関係の平成30年度における重点施策について協議し、また、新学習指導要領の円滑な実施に向けた外国語教育における移行措置について報告され、ともに承認されました。

次に、新十津川農業高校関係についてであります。去る3月1日に第66回卒業証書授与式が厳粛な中に執行され、37人が卒業され、うち本町出身者は8人でありました。卒業生の進路状況であります。進学が5人、就職等が28人、内定待ちが4人となっております。

次に、平成30年度の入学出願状況についてであります。40人定員のところ、25人の出願希望で、倍率は0.6倍となっております。なお、空知全体における公立高校全日制の平均受験倍率は0.8倍となっております。

次に、給食センター関係であります。子供達が楽しみにしております恒例のバイキング給食は、2月8日に雨竜町の小学6年生と中学3年生を対象に、2月22日には、新中の3年生を対象に卒業時の思い出に残る給食として行いました。なお、新小につきましては、3月8日の実施を予定してございます。

次に社会教育関係であります。

12月21日に社会教育委員による第8回目となる社会教育計画策定委員会を開催し、平成30年度からスタートする第7期社会教育実施計画案が策定されました。

次に通学合宿ですが、11月に実施した通学合宿の振り返り会を1か月後の12月20日に親子を対象に開催し、生活リズムと学習習慣が継続されているかについての検証を行いました。

続きまして、6ページをお開き願います。

子ども会育成者連絡協議会主催による、第40回の節目となる全町子ども会かるた大会が、1月8日、冬休み中の伝統行事として開催されました。子ども会員29チーム102人が参加し、ご家族や関係者の応援を受け、熱戦を繰り広げました。本町の代表となった小学生代表青葉区2チーム、中学生代表文京区子ども会チームが1月27日に栗山町で開催されました北海道子どもかるた大会空知地区予選会に出場いたしました。善戦及ばず1、2回戦

で敗退しております。

次に母村交流ですが、十津川村青年県外研修団ご一行5人が2月9日に来町されました。同日は、歓迎会で来賓や町の青年と懇談、また、翌日以降は、開拓記念館や新十津川神社などの見学、また、フロアカーリングや、今年が最後となった新十津川駅前のエキアカリイベントで町民とふれあい、12日には札沼線に乗車し札幌に向かい、青年団同士の交流や思い出に残る体験をしていただきました。

成人式であります、1月7日、昨年より10人多い、59人が出席のもと、議員各位ほかご来賓の祝福をいただき、華やかですがすがしい中、厳粛に執り行いました。また、今年は、初の試みとして式典や会場の様子が分かるようステージにスクリーンを設置し実施いたしました。

新十津川スキー連盟主催による第11回そっち岳スキー大会が、2月19日に幼児から一般まで、町内外82人の参加のもと、晴天で最高のゲレンデコンディションの中、開催されました。

そっち岳スキー場の利用状況についてであります、2月末現在のリフトの乗車人数は、19万676人で前年度同期比較1万799人の減少、リフト利用料金につきましても、819万4,740円で、前年度同期比較31万6,180円減少しております。主な要因といたしましては、町外の大人のシーズン券購入者が減少しているなどによるものであります。

また、2月12日には、圧雪車がオイル漏れにより故障し、代車が手配される16日までの間、天候も吹雪となりスキー場を閉鎖いたしました。17日から営業を再開し、今シーズン終了の3月21日まで代車でスキー場のゲレンデの管理を行ってまいります。

続きまして、生涯スポーツ推進事業ですが、1月13日のスポーツと指導者交流会など、指導者の育成や町民の健康増進に向けた、各種教室を幅広い年齢の方にご参加いただき実施し、盛況のうちに終了しております。

8ページに移りまして、文化活動推進事業ですが、11月22日から4回にわたり、小学4年生が総合学習でジオラマで未来の新十津川町を造るをテーマに、8班の編成により、風の美術館藤島保志理事長、また、スタッフで造形作家の杉山武司先生、ミニチュア作家八戸めぐみ先生の3人の指導の下、自然、平和、緑、スポーツなどをテーマに未来の町の夢や願いを描いたジオラマを制作いたしました。なお、作品は、今月11日までの間、改善センター町民ギャラリーにおきまして現在展示中であります。

次に、少年団活動ですが、剣道でございます。1月4日から青森県で開催された第26回鷹揚旗全国選抜少年剣道大会で新十津川尚武館小学生チームが見事初優勝し、文部科学大臣表彰を受けました。

次に、野球ですが、元日本ハムファイターズ選手で2014年に新十津川町の応援大使であった今浪隆博氏が球団移籍し、新十津川町に来訪できなかったため、お礼を示したいとして、2月2日に町長を表敬訪問、また、2月3日にはホワイトベアーズの小学生2年生から6年生36人を対象に、新小体育館で野球教室を行なっていただきました。

続きまして、図書館関係ですが、2月末現在における貸出し冊数は8万2,685冊で、前年同期比較1,496冊の減少、貸出人数1万6,078人で前年同期比較54人減少している状況であります。

行事関係では、通常事業、特別事業、また、10ページに移りまして、ギャラリー展示を

計画的に行い、本と親しむ取り組みを行いました。

また、今年度から導入した読書通帳ですが、幼児から大人まで合計442人の登録となりました。また、通帳満点の216冊を読み終えた達成者、第1号表彰は、昨年12月3日に新小の3年生が、第2号は今年に入り2月18日に新小の2年生がそれぞれ達成しています。

また、その他ですが1月13日に小学5、6年生5人が、新十津川保育園とハーブガーデン新十津川に出向き、出前人形劇を上演し、鑑賞者に楽しいひと時を提供いたしました。

以上をもちまして、平成29年第4回定例会以降の教育行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時50分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎委員会報告第1号

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、委員会報告第1号、庁舎建設特別委員会中間報告を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、中間報告書が議長宛に提出されておりますので、庁舎建設特別委員長より報告を求めることにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

それでは、庁舎建設特別委員長より報告を求めます。

笹木庁舎建設特別委員長。

〔庁舎建設特別委員長 笹木正文君登壇〕

○庁舎建設特別委員長（笹木正文君） 議長の指示がありましたので、庁舎建設特別委員会の中間報告をいたします。

委員会報告第1号、平成30年3月6日、新十津川町議会議長、長谷川秀樹様、庁舎建設特別委員会委員長、笹木正文。

庁舎建設特別委員会中間報告書。

本特別委員会に付託された案件のうち決定した事項があるため、会議規則第47条第2項の規定により、中間報告をする。

議件名、平成27年発議第4号、特別委員会の設置について。

付議事件、新役場庁舎建設に求められる機能及びあり方並びに庁舎と敷地の一体的な有効活用等についての調査。

調査の経過、平成28年12月7日中間報告以降、(1)から平成29年6月12日から平成30年、(9)番の3月2日まで、9回の庁舎建設特別委員会を行ってきました。

その調査の結果といたしまして、町が策定を進めている新十津川町役場庁舎建設基本設計の現行案について、本特別委員会として賛同すべきものとする。

なお、賛同に際し附帯すべき意見等については、別紙に記載する。

別紙として、庁舎建設特別委員会調査中間報告書附帯意見ということで、庁舎建設特別委員会は、平成28年12月7日に基本構想に関する調査の中間報告を行い、その後、町が示す基本設計案を検討するために9回にわたり特別委員会を開催し、役場庁舎の建設について慎重に検討、協議を進めてきた。

新十津川町役場庁舎建設基本設計については、全般にわたり現行案に賛同すべきものと認めるところであるが、各項目において、今後の実施設計、建築工事に向かっていくに当たり留意願いたい点等について、次のとおり附帯意見として示す。

基本設計策定の手順ということで、①町の策定体制ということで、これは職員による庁舎建設検討委員会と議会の特別委員会において、基本設計の策定に向けて精力的に作業を進めてきた来たわけでありませけれども、今後は、実施設計という重要な局面を迎えることから、これまでの組織的な合意形成の仕組みを保持しながら、より活発な議論がなされることを期待するということでもあります。

②として、住民への情報提供及び意見聴取に対する取り組みということで、これも町民への情報開示や意見聴取等で適切に実行されきてはおりますけれども、この建設事業というのは、町民の関心が特に高いということと、今後もきめ細かな情報提供を行い、パブリックコメントの実施により広く意見を聴取し、実施設計に反映していただきたいということです。

これ以降の内容につきましては、全文朗読をもって報告といたしたいと思えます。

基本設計の内容について。

(1) 設計基本方針について。町民エリア、役場エリア、消防エリア、議会エリアという明確な区画割りによって来庁者の利便性に配慮するとともに、職員の執務空間も機能性を高める計画となった。

また、庁舎の長寿命化を実現するため、合理的で安全な耐震構造の選定や河川の氾濫を想定した床のレベルが確保された。

実施設計においても防災拠点としての役割を果たすとともに、すべての人が利用しやすく、まちの賑わいが創出される庁舎の実現に向けた取り組みに配慮されたい。

(2) 役場庁舎と消防庁舎の合築について。大規模災害等の発生時に双方の機能不全のおそれなど、合築したが故のリスクが回避できるように配慮されたい。

(3) 福祉的配慮について。全館においてバリアフリー設計を基本とし、車椅子利用者や高齢者などに配慮した設計となっているが、聴覚や視覚などに不安がある方でも安心して利用できる配慮も必要と考える。

特に、障がい者福祉に関する窓口が新庁舎に移る計画であるため、より細やかな配慮ができるよう、実施設計でその具現化に努められたい。

(4) 維持管理の見通しについて。新庁舎は、長く公共の用に供することから、適切な維持管理が求められる。

基本設計に至るまで、様々な検討を重ねてきたと思われるが、実施設計の段階においても今一度、各室の構成、設備の選定、外構整備等について精査を行い、完成後には、経済的かつ維持管理がしやすい庁舎となるよう努められたい。

(5) 議会エリアについて。議場は、自然光が取り入れられ、また、車椅子利用者が車椅子に乗ったまま傍聴ができるよう、エレベーターの設置及び傍聴席内の段差解消を図る

など、傍聴のしやすさに配慮した町民に親しまれる空間を創出する設計となった。

議会が住民の負託に応えるためには、議員の情報収集力の向上及び討議の活性化が必要であり、さらに、議会の発信力を増強していくためにも、今後の実施設計において議会エリアの設備等の詳細について検討と協議を行っていただきたい。

(6) 建設事業費について。庁舎建設は一大事業であることから、相応の経費負担はやむを得ないものとするが、町民の理解が得られる内容でなければならない。

今後の事業費の積算においては、導入予定の資材や設備についてより精査することにより経費の縮減を図るとともに、各種補助事業の活用及び自主財源の確保に引き続き努められたい。

(7) 今後のスケジュールについて。今後の物価高騰や消費税率の引き上げを考慮するのであれば、基本設計時点で予定されているスケジュールは、概ね適当であると判断する。

建て替えの判断に至った経緯を考えると、できるだけ早期の完成が望まれるところであるが、刻々変化する社会情勢等を的確に見極め、適切なスケジュール編成と執行に努められたいという内容で報告をいたします。

以上をもって、庁舎建設特別委員会の中間報告といたします。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 庁舎建設特別委員長の報告が終わりました。

ただ今の委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより委員会報告第1号を採決いたします。

委員会報告第1号について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号、庁舎建設特別委員会中間報告は、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第2号、新十津川町行政区自治会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第2号、新十津川町行政区自治

会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町行政区自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。文京区自治会館、花月区自治会館及び総進区自治会館の建替えに伴い、位置が変更となるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。お手元の新旧対照表 1 ページをご参照願いたいというふうに思います。

今ほど提案理由でも申し上げましたが、昨年建替え改築をいたしました文京区、花月、総進の自治会館の位置が変わったことから、修正をするものでございます。

文京区自治会館については、中央520番地 2 から中央534番地14。

花月区自治会館については、字花月243番地 8 から字花月243番地 7 へ。

総進区自治会館については、字総進60番地49から字総進60番地34に変更をするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行をするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第 2 号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第 3 号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 9、議案第 3 号、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第 3 号、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正について。

新十津川町中小企業事業資金保証融資条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

提案理由でございます。事業資金の借り入れに係る利子補給率の特例措置を延長し、中小企業者の経営基盤の強化を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を加えます。恐れ入りますが新旧対照表の 3 ページも併せてご参照願います。

町内の景気動向については大幅な上昇が見込めず、停滞気味の状況にあることから、中小企業者の経営の安定を目指した経済対策として、本制度を 3 年間延長するものでございます。

したがって、平成30年 3 月31日までを平成33年 3 月31日までと延長をするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしく審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第3号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第4号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第11号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第4号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第11号。

平成29年度新十津川町一般会計補正予算第11号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,128万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,613万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更及び廃止は、第3表地方債補正によるとして、なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第4号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第11号につきまして、内容の説明を申し上げます。

14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

1款、町税。補正額4,364万5千円の増額、計5億7,906万3千円で、町民税では3,334万円、固定資産税で969万7千円。軽自動車税で60万8千円の増額とするものでございます。

2款、地方譲与税。補正額500万円の増額、計1億300万円で、交付額決定による増額でございます。

6款、地方消費税交付金。補正額1,784万7千円の増額、計1億2,284万7千円で、交付額決定による増額でございます。

7款、自動車取得税交付金。補正額500万円の増額、計2,100万円で、交付額決定による増額でございます。

9款、地方特例交付金。補正額157万3千円の増額、計297万3千円で、交付額決定による増額でございます。

10款、地方交付税。補正額1億9,892万1千の増額、計31億3,392万1千で、交付額決定による増額でございます。

12款、分担金及び負担金。補正額59万4千円の減額、計6,512万2千円で、老人福祉施設入所措置費本人扶養義務者負担金11万円、学校給食運営事業負担金48万4千円の減額によるものでございます。

13款、使用料及び手数料。補正額147万円の減額、計1億2,689万3千円で、公営住宅使用料139万9千円。公営住宅駐車場使用料6万8千円などの減額によるものでございます。

14款、国庫支出金。補正額2,692万5千円の減額、計2億7,670万5千円で、障害者自立支援医療費負担金189万7千円。障害者介護給付費等負担金401万円。児童手当交付金720万2千円、社会資本整備総合交付金1,289万5千円などの減額が主なものでございます。

15款、道支出金。補正額3,114万1千円の増額、計5億577万4千円で、障害者自立支援医療費負担金107万2千円。障害者介護給付費等負担金679万円。障害児施設給付費等負担金88万5千円。地域づくり総合交付金1,150万円。多子世帯保育料軽減支援事業補助金140万8千円。強い農業づくり事業補助金262万4千円。担い手確保経営強化支援事業1,117万円などの増額から児童手当負担金133万2千円。国民健康保険基盤安定事業負担金195万1千円などの減額分を差し引いたものでございます。

16款、財産収入。補正額78万円の減額、計3,311万6千円で基金運用収入の減額分でございます。

17款、寄附金。補正額2,500万円の増額、計1億2,500万1千円は、ふるさと応援寄附金の増加によるものでございます。

18款、繰入金。補正額1億3,552万3千円の増額、計5億939万3千円で、財源調整のための増額でございます。

20款、諸収入。補正額400万1千円の減額、計1億9,192万5千円で、いきいきふるさと推進事業補助金303万1千円などの増額分から介護予防日常生活支援総合事業負担金322万2千円。有害鳥獣駆除負担金190万9千円などの減額分を差し引いたものでございます。

21款、町債。補正額3,140万3千円の増額、計9億4,720万3千円で、過疎地域自立促進特別事業債6,540万円。道路改良事業債290万円の増額分から行政区自治会館整備事業債1,480万円。除雪機械整備事業債470万円。橋りょう長寿命化事業債600万円。排水路改修事業債160万円。公園長寿命化事業債740万円などの減額分を差し引いたものでございます。

歳入合計、補正額4億6,128万3千円の増額、計68億7,613万6千円となります。

続きまして、歳出。

1款、議会費。補正額59万3千円の減額、計5,156万6千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

2款、総務費。補正額5億1,434万6千円の増額、計16億7,825万4千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金464万1千円、地方債40万円の減額、その他426万5千円、一般財源は5億584万円でございます。

3款、民生費。補正額419万5千円の増額、計7億9,744万1千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金296万5千円の減額、地方債400万円、その他2,829万5千円の減額、一般財源3,145万5千円でございます。

4款、衛生費。補正額1億2,107万9千円の減額、計5億325万8千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金329万4千円の減額、地方債1,580万円、その他4,334万1千円の減額、一般財源は9,024万4千円の減額でございます。

6款、農林水産業費。補正額416万1千円の増額、計7億6,007万6千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金1,354万4千円、地方債100万円、その他190万9千円の減額、一般財源847万4千円の減額でございます。

7款、商工費。補正額700万5千円の増額、計2億323万9千円。財源内訳は、特定財源で地方債700万円、一般財源5,000円でございます。

8款、土木費。補正額935万4千円の減額、計6億6,813万7千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金1,304万5千円の減額、地方債780万円の減額、その他143万円、一般財源は1,006万1千円でございます。

9款、消防費。補正額899万3千円の減額、計1億9,456万2千円。財源内訳は、特定財源で、その他24万8千円、一般財源は924万1千円の減額でございます。

10款、教育費。補正額3,336万7千円の減額、計4億3,102万円。財源内訳は、特定財源で国道支出金500万円、地方債1,400万円、その他2,120万円の減額、一般財源3,116万7千円の減額でございます。

11款、災害復旧費では、200万円の財源更正を行ってございます。

12款、公債費。補正額1億1,566万2千円の増額、計7億1,332万9千円。財源内訳は、特定財源で、その他146万7千円の減額、一般財源1億1,712万9千円でございます。

13款、職員費。補正額1,070万円の減額、計8億3,661万4千円。財源内訳は、特定財源でその他10万2千円、一般財源は1,080万2千円の減額でございます。

歳出合計、補正額4億6,128万3千円、計68億7,613万6千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金388万1千円、地方債3,160万円、その他9,016万7千円の減額、一般財源は5億1,596万9千円でございます。

12ページをお開き願いたいと思います。

債務負担行為補正について、ご説明を申し上げます。

債務負担行為の追加でございます。

役場庁舎建設工事実施設計業務におきまして、期間を平成29年度から30年度までとして、限度額6,400万1千円で、債務負担行為を追加するものでございます。

もう1件は、新十津川消防団第一分団詰所建設工事実施設計業務におきまして、期間を平成29年度から30年度までとして、限度額346万7千円で債務負担行為を追加するものでございます。

続きまして、13ページでございます。

地方債補正について、ご説明を申し上げます。補正の内容は、限度額の変更をするものでございます。

行政区自治会館整備事業債。補正前限度額3億700万円を補正後限度額2億9,220万円に減額するものでございます。

過疎地域自立促進特別事業債。補正前限度額9,350万円を補正後限度額1億5,890万円に増額するものでございます。

ごみ処理施設整備事業債。補正前限度額400万円を補正後限度額380万円に減額するものでございます。

除雪機械整備事業債。補正前限度額2,410万円を補正後限度額1,940万円に減額するものでございます。

道路改良事業債。補正前限度額2,120万円を補正後限度額2,410万円に増額するものでございます。

橋りょう長寿命化事業債。補正前限度額1,960万円を補正後限度額1,360万円に減額するものでございます。

排水路改修事業債。補正前限度額580万円を補正後限度額420万円に減額するものでございます。

公園長寿命化事業債。補正前限度額1,530万円を補正後限度額790万円に減額するものでございます。

臨時財政対策債。補正前限度額1億6,000万円を補正後限度額1億5,980万3千円に減額するものでございます。

次に、廃止する地方債でございますが、現年度発生単独災害復旧事業債200万円は、単独災害の発生がなかったことから廃止をするものでございます。

地方債補正の説明は、以上のとおりでございます。

続きまして、歳出の補正内容を申し上げます。

歳出の内容につきましては、別添資料で歳出一覧表を配布させていただいてございます。資料には右端の欄に補正理由が記載してございますので、ご参考にしていただければというふうに思います。

なお、補正理由欄に実績見込みによる減額と記載してございます事業につきましては、実績見込みで執行残が発生するため、それを減額補正するものでございますので、一部未執行など特段の理由があるもの以外のもにつきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

また、補正額はゼロでございますが、過疎債等の充当による財源の振り替えを行う事業につきましても、資料に記載しておりますのでご参考にしていただければというふうに思います。

それでは、60ページ、61ページをお開き願います。

2款1項3目財産管理費。事業番号9番、庁舎建設基金積立金。補正額5億4,656万8千円の増額につきましては、当該基金への積み増しのため増額するものでございまして、これにより当該基金は16億円となります。

62ページ、63ページをお開き願います。

2款1項10目諸費、事業番号8番、ふるさと応援基金積立金。補正額2,501万2千円の増額でございますが、これは、当該寄附金額が当初見込んだ寄附金額を上回る見込みとなったことによるものでございます。

次に、68ページ、69ページをお開き願います。

3款1項3目障害者福祉費のうち、事業番号1番、障害者自立支援事業2,561万7千円

の増額でございますが、これは、障害者の自立支援に係る居宅介護、就労支援、居宅支援等に係る扶助費で2,189万7千円。障害児通所等扶助費で377万4千円などが不足する見込みとなったことから増額補正をするものでございます。事業番号2番から11番までの事業につきましては、実績見込みによる増額あるいは減額でございます。

次に、68ページから71ページで、3款2項1目児童福祉費のうち、事業番号6番、新十津川保育園管理運営事業。補正額313万4千円の増額でございますが、これは、当初1歳から2歳までの入園幼児数を27人と見込んでございましたが、37人に増加したということでございます。この不足する委託料分を補正計上するものでございます。

次に、78ページ、79ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費のうち、事業番号14番、地域おこし協力隊活動事業610万9千円の減額でございますが、これは、当初継続採用隊員3名、新規採用隊員2名の計5名分の経費を計上しておりました。しかし、継続隊員1名が29年度を継続せず、退任、転出したことによりまして、本年度、後任の隊員を募集いたしました。適任者が現れず、1名分が未執行となったこと、そして、3年間の隊員任務を終えた後に地元で起業する場合には、交付金100万円を交付することができる制度がございます。その予定される2名分の交付金を当初予算で計上してございましたが、先にご説明申し上げましたとおり、1名については2年で退任をいたしました。そしてもう1名につきましては、来年度に向けて検討中であるということでございます。それで起業に係る交付金2名分は未執行となったことによりまして、減額としたものでございます。なお、新規隊員は2名を採用してございます。

事業番号20番、経営体育成支援事業262万4千円の増額でございますが、これは、当該支援事業において1事業主がコンバイン導入に係る助成対象となったことによるものでございます。

事業番号24番、担い手（経営強化支援事業）1,117万円の増額でございますが、これは、当該支援事業において1事業主がトラクターと播種機の導入に係る助成対象となったことによるものでございます。

次に、80ページ、81ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費のうち、事業番号5番、中小企業事業資金保証融資事業。13万9千円の増額でございますが、これは新規申請者が見込み以上であったことによるものでございます。

次に、事業番号9番、企業振興促進事業582万円の増大でございますが、これは、新規助成1件に係る増額分と、当初計上してございました助成案件において実績を精査することにより減額となるものの合計額でございます。

次に、2目観光振興費のうち、事業番号14番、ふるさと温泉維持管理交付金119万6千円の増額でございますが、これは、燃料費の高騰により温泉加温に係る助成額を増額するものでございます。

82ページ、83ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費のうち、事業番号5番、冬季除排雪事業3,600万円の増額でございますが、これは、先般補正予算計上させていただきました除排雪経費に、なお不足が生ずるため補正計上するものでございます。

88ページ、89ページをお開き願いたいと思います。

9款1項2目水防費のうち、事業番号2番、融雪出水対策事業50万円の増額でございますが、これは、今回の冬の豪雪状況を勘案いたしまして、順次雪割り業務を実施する必要があると判断されることから、当該経費を補正計上するものでございます。

90ページ、91ページをお開き願います。

10款2項1目学校管理費のうち、事業番号1番、小学校校舎等維持管理事業166万5千円の増額でございますが、これは、燃料の高騰及び今年の冬の気温低下により燃料費が不足するため補正計上するものでございます。

92ページ、93ページをお開き願います。

10款3項1目学校管理費のうち、事業番号1番、中学校校舎等維持管理事業123万3千円の増額でございますが、これは、小学校と同様の理由で燃料費が不足するため補正計上するものでございます。

94ページ、95ページをお開き願います。

10款4項4目図書館費についてでございますが、事業番号1番、図書館維持管理事業17万5千円の増額でございますが、これは、小学校、中学校と同様に燃料費が不足するため補正計上するものでございます。

100ページ、101ページをお開き願います。

12款1項1目についてでございます。事業番号1番、地方債償還元金1億1,950万2千円でございますが、これは、平成27年度借入分の繰上償還をするための増額でございます。

以上で、一般会計補正予算の内容説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第4号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第5号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第4号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第5号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第4号でございます。105ページをお開き願いたいと思います。

平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,419万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,002万1千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお

願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第5号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第4号の内容をご説明申し上げます。

108ページ、109ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明申し上げます。総括、歳入。

1 款、国民健康保険税。補正額396万7千円の増額、計2億2,087万8千円。

3 款、繰入金。補正額1億43万3千円の減額、計7,763万1千円。これは、保険基盤安定繰入金352万円の減額。そして、その他一般会計繰入金9,691万3千円の減額によるものでございます。

4 款、繰越金。補正額388万9千円の増額、計389万円。

5 款、諸収入。補正額1億676万8千円の増額、計1億679万5千円。これは、国庫基金預金利子19万7千円。広域連合支出金1億657万1千円の増額によるものでございます。

歳入合計、補正額1,419万1千円の増額、計4億3,002万1千円でございます。

続きまして、歳出。

1 款、総務費。補正額3,926万4千円の減額、計3億7,512万1千円。財源内訳は、すべて一般財源の減額でございます。

2 款、基金積立金。補正額5,345万5千円の増額、計5,345万8千円。財源内訳は、特定財源でその他19万7千円。一般財源5,325万8千円でございます。

歳出合計、補正額1,419万1千円、計4億3,002万1千円。財源内訳、特定財源その他19万7千円。一般財源1,399万4千円でございます。

歳出の主な内容をご説明申し上げます。114ページ、115ページをお開き願います。

1 款1 項2 目広域連合負担金。補正額3,926万4千円の減額、計3億5,341万5千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容説明でございますが、事業番号1番、国民健康保険事業広域連合負担金3,926万4千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次に、2 款1 項1 目基金積立金。補正額5,345万5千円の増額、計5,345万8千円。財源内訳は、特定財源その他で国保基金預金利子19万7千円。一般財源5,325万8千円でございます。これにより、平成29年度末の国保基金残高見込みにつきましては、1億3,229万2千円となります。

以上、国民健康保険特別会計の補正内容の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第5号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第6号、平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第6号、117ページをお開き願います。

平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。

平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億730万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては、副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第6号、平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

120ページ、121ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。総括、歳入。

3款、繰入金。補正額34万5千円の減額、計3,549万7千円。これは、一般会計からの繰入金でございます。

5款、繰越金。補正額9千円の増額、計1万円。

歳入合計、補正額33万6千円の減額、計1億730万6千円。

続きまして、歳出。

2款、後期高齢者医療広域連合負担金。補正額33万6千円の減額、計1億588万9千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

歳出合計、補正額33万6千円の減額、計1億730万6千円。財源内訳は、一般財源33万6千円の減額でございます。

歳出の主な内容をご説明申し上げます。124ページ、125ページをお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合負担金。補正額33万6千円の減額、計1億588万9千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、後期高齢者医療広域連合負担金33万6千円の減額。これは本町分の負担金の額の確定によるものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第6号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第7号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第7号、127ページをお開き願います。平成29年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号。

平成29年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,981万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,166万4千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第7号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号の内容をご説明申し上げます。

132ページ、133ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明申し上げます。総括、歳入。

3款、国庫支出金。補正額754万円の減額、計196万円。これは、公共下水道整備事業に係る社会資本整備総合交付金の額の確定によるものでございます。

4款、繰入金。補正額1,167万6千円の減額、計1億251万1千円。これは、各経費の額の見込みに基づく一般会計繰入金の確定によるものでございます。

7款、町債。補正額60万円の減額、計300万円。これは、石狩川流域下水道建設に係る事業費の確定によるものでございます。

歳入合計、補正額1,981万6千円の減額、計1億7,166万4千円でございます。

続きまして、歳出。

1款、下水道費。補正額1,981万6千円の減額、計4,747万8千円。財源内訳は、特定財源国道支出金754万円の減額。地方債60万円の減額。その他1,167万6千円の減額でございます。

歳出合計、補正額1,981万6千円の減額、計1億7,166万4千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金754万円の減額。地方債60万円の減額。その他1,167万6千円の減額でございます。

続きまして、130ページをお開き願いたいと思います。

繰越明許費の補正でございます。追加でございます。

1款下水道費、1項下水道整備費。事業名、石狩川流域下水道建設負担金、金額163万9千円を繰越明許費として補正するものでございます。

次に、131ページ。

地方債補正。これは、変更でございます。

起債の目的、流域下水道事業債。補正前限度額360万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、5パーセント以内。償還の方法は、ここに記載のとおりでございます。補正後限度額300万円。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同様でございます。

以上のとおり変更をしたいとするものでございます。

次に、歳出の主な内容をご説明申し上げます。136ページ、137ページをお開き願います。

1款1項1目総務管理費。補正額145万6千円の減額、計1,077万4千円。財源内訳は、特定財源でその他145万6千円の減額で、一般会計繰入金でございます。内容を申し上げます。事業番号3番、下水道事業消費税納付金145万6千円の減額につきましては、消費税納付金の確定によるものでございます。

次に、2目下水道建設費。補正額1,836万円の減額、計847万1千円。財源内訳、特定財源で国道支出金754万円の減額。これは、社会資本整備総合交付金の精算による減額でございます。地方債60万円の減額は、流域下水道事業債。その他1,022万円の減額。これは、一般会計繰入金でございます。内容を申し上げます。事業番号1番及び2番ともに、実績見込みによる額の確定によるものでございます。

以上、下水道事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第7号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第8号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第8号、139ページをお開き願います。

平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号。

平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,382万7千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては、副町長より説明申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第8号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号の内容をご説明申し上げます。142ページ、143ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

3款、繰入金。補正額23万8千円の減額、計2,212万4千円。これは、一般会計繰入金でございます。

歳入合計、補正額23万8千円の減額、計3,382万7千円。

続きまして、歳出。

1款、農業集落排水事業費。補正額23万8千円の減額、計1,410万3千円。財源内訳は、特定財源でその他23万8千円の減額でございます。

歳出合計、補正額23万8千円の減額、計3,382万7千円。財源内訳は、特定財源でその他23万8千円の減額でございます。

歳出の内容でございます。146ページ、147ページをお開き願います。

1款1項1目維持管理費。補正額23万8千円の減額、計1,410万3千円。財源内訳は、特定財源でその他23万8千円の減額で、これは、一般会計繰入金の減でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、農業集落排水施設維持管理事務23万8千円の減額でございますが、これは実績見込みによる減額でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第8号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日は、午前10時より本会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。
それでは、本日はこれもちまして散会いたします。
どうもご苦労さまでした。

(午後 2 時07分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年第1回新十津川町議会定例会

平成30年3月7日（水曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 町政執行方針
- 第3 教育行政執行方針
- 第4 議案第9号 新十津川町税条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第5 議案第10号 新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第6 議案第11号 新十津川町個人情報保護条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第7 議案第12号 新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第8 議案第13号 新十津川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第9 議案第14号 新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第10 議案第15号 平成30年度新十津川町一般会計予算
(概要説明まで)
- 第11 議案第16号 平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計予算
(概要説明まで)
- 第12 議案第17号 平成30年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算
(概要説明まで)
- 第13 議案第18号 平成30年度新十津川町下水道事業特別会計予算
(概要説明まで)
- 第14 議案第19号 平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算
(概要説明まで)
- 第15 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
(内容説明まで)
- 第16 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について
(内容説明まで)
- 第17 議案第22号 空知中部広域連合規約の変更について
(内容説明まで)

◎出席議員（11名）

1番	進藤久美子君	2番	杉本初美君
3番	鈴井康裕君	4番	小玉博崇君
5番	白石昇君	6番	西内陽美君
7番	安中経人君	8番	青田良一君
9番	長名實君	10番	笹木正文君
11番	長谷川秀樹君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
会計管理者	谷口秀樹君
保健福祉課長	遠藤久美子君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後木満男君
建設課長	村中忠夫君
教育委員会事務局長	中畑晃君
代表監査委員	山本忍君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮正人君
--------	-------

◎黙とう

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

開議に先立ちまして、皆様にお願いがございます。

平成23年3月11日に発生し、東日本を中心に、甚大な被害をもたらした東日本大震災から、今月11日で7年となります。

11日当日は、本定例会の休会日に当たりますことから、本日ここで、未曾有の大災害により、犠牲となられました多くの方々に、改めて哀悼の意を表し、黙とうを捧げたいと存じます。

皆様、恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

黙とう。

〈黙とう〉

○議長（長谷川秀樹君） 黙とうを終わります。

ご着席ください。

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） ただ今、出席している議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、3番、鈴木康裕君。4番、小玉博崇君。両君を指名いたします。

◎町政執行方針演説

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、町政執行方針演説を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今、議長よりご指示を頂きましたので、平成30年度町政執行方針を述べさせていただきます。

はじめに平成30年第1回町議会定例会が開催されるにあたり、町政執行について所信を申し上げ、町民の皆様並びに議員の皆様にご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成27年5月に町長として、町政執行の責任を担わせていただいてから、まもなく3年が経過しようとしております。

今一度、足元を見直し、原点に立ち返り、町民の皆様からお寄せいただいた声を町政に

活かし、その期待と信頼に応えるために、安心して住み続けられ、住んでいて良かったと実感できるまち、そして、元気で魅力あふれるまちとするために、強い気持ちを持って、町政の舵取りを進めていく決意でいるところです。

現在、総合戦略の下に教育と子育て支援の充実を積極的に推し進めながら、温もりや魅力を積極的に発信し、真に住みやすいまちとなるように、確実に新十津川町を発展させていく考えであります。

この強い思いを実現するため、五つの重点政策を目標に取り組んでまいります。

平成30年度の重点政策。

第一に農業の持続的発展でございます。

本年度は、米の生産調整が廃止となり、本町の農業にとっても大きな転換期を迎えることから、JAピンネやピンネ農業公社など、農業関係機関と連携を図り、基幹産業である農業の持続可能な発展に向け、担い手対策とスマート農業に重点を置いた振興策を進めてまいります。

第二に奈良県、十津川村との連携協定と本町経済の活性化でございます。

昨年、奈良県荒井知事のご配慮により実現できました三者協定は、北海道で唯一の大きなチャンスと可能性をいただきましたので、これを商機と捉え、農商工の連携を図り、販売ルートの確立に向けた取り組みを進めてまいります。また、人口の減少や町外大型店への購買力流出により、町内商工業者にとっては厳しい状況が続いておりますが、中小企業を応援する制度の拡充や消費喚起に対する事業への支援を一層推し進め、町内経済の循環と活性化を図ってまいります。

第三に人口減少対策でございます。

平成26年度からスタートした定住促進事業は、一定の成果を見ておりますので、創意工夫を凝らして啓蒙活動の強化に努めてまいります。特に、近隣の市町からの人口流入だけでなく、出産、子育て、教育の切れ目のない支援の充実を図り、札幌圏などからの子育て世帯に住んでいただけるよう、積極的に執り進めてまいります。

第四に健康づくり対策及び高齢者支援でございます。

昭和43年6月に医療費の軽減と高齢化社会を見据え、健康な体づくりを推進するため、健康づくりの町を宣言してから、今年が50周年を迎えます。町民の皆様にとって健康であることが何より幸せなことと思っておりますので、その重要性を再認識していただきながら、一人ひとりが関心を高め、更なる健康意識の向上の契機となるよう、記念事業を行い町民の皆様の一層の健康づくり対策、高齢者福祉の支援に努めてまいります。

第五に健全財政の維持でございます。

本町の財政は、行政と住民が一体となった協働のまちづくりを推し進めておりますので、常に行財政改革を念頭に置き、将来に負担を残さない身の丈に合った行財政運営を進めてまいります。

以上、取り組むべき五つの重点政策を申し上げましたが、このほかにも課題が山積しております。その課題解決に向け、町民の皆様と対話を深め、職員の英知と創意工夫を結集し、町政を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、平成30年度の主な事業について、第5次総合計画の目標に沿ってご説明いたします。

1、みんなで作る住みよいまち。

一つ目は、みんなで作る住みよいまちです。

豊かな自然を次の世代につなげるため、環境保全の意識を高め、廃棄物の適正処理やリサイクルの促進に努め、循環型社会の形成に努めてまいります。また、誰もが快適に暮らすことができるよう生活基盤の充実を図るとともに、住みたい、住み続けたいと思える住みよいまちを目指してまいります。

環境の保全。

環境美化の推進につきましては、行政区や各種団体による花の植栽や清掃活動を支援するとともに、不法投棄巡回パトロールを実施するなど、美しい景観の維持に努めてまいります。

ごみの減量化につきましては、3R運動を推進し、行政区や子ども会による資源物の自主回収を支援するとともに、小型家電や廃食油、不用衣類の回収の啓蒙活動を強化し、資源の有効活用とごみの排出量削減に努めてまいります。

生活基盤の充実。

定住促進につきましては、平成26年度に制度を設けて以来この4年間で46世帯、133人の方に転入していただき、定住促進策として一定の成果を上げております。昨年度末に作成した町を紹介するPR動画をホームページなどで配信し、一層のPR活動を強化してまいります。また、地域経済の一翼を担う個人住宅のリフォーム費用の一部を支援する安心すまいる助成事業を引き続き実施いたします。

公園管理につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、遊具の更新、公園外周フェンスの改修などを行うとともに、定期的な樹木の剪定を行い、安全で周辺環境と調和した公園管理に努めてまいります。

町内の光通信サービス対象外となっている農村地域の高速通信網を整備するため、無線通信サービスに必要な基地局や中継局の設置場所の調査設計を実施いたします。

交通環境の充実。

国道、道道につきましては、真に必要な道路整備、維持補修、冬期間の除排雪体制の充実に向け、それぞれの関係機関に要望してまいります。

主な町道の整備につきましては、菊水団地内の道路改築工事に着手するほか、歩行者の安全が危惧されていた西1線について、歩道造成工事を進めるための調査設計を実施いたします。

橋りょうの維持管理につきましては、総進、花月方面を中心に14橋の橋りょう点検を実施いたします。また、これまでの橋りょう点検において、機能に支障が生じる可能性があると判定された岡野橋や大久保橋の補修工事を実施いたします。

札沼線につきましては、JR北海道から単独では維持困難な線区として示されたことを受け、沿線4町で存廃協議を進めているところです。本町としては時代の変遷とともに、住民生活の足としての役割は果たしてきたと言えますので、将来を見据え、しかるべき判断を下したいと考えております。

交通体系につきましては、地域公共交通活性化協議会が中心となって、最適な公共交通について、継続的に議論を深めてまいりたいと考えております。

二つ目は、みんなで作る健やかなまちです。

少子高齢化や社会環境が多様化する中、安心して子供を生み育てることができ、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で暮らすことができる健やかなまちを目指してまいります。

児童福祉の充実。

児童福祉につきましては、新十津川保育園及び児童館の施設や設備の改修を行い、快適で安全な施設の管理に努めてまいります。

子ども生活応援事業につきましては、高校生以下の子供がいる世帯及び妊婦がいる世帯を対象に、町内商店街で利用できる得きっずカードを配布し、子育て世帯の支援を行います。また、第3子以降の保育園、幼稚園の保育料無料化や滝川市との連携による病後児保育の実施、さらには、子育て支援センターや児童館、放課後児童クラブの運営も充実させ、安心して子育てできる環境づくりに取組んでまいります。

障がい者福祉の充実。

第3期新十津川町障がい者基本計画及び第5期新十津川町障がい福祉計画に基づき、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援の充実とニーズに合ったサービスの提供を行ってまいります。

肢体不自由の方の自動車改造費用の助成制度を新設し、障がい者の自立や社会参加の促進に努めてまいります。

高齢者福祉の充実。

高齢者の生きがい活動につきましては、ゆめりあ部会やシニアいきいきクラブ、ふるさと学園大学の取組みを充実させ、健康でいきいきとした高齢者の活動を支援してまいります。

介護予防事業につきましては、交流の場の提供と介護予防運動を行うスマイルアップ事業を七つの行政区で実施いたします。

認知症の方やその家族の支援策については、医療機関や関係機関と連携を図り、相談業務を行うとともに、認知症サポーター養成講座の開催、民間支援団体が運営する認知症カフェの運営に対し支援してまいります。

健康づくりの推進。

本年度は、健康づくりの町宣言をして50周年を迎えます。自分や大切な家族の健康状態に関心を持っていただくために、記念講演会を実施するとともに、食育推進の観点から日本ハムファイターズと連携した健康デザートの開発をはじめ、北中央公園内に健康器具を設置し、健康維持に向けた取組を推し進めてまいります。

母子保健対策につきましては、妊婦の一般健診、超音波エコー検査に助成するとともに、出産前から子育て期にわたる切れ目のない、きめ細かな健康相談と健診を行ってまいります。

医療環境の充実。

医療費助成制度については、子供を育てる世帯の負担を軽減するため、高校生以下の保険医療費の無料化を継続実施いたします。

特定不妊治療、一般不妊治療については、保険適用がされず、また、1回の治療費が高額であることから、費用の一部負担を実施いたします。

国民健康保険事業につきましては、財政基盤を強化するために、本年度から北海道が運

営主体となり、効率的な事務を進めていくこととなります。北海道や空知中部広域連合と相互に連携し、町民の窓口として分かりやすく、丁寧な対応と円滑な制度の運用に努めてまいります。

三つ目は、みんなでつくる豊かなまちです。

基幹産業である農業をはじめ、林業、商業、工業、観光の振興に向けた支援を推進するとともに、産業間の多様な交流や連携により、新たな地域資源や産業を創出し、元気あふれる豊かなまちを目指してまいります。

農業の振興。

後継者対策につきましては、J Aピンネやピンネ農業公社と連携を図り、農業後継者を目指す新規学卒者やUターン者が就農しやすい環境を整えるため、住宅確保に対する支援制度や農業機械の免許取得、新たな作目に挑戦する際の助成制度を新設いたします。また、農作業の省力化と効率化を図るため、水稻向け水管理システムによるICT農業の実証調査、GPS機能付き田植機の導入や農業用ドローン操作講習費用の一部を助成し、スマート農業の取組を推進いたします。

研究機関や地域おこし協力隊との連携協力により、全道一の生産量を誇る酒米を使用した商品開発に取り組んでまいります。

林業の振興。

森林資源の活用と資源循環型社会を目指すため、ふるさと公園内の3施設に熱源を供給するための木質バイオボイラーの導入に向け、国の補助制度を活用しながら、実証試験となる事業性能評価調査を実施いたします。また、分収造林の間伐などから得られる二酸化炭素吸収量をクレジット化し、購入していただくため、Jクレジット制度の認証に係る手続きを執り進めてまいります。

町民に親しまれる森づくりを推進するため、日本ハムファイターズの協力を得て、ふるさと公園内の創造の森に記念植樹を実施いたします。

商工業の振興。

商工業の振興のため、中小企業事業資金保障融資制度の利子の全額助成の期間を3年間延長します。また、国や道の融資貸付制度を利用している商工業者に対して行っている利子の半額助成についても3年間延長いたします。

店舗の新設や直売所の設置、集客向上のための取組を支援する中小企業者応援事業は、対象事業の範囲の拡大と要件の緩和を行い、中小企業者への支援拡大を図ってまいります。

商工会が実施する地元消費拡大のための取組や商工会の運営について、必要な支援を継続いたします。

観光の振興。

本町の観光拠点であるふるさと公園をリニューアルするため、ふるさと公園再整備基本計画を策定するとともに、新十津川物語記念館をはじめとする公園内施設の屋根や外壁などの改修を実施いたします。

奈良県及び十津川村との三者協定に基づき、東京日本橋の奈良県アンテナショップへの出品、奈良市内で行われるイベントのにぎわい回廊やJ Aピンネが奈良県内で実施するピンネフェアなどに参加し、農特産品の販路拡大に向けた取組を本格的に実施いたします。

また、三者協定を記念して、奈良県内から町内の宿泊施設に宿泊された方を対象に、特

産品をプレゼントする記念事業を実施いたします。

J R 札沼線の存廃議論から派生した沿線 4 町のそれぞれの特色や歴史観を連携し、魅力をアピールするため、札幌市内で特産品販売のイベントを行うとともに、J R 北海道傘下の旅行会社による本町の名所を巡るツアーまちもの語りに協力し、知名度アップにつなげる取組みを行います。

雇用の創出。

雇用の創出については、農業、林業、商工業及び観光に係る支援策として、町内の新たな雇用につながるよう執り進めてまいります。

また、ピンネ農業公社と連携を図り、新規就農者や地域おこし協力隊員の本町定着に向けた支援に取り組んでまいります。

四つ目は、みんなでつくる安心なまちです。

町民のかけがえのない生命と財産を守るため、大災害の発生を踏まえた消防、救急、防災体制の一層の充実に努めるとともに、交通安全や防犯などの生活安全の充実に努め、穏やかな暮らしを実現できる安心のまちを目指してまいります。

防災体制の充実。

3年に1度となる総合防災訓練を8月26日に実施するとともに、全行政区において組織化された自主防災会に出向き、災害を想定した避難所運営訓練HUGを実施するなど、より一層の防災力の強化に取り組んでまいります。また、避難所に必要となる簡易トイレや排水機場に必要な物資を購入し、災害発生時の体制整備の強化に努めてまいります。

国が進める日本再興戦略に基づき、災害発生時の避難所となる、ゆめりあやスポーツセンター、小中学校にW i - F i 環境を整備いたします。

平成9年に導入した防災行政無線は、老朽化が進んでおりますので、庁舎建設に併せた防災無線のデジタル化導入に向け、実施設計を行います。

石狩川や徳富川は、上流域からの土砂が河道内に堆積し中州が形成されております。今後、河岸侵食、洪水時の築堤破堤も想定されますので、関係機関に対し河道掘削を要望してまいります。

消防、救急体制の充実。

平成30年度は、本町に公設消防が設置されて100周年の大きな節目の年となります。これまでの歴史と歩みを振り返る記念誌の発行と100周年を記念した消防演習を実施いたします。

役場庁舎の建設に伴い、第一分団詰所の建設準備を進めるとともに、平成4年に購入した第一分団のポンプ車を更新し、消火体制の強化を図ります。

生活安全体制の充実。

交通安全の推進につきましては、交通安全指導員や関係機関、関係団体と連携を図るとともに、小中学生や高齢者向けの交通安全教育に力を入れ、交通事故の防止に努めてまいります。

防犯対策につきましては、新十津川町安全・安心推進協会にご協力いただき、青色回転灯パトロールを引き続き実施いたします。また、高齢者を狙った振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害は、年々手口が巧妙化し、道内でも被害が増加していることから、滝川警察署や滝川地方消費者センターなどと連携を図り、被害防止に向けた啓蒙活動を行って

まいります。

五つ目は、みんなで作る学びのまちでございます。

明日の本町を担う子供達が心身ともにたくましく育つよう、家庭や地域、学校と連携し、生きる力を育むとともに、町民が生涯にわたって自ら学び、自己実現を図ることができる学びのまちを目指してまいります。

地域とともにある学校づくりを目指すため、教育委員会と連携を図り、学校運営協議会を新たに設置し、コミュニティ・スクールとしての仕組みを導入いたします。保護者や地域住民が、一定の権限と責任をもって学校運営に参画していただき、これまで地域と学校が協力して実施してきた教育活動をさらに深めるとともに、活発な活動となるよう支援いたします。

なお、教育行政の具体的な施策の推進につきましては、教育長からの教育行政執行方針がございますので、私からは控えさせていただきます。

六つ目は、みんなでともに歩むまちです。

少子高齢化や人口減少、住民ニーズの多様化など、町を取り巻く情勢が大きく変化する中、住民と行政が互いに助け合いながらまちづくりを進めることができるよう、住民とともに歩むまちを目指してまいります。

住民参加の促進。

自治会活動の拠点となる行政区会館は、耐震に伴う建替工事が完了しましたので、改築をしていない中央区と青葉区の会館について、バリアフリーや省エネルギー化に特化した改修工事を実施いたします。

情報の発信につきましては、広報やまちづくり読本、町内回覧等を通じて、行政が持つ情報を町民の方々に発信するほか、まちのPR動画をホームページやYouTubeで配信するとともに、新たに本町を紹介するミニ情報誌を作成し、道内の道の駅などで配布するなど、様々な情報伝達手段を用いて本町の魅力を発信してまいります。

今年には北海道と命名されて150年になります。平成3年にNHKが放送したドラマ新十津川物語は、北海道の開拓の歴史そのものといっても過言ではありません。この類稀な開拓の歴史を町民の皆様と再認識するために、パブリックビューイングを開催いたします。

行政の効率的な運営。

新庁舎の建設につきましては、基本設計が終了しましたので詳細な内容を決める実施設計を進め、円滑かつ確実な工事施工とするために、年度内に発注を行います。

まちづくり懇談会やワークショップなどを通じて、引き続き町民の皆様のご意見を賜りながら進めてまいります。

ふるさと納税につきましては、平成26年度の制度実施以降、初めて1億円を超えるご寄附を全国からいただきました。今後、子育て支援や町の環境整備の財源として大切に使用させていただくとともに、町の産業振興の面においても経済効果が期待できますので、さらなる返礼品の充実を図り、より一層のPRに努めてまいります。

健全な財政運営を堅持することは、行政を司るものとして一番大切なことでもあります。町民の皆様とともに歩む協働のまちづくりを推進しておりますので、身の丈を考慮しながら、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう、財政運営を執り進めてまいります。

以上、平成30年度の町政の執行について所信の一端を述べさせていただきました。

むすびに。

昭和10年、本町出身の衆議院議員東武氏の30年近くにわたる政治活動の末に敷設された札沼線が、現在、廃線の危機に直面しております。

時代の流れとともに、人口が減少し、車中心の社会となり、現在は一日一往復しか往來のない札沼線は、交通手段として利用する町民がほとんどいなくなりました。

東氏の不屈の精神とひたむきな情熱を考えると、単に利便性や合理性だけで存廃を判断するものではありませんが、将来の本町のまちづくりを考えると、出来得る限り早い時期に決断することを考えております。

平成30年度は、私にとって任期を締めくくる年となります。

輝き続ける新十津川にするため、為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけりを信念に、決断と実行の真剣勝負の1年となるよう、町民の皆様、町議会議員の皆様にお誓い申し上げ、平成30年度の町政執行方針といたします。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、町政執行方針演説を終わります。

ここで10時45分まで休憩いたします。

（午前10時34分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前10時45分）

◎教育行政執行方針演説

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成30年度教育行政執行方針を述べさせていただきます。

はじめに。

平成30年第1回町議会定例会にあたり、町議会議員の皆様をはじめ町民の皆様、新年度に向けて教育行政の執行に関する方針と主要な施策について申し上げます。

今日の社会を取り巻く環境は、急速な高齢化社会が進む一方、人工知能をはじめとする技術革新やグローバル化の一層の進展などにより、近い将来、労働環境は大きく変革すると予測されており、昨年示された新学習指導要領においては、子供達が未来社会を切り拓くための資質、能力を一層確実に育成することが基本的考え方となっております。

新十津川町教育委員会といたしましても、すべての子供達の可能性を最大限に伸ばし、町民が生涯にわたって理想を目指す、みんなで作る学びのまちを推進してまいります。

それでは、主要政策の学校教育の充実と社会教育の充実に分けて申し上げます。

学校教育の充実であります。未来を担う子供達が、心身ともにたくましく生き抜く力をつけられるよう特色ある教育環境の構築を目指し、学校、家庭、地域、行政が連携を図りながら学校教育環境の充実に努めてまいります。

一点目が、確かな学力の育成であります。

子供達が、変化の激しい時代を主体的、創造的に生きていくためには、基礎的な学力とともに、応用力や発展的な学力を身に付けることが必要です。このため学校教育においては、基礎的、基本的な知識や技能を確実に習得させ、それらを活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の確かな学力を育むことを重視した指導の充実を図ります。

その環境整備として、今年度は、小中学校パソコン教室の更新時期に合わせ、デスクトップ型から新機種のタブレット型に変更し、その機動性を活かして主体的、対話的で深い学びの実現とプログラミング的思考の育成に向けた授業改善を進めてまいります。

また、きめ細やかな学習指導を継続するため、小中学校において、学習支援サポーター、学力向上推進講師を引き続き配置し、個々の習熟度合いに対応するためのティーム・ティーチング指導を行います。

また、昨年実施した全国学力・学習状況調査では、中学生の家庭学習時間が短いという結果となったことから、昨年から新規の取り組みとして開始した放課後学習サポートを今年も継続し、学習習慣の定着を進めてまいります。さらに、長期休業中の学習サポートやまびこを小中学生対象に行い、学校で習得したことを確実に定着させ、学ぶ喜びを感じることができるよう取り組んでまいります。

また、特別支援教育では、子供達の多様な個性を引き出すため、支援が必要な児童生徒に対しては支援員を配置し、一人ひとりの実態に応じた特別支援教育の充実を図ってまいります。

さらに、教職員の資質向上については、校内研修をはじめ専門的知識や指導力向上に向けた各種研修へ積極的な参加を推進してまいります。

2点目が、国際理解力の育成であります。

グローバル化が急速に進展する中、外国語によるコミュニケーション能力は、これまで以上に、生涯にわたって様々な場面で必要になると考えられ、小学校では、新学習指導要領により平成32年度から英語が教科化されます。

その準備段階として、平成30年度は外国語活動を、第3、第4学年は新たに15時間導入し、第5、第6学年は35時間から50時間へ時数を増やし、教科化へのスムーズな移行に取り組んでまいります。

また、ALTを活用した授業改善や中学校英語講師の乗入授業を継続し、指導体制づくりを進めます。

中学校においては、授業で学んだ英語力を検証し学習意欲の向上を図るため、引き続き英検の検定料を全額助成し、全校生徒1回以上の受験を奨励してまいります。

三点目が、豊かな心の育成であります。

子供達の規範意識を高めるためには、自らを律しつつ他者を思いやる心や感動する心など、豊かな心を育むには、家庭や地域での教育力が課題となっています。

通学合宿においては、共同生活を通じて基本的な生活習慣を継続できるよう指導するとともに、家庭での教育力を向上させるため、事前、事後の研修には保護者にも参加していただく取組を継続してまいります。

今年度からスタートする小学校での特別の教科道徳では、児童生徒が生命を大切にすること、他人を思いやる心、善悪の判断など豊かな人間性を育むための考え、議論する道徳教

育を進めてまいります。

また、中学校の特設道徳授業では、未来を担う生徒が自分の可能性や郷土愛を育むことを目的として制作された映画じんじん其の二を上映し鑑賞するとともに、別時間には一般町民への鑑賞機会を設けてまいります。このほかにも、小中学校の芸術鑑賞を実施し、情感豊かな心を育てまいります。

いじめ防止への対策としては、未然防止、早期発見、早期解消の取り組みが極めて重要であり、児童生徒のアンケートなどにより把握に努め、仲間づくりこども会議を継続するなど、児童生徒が主体性をもっていじめが起きない環境づくりに取り組めるよう努めてまいります。

また、問題行動の未然防止、早期対応と、インターネットなどの不適切な利用によるトラブルへの対策として、スクールカウンセラーを配置するほか関係機関による啓発活動を進めてまいります。

四点目が、健やかでたくましい心身の育成であります。

昨年実施した全国体力、運動能力、運動習慣等調査結果では、小中学生とも運動時間の多さや運動意識の高さが伺えました。

今後も引き続き授業改善を推進していくとともに、昨年に引き続き、小中学生の体育授業に北海道日本ハムファイターズトレーナーを招聘し、専門的な指導を仰ぎ運動能力の向上に努めてまいります。

また、中学校においては、部活動加入者が多いことが体力、運動能力の好結果にも表れており、加入率が高くなるよう設備の充実や保護者負担の軽減を図り運動機会の充実に努めてまいります。

学校給食においては、可能な限り地元産食材の利用を高め、特別メニューを提供するなど、食を通じた地域の理解と食文化の継承、自然の恵みに感謝する心を育むなど学校給食を生きた教材として活用し、きめ細やかな食育指導を推進してまいります。

また、調理業務の向上とアレルギー食材の安全対策として、給食管理、栄養計算システムを更新いたします。

さらに、保護者負担の軽減を目的とした給食費の減額について、引き続き継続してまいります。

五点目が、信頼される学校づくりの推進であります。

新規施策として、地域の特色や創意工夫を生かした学校づくりの制度であるコミュニティ・スクールを新十津川小、中学校が一体となった組織として今年度から導入いたします。

コミュニティ・スクールでは、学校長が定める学校経営方針や教育実践等について、地域住民や保護者が加わり協議するとともに、小中学校の連携を強固なものとし、子供達の義務教育9年間を見据えた教育の充実と、地域に開かれ地域に支えられる学校づくりを進めてまいります。

また、平成21年4月に開校した新十津川小学校は、少子化により町内の小学校が1校になる歴史的史実から今年で10年の節目を迎えます。記念式典を11月10日に挙行し、学校の歩みを振り返る記念誌発行の準備を進め、開校以来ご尽力、ご支援いただいた関係者のご臨席を賜りともに喜びを分かち合いたいと考えております。

六点目が、スクールバスの安全な運行の推進であります。

新規施策として、スクールバス運行業務を今年度から民間委託いたします。町内の民間事業者が有している技術力を活用し、専門的で豊富な経験や知識による安全運行の質的向上と、新たな事業機会を創出いたします。また、貸与するスクールバスにドライブレコーダーを設置し、安全運行体制の整備を進めます。

七点目が、就園、就学の支援であります。

すべての子供達が幼児期からの教育機会の保障や、誰もが努力すれば将来への道が開かれる環境づくりが必要であり、保護者が安心して子育てができるよう就園、就学の支援を行います。

3人以上の子供がいる多子世帯支援においては、第3子以降の子供に対し、幼稚園保育料、学校給食費をそれぞれ継続して無料化いたします。

世帯の収入に応じて支援している就学援助事業では、検討を重ね平成31年度以降の新入学児童生徒を対象に入学費用を、希望者には入学前の年度内に準備金として支給するよう進めてまいります。

八点目が、農業高校への支援であります。

新十津川農業高等学校は、今年で創立70周年を迎えます。今日まで多くの卒業生を輩出し、農業を基幹とする本町の歴史とともに歩んでまいりました。

各種大会へ出場し好成績を収め、農業資格検定や介護員養成研修など成果を残しているところであり、米どころである中・北空知にとって掛け替えのない農業高校であります。

これからも、小中学校との連携や地域と密接な関わりのある魅緑の里の同校を支援するとともに、10月27日に举行される記念式典経費について助成いたします。

次に、社会教育の充実であります。社会教育におきましては、新十津川町教育目標を基本理念とし、新十津川町第5次総合計画の具現化に向けて取り組むこととし、昨年度策定し30年度からスタートする第7期新十津川町社会教育計画の重点目標、豊かな心を育み、地域と連携した共育、生涯にわたり自ら学び、みんなでつくる学びのまちに基づき、計画的に事業を推進してまいります。

一点目が、青少年の健全育成の推進であります。

次代を担う青少年が、自他ともに掛け替えのない存在であることを地域全体で認識し、小中学校、PTA、青少年健全育成町民会議などの関係機関が連携を図りながら、心のかようないさつや子供の見守り活動体制を整えるなど青少年の健全育成に努めてまいります。

子ども会活動は、昨年、育成者連絡協議会が社会見学事業を開催し、好評を得たことから、引き続き魅力ある活動に対し、適切な指導助言を行ってまいります。

青年団活動では、地域の行事に積極的に参画していただくとともに、青年母村交流事業により十津川村青年団との交流を一層深め、愛郷心を育てまいります。

文化、スポーツ活動において、青少年の健全育成に欠かすことのできない団体活動について、運営費やユニフォーム購入などについて、支援してまいります。

二点目が、読書活動の推進であります。

昨年導入した読書通帳は、児童生徒への良い刺激となり、子供達の図書利用が増加しており、学校図書館司書による学校図書館と町立図書館との連携を進めてまいります。

また、読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするなど、

人生をより深く生き抜く力を身に付けるためには欠かせないものでありますので、幼児期からのブックスタートなどとともに、読書機会を拡充する事業を継続してまいります。

図書館につきましては、引き続き町民の知の拠点として幅広い図書資料の充実を図るとともに、近隣市町の住民にとりましても身近で親しみやすい不可欠な図書館となるよう展示の工夫や絵本の読み聞かせ、映画の上映など魅力ある場を提供し、利用促進に努めてまいります。

三点目が、文化活動の推進であります。

日本の将来を担う子供たちの豊かな心を育む環境を醸成することは重要であり、本町の文化協会や音楽協会の協力の下、優れた芸術や伝統文化に触れる機会を提供してまいります。

また、アートの森彫刻体験交流促進施設かぜのびは、来訪者に分りやすく通過車両にも気軽に立ち寄っていただくために、吉野地区に案内看板を設置するとともに、屋外防水工事を行い施設の維持保全に努めます。

さらに、かぜのびをアトリエとする彫刻家五十嵐威暢氏の展覧会が札幌芸術の森で開催されることから、町民を対象とした札幌芸術の森との連携事業を進めてまいります。

今年は、幕末の探検家松浦武四郎氏が北海道と命名して150年目となります。同氏が新十津川町に宿泊され、宿場跡石碑及び歌碑があるご縁から、7月17日の北海道みんなの日の週に北海道みらい事業として、開拓記念館で松浦武四郎パネル展を開催いたします。

また、開拓の歴史とともに歩んできた本町の重要無形文化財である獅子神楽保存会を永く後世に引き継ぐための活動を引き続き、支援してまいります。

四点目が、スポーツ活動の推進であります。

昨年から本格スタートしたスポーツクラブ事業は、新十津川町体育協会所掌のもと、順調に運営がなされており、昨年11月に配置した地域おこし協力隊員を活用し、引き続き、スポーツ振興による地域の活性化を支援してまいります。

また、スポーツ施設の管理運営については、現在の指定管理者である同協会に、利用者ニーズの多様化に応え、施設の有効利用が図られるよう柔軟な管理運営を目指してもらいたく考えているところであります。

北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定は、本年度で最終年となります。小学生を対象とした野球教室、ダンス教室、大人を対象として1軍トレーナーによるストレッチ講座を開催し、スポーツを楽しむ環境づくりを進めてまいります。

また、文化、スポーツ活動は、各種種目で選手が全道、全国大会で活躍し、町民に勇気や感動を与えていただいております。このことから、これらの大会出場経費について、支援を行ってまいります。

町民の健康の保持、増進を進めるためには、適度な運動を毎日繰り返すことが大切であり、その一つとしてラジオ体操があります。

今年は、昭和43年に健康づくりの町宣言をしてから50周年を記念して、夏休み期間中における日本の夏の風物詩として浸透しているNHK夏期巡回ラジオ体操、みんなの体操会を7月28日にふるさと公園イベント広場で開催いたします。

各体育施設においては、利用者に安全に利用していただくための施設管理が必要です。スポーツセンター前の噴水のリニューアル及び周辺に設置している外灯のLED化を進め、

環境の整備を行うとともに、そっち岳スキー場ロッジの外壁改修など、適正な維持管理に努めてまいります。

終わりに。

以上、平成30年度の教育行政の執行に当たり、主要な施策の一端を申し上げました。

子供達をはじめ、すべての町民が生き生きと自身の個性を磨き、また、発揮できるよう教育環境を整え、郷土の歴史や文化を誇りに思い豊かな心を育むのが私共教育に携わる者の責務であります。私はその責任者として、30年度は時代の流れの中で継続すべきことと変革すべきことを明確にし、地域連携による新規制度の導入や官から民への業務移行、新計画の実施など新たな施策が始まる重要な年と位置付けております。

関係機関とともに一丸となって、本町の教育を推進してまいりますので、町議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政執行方針演説を終わります。

ここで11時20分まで休憩いたします。

（午前11時11分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時20分）

◎議案第9号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第9号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第9号、149ページをお開き願いたいと思います。

新十津川町税条例の一部改正について。

新十津川町税条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

提案理由でございます。法人の町民税率を改正することにより、企業の負担軽減を図るため、この条例の一部改正について、議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） ただ今上程いただきました議案第9号、新十津川町税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、法人の町民税の税率を引き下げ、法人の税負担の軽減を図ることで、雇用の拡大や新規事業への取り組みの促進につなげたいとするものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明申し上げますので、5ページをご覧ください。

改正の内容は、初めは法人の組織規模に応じて決定される均等割の税率の引き下げでございます。第31条第2項の表中、(1)の資本金額1千万円以下で従業員数50人以下の1号法人の年額6万円を5万円に、6ページに移りまして、(2)の資本金額1千万円以下で従業員数50人超の2号法人の年額14万4千円を12万円に、(3)の資本金額1千万円超1億円以下で従業員数50人以下の3号法人の年額15万6千円を13万円に、7ページに移りまして、(4)の資本金額1千万円超1億円以下で従業員数50人超の4号法人の年額18万円を15万円に、(5)の資本金額1億円超10億円以下で従業員数50人以下の5号法人の年額19万2千円を16万円に、(6)の資本金額1億円超10億円以下で従業員数50人超の6号法人の年額48万円を40万円に、(7)の資本金額10億円超で従業員数50人以下の7号法人の年額49万2千円を41万円に、(8)の資本金額10億円超50億円以下で従業員数50人超の8号法人の年額210万円を175万円に、(9)の資本金額50億円超で従業員数50人超の9号法人の年額360万円を300万円に、それぞれ引き下げるものでございます。

次に、8ページで、国の法人税額に各市町村が採用する税率を乗じた額から税額控除分を除いて算出される法人税割の税率の引き下げでございますが、第34条の4中、現行の100分の12.1を100分の9.7に、100分の2.4引き下げるものでございます。

その結果、軽減効果といたしましては、当初予算ベースで法人町民税全体の税収として均等割で208万7千円、法人税割で178万7千円、合わせて387万4千円の減少となる見込みでございます。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。議案書の149ページ中ほどをご覧ください。

第1項で施行の日を平成30年4月1日と定め、第2項では、改正後の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の町民税について適用する旨を規定してございます。

以上、新十津川町税条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第9号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第10号、新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第10号、151ページになります。

新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

都市公園法施行令の一部改正に伴い、公園施設の設置基準を条例で定める必要があるため、この条例の一部改正について、議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては建設課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 村中忠夫君登壇〕

○建設課長（村中忠夫君） ただ今上程いただきました議案第10号、新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、提案理由にもありますとおり、都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正したいとするものでございます。

施行令の改正内容としましては、施行令第8条第1項に規定してございます運動施設率、これは、一つの都市公園内に設ける運動施設敷地面積総計の当該都市公園敷地面積に対する割合でございまして、従前この運動施設率につきましては100分の50を超えてはならないとしてきましたけれども、既設の運動施設のバリアフリー化を行う際に、その敷地面積が増加する場合や、国際基準に対応するための改修により、敷地面積が増加する場合など、社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例が生じてきたことから、地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするため、従来の基準100分の50を参酌した上で、運動施設率は各地方公共団体が自ら条例で定めることとしたものでございます。

この参酌の意味でございますけれども、法令基準を十分参照した結果として定めることということございまして、定めようとする基準に対する根拠が必要となる訳でございます。

では、なぜ、この運動施設率が規定されているかと申しますと、都市公園は一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設でございまして、自由に休息、散歩等の利用が出来るオープンスペースを確保するために、運動施設率の制限を定めているところでございます。

なお、平成29年6月15日が改正施行令の施行日でありまして、この日から起算して1年以内にその割合を条例で定めなければならなくなつたところでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明申し上げますけれども、今回の改正は今ほど経緯で説明しましたとおり、運動施設率の基準を定めることとございまして、お手元の新旧対照表9ページをご覧いただきたいと思ひます。

条例第1条の5、これは、公園施設の設置基準に関する規定でありますけれども、第5項の次に第6項として、政令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とするを追加するものであります。

また、議案にお戻り願ひたいのですが、附則といたしまして、施行日を平成30年4月1日からとしてございます。

なお、本町の都市公園は13公園ございますけれども、運動施設を有している公園につきましては、石狩徳富河川緑地のみでございまして、仮に運動施設の拡張等実施したとしましても、この参酌すべき基準を超えることはなく、同様の基準を条例で定めても支障を来すことはございません。

なお、運動施設というものにつきましては、これも施行令の方で規定はされてございますけれども、例を挙げますと野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、ゴルフ場

等でございます。

以上で議案第10号、新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第10号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第11号、新十津川町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第11号、153ページになります。

新十津川町個人情報保護条例の一部改正について。

新十津川町個人情報保護条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

154ページをお開き願います。

提案理由でございます。個人情報の保護に関する法律並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） ただ今上程いただきました議案第11号、新十津川町個人情報保護条例の一部改正についての内容について、ご説明申し上げます。

本件については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が、平成29年5月30日に施行され、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に関する改正が行われたことに伴い、本町においても、条例の整備を行う必要が生じたので、条例の一部改正を行うものでございます。

お手元に配布しております新旧対照表も合わせて参照いただきますようお願いいたします。

新旧対照表11ページをお開き願います。

第2条、定義でございますが、個人情報の定義を明確化するものでございまして、第1号は、個人情報の基本となる定義を規定するものでございます。

アの中の2行目、電磁的記録につきましては、12ページ、現行の第2条第8号にあります磁気テープ等を、法律の中で用いられている用語に定義を合わせるものでございます。

お戻りいただいて、第2号は、新たに追加されました個人識別符号の定義で、DNAや

声紋、手指の静脈、指紋、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号などが、これに該当いたします。

第3号は、要配慮個人情報の定義でございまして、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴などがこれに該当しますが、13ページ、現行の第7条に規定していたものを要配慮個人情報として定義したものです。

12ページでございます。

第9号、公文書は、現行第7号において文書等としておりますが、新十津川町情報公開条例において、実施機関が職務上、作成、又は取得した文書を公文書と定義していることから、用語の統一を図るための改正でございます。

第6条、個人情報取扱事務登録簿ですが、実施機関において、個人情報取扱事務登録簿を備えつける必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

現行においては、届出として規定しておりますが、個人情報の取扱いに係る実質的な事務について、変わるところはございません。

また、第1項第6号において、記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨も登録することとして、より一層の透明性の向上を図ることとしてございます。

13ページでございます。

第20条、開示の実施以下15ページの第37条までは、用語の整理に伴い必要となる条文の改正を行うものでございます。

議案にお戻りいただきまして、154ページ。

附則でございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行したいとしてございます。

以上、新十津川町個人情報保護条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第11号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第12号、新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第12号、155ページになります。

新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正について。

新十津川町児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例を、次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

小学校又は中学校に入学する者の保護者へ、入学前に新入学準備費を支給するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては教育委員会事務局長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 中畑晃君登壇〕

○教育委員会事務局長（中畑晃君） それでは、ただ今上程いただきました議案第12号、新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正についての内容説明を申し上げます。

この度の改正目的は、新入学に当たって、通常必要とする学用品及び通学用品の購入費については、これまで入学後の6月に支給しておりましたが、これを改め、入学前に支給することを可能とするためのものがございます。

改正内容につきましては、議案書と併せましてお手元の新旧対照表17ページをご覧くださいと思います。

まず、第1条に又は就学予定者という文言を加えまして、併せて第2条で就学予定者の定義を規定し、小学校又は中学校に入学する予定者が助成の対象となるよう改正をいたしております。

18ページに移りまして、第3条では、就学予定者に支給する助成金については、第1項第7号の新入学児童生徒学用品費等については、入学後の者が対象となるよう改めまして、新たに第13号として、入学前の者に支給する新入学準備費について規定し、第3項において、入学前に支給を受けた者は、入学後には支給を受けることができない旨を規定しております。

なお、第1条の就学予定者を加える部分以外の改正規定と第4条の改正規定は、文言の整理をさせていただいております。

議案書に戻りまして、附則といたしまして、この施行日につきましては、平成30年4月1日から施行すると定めさせていただいております。

以上、新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第12号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第13号、新十津川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第13号、157ページになります。

新十津川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

新十津川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） ただ今上程いただきました議案第13号、新十津川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことに伴い、本町が保険料を徴収する被保険者に関する規定について改正を行うものでございます。

国民健康保険及び後期高齢者医療の資格の適用は、住所地において行うことを原則としていますが、病院や施設等に入所するため住所を変更した被保険者については、引き続き、従前住所地の被保険者とする住所地特例制度を設けております。

しかしながら、住所地特例に該当する国民健康保険の被保険者が75歳到達等により後期高齢者医療に加入する場合には、住所地特例の適用が外れ、施設所在地の広域連合に加入することとなるため、この取扱いを見直し、住所地特例を適用できるように改正するものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明申し上げますので、19ページをご覧ください。

はじめに、第3条第2号につきましては、引用条文の第55条の次に第1項を加え、入院等をしている病院等の所在する場所に住所を変更した被保険者であって、入院等をした際に本町に住所を有していた被保険者に改めるものであります。

また、同条の第3号として、法第55条第2項第1号に規定する、継続して入院している二つ以上の病院のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者で、最初の病院に入院した際に本町に住所を有していた被保険者。

第4号として、法第55条第2項第2号に規定する、継続して入院している二つ以上の病院のうち直前の病院から現在の病院へ入院した場合で、直前の病院の所在する場所以外から現在の病院の所在する場所へ住所を変更したと認められる被保険者で、最後に住所変更を行った際に本町に住所を有していた被保険者。

第5号として、法第55条の2第1項に規定する、75歳に到達または一定の障がいがある方で65歳到達により後期高齢者医療へ加入した被保険者で、従前に加入していた国民健康保険で住所地特例の適用を受け、本町に住所を有しているとみなされていた被保険者の3号を加えるものであります。

次に、20ページに移りまして、附則の第2項及び第3項に定める平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例の定めを削り、第4項の延滞金の割合の特例の定めを第2項とするものでございます。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。議案書の157ページ下段をご覧ください。

第1項で施行の日を平成30年4月1日と定め、第2項では、改正後の規定は、平成30年度以後の年度分の後期高齢者医療保険料について適用する旨を規定してございます。

以上、新十津川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第13号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第14号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第14号、159ページになります。

新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用条文を改正する必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表の21ページも併せてご参照願いたいと思います。

提案理由で申し上げます法律改正に伴い、同条第9項を同条第11項と引用条文の変更をするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行をするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第14号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◎一括上程の議決

○議長（長谷川秀樹君） ここでお諮りいたします。

次に上程されます、日程第10から日程第14までの案件につきましては、関連がございますので一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第10、議案第15号、平成30年度新十津川町一般会計予算。

日程第11、議案第16号、平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

日程第12、議案第17号、平成30年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第13、議案第18号、平成30年度新十津川町下水道事業特別会計予算。

日程第14、議案第19号、平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算は、一括議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第15号ないし議案第19号の上程、概要説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） それでは議案第15号から議案第19号までにつきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第15号の平成30年度新十津川町一般会計予算から議案第19号の平成30年度農業集落排水事業特別会計予算までの提案理由について、ご説明を申し上げます。

別冊の平成30年度各会計予算書1ページをお開き願います。よろしいですか。この予算書の1ページ、はい。

それでは、1ページをお開き願いたいと思います。

議案第15号、平成30年度新十津川町一般会計予算。

平成30年度新十津川町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億3,899万1千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

継続費。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による、継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費による。

債務負担行為。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為による。

地方債。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表地方債による。

一時借入金。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

続きまして、199ページをお開き願います。

議案第16号、平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,925万5千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5千万円と定める。

続きまして、217ページをお開き願います。

議案第17号、平成30年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

平成30年度新十津川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,581万2千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

続きまして、233ページをお開き願います。

議案第18号、平成30年度新十津川町下水道事業特別会計予算。

平成30年度新十津川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,207万3千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5千万円と定める。

次に、257ページをお開き願います。

議案第19号、平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算。

平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,889万6千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

なお、一般会計から農業集落排水事業特別会計予算までの予算案の概要の説明につきましては、副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議賜り、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計の予算概要について説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは上程いただきました議案第15号から第19号までの平成30年度一般会計及び各特別会計予算案の概要について、ご説明を申し上げます。

お手元の平成30年度各会計予算案概要説明書に基づきまして、説明をさせていただきたいと思います。まず、1ページをお開き願いたいと思います。

ここに、平成30年度各会計予算案総括表を載せてございます。

一般会計の平成30年度予算額は61億3,899万1千円、対前年度伸び率は1.2パーセントの減となります。

続きまして、特別会計ですが、国民健康保険特別会計の平成30年度予算額は2億7,925万5千円。後期高齢者医療特別会計の平成30年度予算額は1億1,581万2千円。下水道事業特別会計の平成30年度予算額は1億9,207万3千円。農業集落排水事業特別会計の平成30年度予算額は2,889万6千円で、これら四つの特別会計の合計は6億1,603万6千円となり、対前年度伸び率で15.3パーセントの減となります。

一般会計と特別会計を合計いたしますと67億5,502万7千円となり、対前年度の当初予算との比較で2.7パーセントの減となっております。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

午前中、町長、教育長から執行方針が述べられましたが、それらの取り組みも含めまして、一般会計の主要事業につきまして、第5次総合計画の六つの目標に沿って概要を申し上げたいと思います。

一つ目のみんなでつくる住みよいまちに係る取り組みについてでございますが、まず、生活基盤の充実の項目では、一点目の定住促進対策事業6,110万円は、新築住宅助成28棟分、中古住宅助成7棟分を計上し、併せて、子供のいる世帯に対する商品券助成で25世帯、50人分を計上してございます。

二点目、高速通信網整備事業234万4千円は新規事業でございまして、現在、町内における光通信サービスは、市街地の一部に限られて提供されてございますが、その対象区域外の集落に対して、無線通信設備を整備する事業でございます。

対象地区は、町内ほぼ全域にわたりまして、およそ970世帯をカバーするものとなる見込みでございます。

事業年度は、平成30年度と31年度の2か年で、事業費はおよそ6,000万ほどを見込んでおります。30年度につきましては、無線通信中継アンテナの設置場所を調査するための経費について予算計上をしております。

次に、交通環境の整備の項目ですが、道路整備事業1億2,423万7千円では、本年度実施設計をいたしました菊水団地道路改築工事を新規着工するほか、文京西3線の舗装改修工事、夢色通り歩道改修工事、弥生東2線舗装改修工事を行ってまいります。

また、西1線の南4号線から南5号線間の歩道造成を行うための調査設計業務を計上しております。

次は、二つ目、みんなでつくる健やかなまちに係る取り組みについてです。

高齢者福祉の充実の項目についてですが、一点目、高齢者除雪事業773万8千円では、高齢者世帯の間口生活通路確保及び道路除雪による置き雪、屋根雪下ろしに係る助成を継

続実施するものでございます。

二点目、地域活動・ボランティア活動への支援563万6千円では、高齢者や障害のある方に対する支援におきまして、地域を拠点とする活動を推進することが重要であることから、各地域における介護予防やサロン活動及び地域での見守りやボランティア活動に対する支援を積極的に行っていくための経費を計上してございます。

次に、健康づくりの推進の項目についてでございますが、一点目のがん検診事業1,015万8千円では、ワンコイン検診を継続して行い、検診受診率の更なる向上を図ってまいります。

二点目の健康づくりの町宣言50周年記念事業791万6千円では、平成30年度が健康づくりの町宣言50周年に当たることから、これを契機としてさらなる健康増進を図るため、記念講演会と健康フェアの開催、北中央公園内に健康器具の設置、食育推進事業、NHK夏期巡回ラジオ体操などを実施する経費を計上しております。

次に三つ目、みんなでつくる豊かなまちに係る取組みでございますが、農業林業の振興の項目については、一点目のピンネ農業公社運営事業780万1千円では、本町農業の持続的発展のため、農業公社が行うUターン就農者に対する農業機械等運転免許取得支援や住宅家賃支援及び住宅取得増改築支援など、さらにはドローン受講費用補助や水田センサー導入補助など、スマート農業推進補助事業に対して支援を行う経費を計上しております。

4ページ、5ページをお開き願います。

二点目の酒米粉活用研究事業198万6千円では、酒米粉を用いて新たな特産品を試作し、製品化するための経費を計上しております。

三点目の次世代農業推進支援事業500万円では、スマート農業推進のため、GPS機能付きの田植機を導入する場合に導入費用に対して助成を行うもので、20台分の助成経費を計上してございます。

四点目、新規就農者技術修得センター整備事業2,122万2千円では、当該センター機能充実のため、施設の改修及び椎茸ハウス1棟の増設を行う経費を計上してございます。

五点目、木質バイオマスボイラー導入検討事業21万4千円では、ふるさと公園内にバイオマスボイラー施設を設置いたしまして、公園内の3施設に熱源を供給する事業を計画してございます。

平成30年度については、国に事業性評価調査に係る補助申請を行い採択され次第、当該調査を行うものでございます。

なお、当該調査経費は1,000万ほどの費用がかかる見込みでございますが、国庫補助率は10分の10となっているものでございます。

六点目、地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証取得事業22万6千円では、地球温暖化対策の一環として町有林の富士形山分収林の間伐により発生する二酸化炭素吸収量をクレジット化するための手続に係る経費を計上しております。

七点目、奈良県・十津川村三者協定PR事業260万6千円では、本年度締結いたしました三者協定に基づき、東京にある奈良県アンテナショップや奈良県内の特産品等販売店舗などで本町の特産品PRや販売を行うとともに、本町内のイベント等で十津川村の特産品を販売し、さらには奈良県からの本町宿泊者に対し特産品を提供するなどの取り組みを行う経費を計上してございます。

次、商工業の振興の項目についてでございます。

中小企業者応援事業400万円では、本町の中小企業の支援策として実施してまいりましたが、平成30年度は対象となる工事等を拡充して、より利用しやすい制度とするものでございます。

また、時限的事業として実施しております中小企業事業資金保障融資事業や、国・北海道融資制度資金利子補給事業については、当該実施期間を3年間延長するものでございます。

次、観光の振興の項目については、観光PR推進事業900万5千円では、とつかわこめぞーのキャラクターグッズを作成し、認知度アップを図るとともに、北大留学生と研究を重ねてきました観光資源の発掘及び都市と農村の交流事業で養ってきました観光ツアーの成果をもとに、民間会社と連携して観光ツアーを実施してまいりたいと考えてございます。

また、札沼線沿線4町による道庁赤レンガ前での農産物等の販売なども行ってまいります。

次、四つ目のみんなでつくる安心なまちに係る取組みですが、防災体制の充実の項目について、一点目、防災行政無線デジタル化1,009万9千円では、現在のアナログ式防災行政無線をデジタル化するための調査設計に係る経費を計上しております。

二点目、総合防災訓練の開催64万8千円では、平成30年度は3年に1度の総合防災訓練を実施する年度でございまして、これに係る経費を計上しております。

三点目、ドローン導入実証試験15万2千円では、遭難対策などでドローンを活用するための実証試験に係る経費を計上してございます。

四点目、消防団第一分団詰所建設事業349万5千円では、庁舎の建替えに伴い、第一分団詰所を建設するための経費を計上してございます。

五点目、防災施設Wi-Fi環境整備3,974万4千円では、災害発生時に防災施設でスマートフォンなどを利用しやすくするために、当該施設におけるWi-Fi環境を整備するための経費を計上してございます。

6ページ、7ページをお開き願います。

五つ目のみんなでつくる学びのまちに係る取組みでございしますが、学校教育の充実の項目について、一点目、学校運営協議会の設置66万3千円では、保護者や地域住民が学校運営に参画し、よりよい教育の実現を目指すために設置する学校運営協議会に係る経費を計上してございます。

二点目、小中学校ICT整備事業2,050万円では、小学校及び中学校のパソコン教室にタブレット型パソコンを31台ずつ計62台を配置して、アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動の充実を図るための経費を計上してございます。

三点目、スクールバス運行委託業務2,685万3千円では、スクールバス運行業務や給食配送業務に民間が持つ技術力及び専門知識による安全安心な運行を取り入れるため、当該業務を民間に委託することとし、これに係る経費を計上してございます。

四点目、学校周年記念事業負担金30万円では、小学校創立10周年記念事業に20万円。農業高校創立70周年記念事業に10万円を負担するものでございます。

次に、社会教育の充実の項目についてですが、一点目、生涯スポーツの推進833万2千円では、誰もが生涯にわたりスポーツを手軽に取り組むことができるよう、専門の指導者

を招いた教室を開催するとともに、地域おこし協力隊によるスポーツ種目の掘り起こしや機会の創出を促進するための経費を計上しております。

二点目、芸術鑑賞事業300万5千円では、幅広い年代層が気軽に芸術鑑賞できるように、様々なジャンルの公演を行うとともに、かぜのびと札幌芸術の森とが連携した見学会を開催するための経費を計上してございます。

三点目、北海道150年事業連携事業13万円では、北海道が命名されて150年を迎えるに当たり、北海道と連携して、松浦武四郎の特別展示や講演会を開催するとともに、北海道開拓の歴史と重なる本町の団体移住の歴史を映像化した新十津川物語を町民の皆様とともに鑑賞するため、パブリックビューイングを実施するなどの取り組みを行ってまいりる予算を計上してございます。

六つ目のみんなでともに歩むまちに係る取り組みですが、住民参加の促進の項目について、行政区自治会館改修1,678万4千円では、高齢者や障害者を持つ方などの利用に際し、施設整備等の一部で不十分な箇所がある中央区と青葉区の自治会館において、バリアフリー化などの改修を行うものでございます。

次に、行政の効率的な運営の項目について、庁舎建設事業1億9,829万1千円では、本年度の新庁舎基本設計に基づき、新年度実施設計を行ってまいります。

また、実施設計完了後、年度内に建築工事の発注を行い、建設スケジュールがスムーズに進捗するようにしてまいります。

北海道日本ハムファイターズパートナー協定事業201万4千円でございますが、説明書に記載してますとおり、この協定によって、そこに記載の6件の事業を実施するものでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

主な一般会計の歳入についてでございます。

町税は5億7,027万3千円で対前年度伸び率6.5パーセントの増加となっております。

平成30年度は、住民所得の一定程度の伸びが見込まれることを勘案したものでございます。

地方交付税は29億3,500万円で対前年と同額で見込んでございます。

国庫支出金は3億3,386万8千円で、伸び率11.9パーセントの増加となっております。これは、防災施設のWi-Fi環境構築に係る国の無線システム普及支援事業費等補助金2,649万6千円が主な要因でございます。

繰入金は5億1,375万5千円で、伸び率46.1パーセントの増加となっております。これは、公共施設の大規模修繕を複数箇所行うため、公共施設整備基金から2億1,472万8千円を繰り入れることと、新庁舎建設に係る経費分を庁舎建設基金から1,891万3千円繰り入れることが主な要因でございます。

町債5億7,600万円は、伸び率35.2パーセントの減額となっておりますが、これは、平成29年度に行った国営樺戸二期地区土地改良事業の繰上償還がないことと、行政区会館建替えが終了したことによるものでございます。

一般会計については、以上でございます。

続きまして、特別会計予算案についてご説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計予算総額2億7,925万5千円でございます。

主な歳入ですが、国民健康保険税 1 億9,821万 7 千円で対前年346万 5 千円の減額となっております。これは、国庫事業の広域化に伴う本町分の納付金の減が主な要因でございます。

繰入金7,922万 9 千円は、一般会計からの繰入金で、そのうち保険基盤安定分は4,837万 7 千円。その他一般会計繰入れ分で3,085万 1 千円でございます。

歳出については、広域連合負担金が 2 億7,416万 6 千円と、対前年 1 億1,851万 3 千円の減額となりますが、これは国庫事業広域化に係る制度改正によるものでございます。

国民健康保険特別会計については、以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計予算総額 1 億1,581万 2 千円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料7,562万 4 千円で対前年393万円の増額となります。これは、被保険者の増加によるものでございます。

繰入金3,891万 2 千円は、一般会計からの繰入金で保険基盤安定繰入分3,310万 3 千円、その他一般会計繰入分580万 9 千円でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合負担金 1 億1,359万 6 千円で対前年737万 1 千円増加してございます。

後期高齢者医療特別会計については、以上でございます。

次に、下水道事業特別会計予算総額 1 億9,207万 3 千円でございます。

歳入の主なものですが、使用料及び手数料6,480万 1 千円は下水道使用料で、対前年80万円の増加となります。これは、受益者の増加によるものでございます。

繰入金 1 億1,566万 8 千円は、対前年148万 1 千円の増額で、一般会計繰入金の増でございます。

歳出の主なものは、下水道建設費2,107万 2 千円で、みどり中継ポンプ場電気設備改築工事と公共枡設置工事で1,572万円の支出が主な内容でございます。

公債費 1 億2,435万 7 千円は、地方債償還元金及び利子分で例年どおりでございます。

下水道事業特別会計については、以上でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計予算総額2,889万 6 千円でございます。

歳入は、使用料及び手数料770万 1 千円と繰入金2,119万 3 千円で、例年とほぼ同等額でございます。

歳出は、維持管理費917万 3 千円で、昨年の農業集落排水事業最適整備構想400万円がない分が減額となっております。そのほかは例年と同様の施設維持管理経費でございます。

公債費は1,972万 3 千円で、これも例年同等額でございます。

以上、平成30年度の一般会計ほか 4 特別会計の予算案の概要について申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第15号から議案第19号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

これより予算概要についてのみ質疑を行います。

質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

◎予算審査特別委員会の設置、正副委員長の選任

○議長（長谷川秀樹君） お諮りいたします。

議案第15号から議案第19号までの審査についてであります。昨日、議会運営委員長より、予算審査特別委員会を設置し、審議を行うとの報告がありました。

本件につきましては、議会運営委員長報告のとおり、予算審査特別委員会を設置し、審議を行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、予算審査特別委員会を設置することに決定をいたしました。

構成につきましては、同じく議会運営委員長報告のとおり、議長を除く議員10名ということで決定したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、予算審査特別委員会の構成は、議長を除く議員10名と決定をいたしました。

特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定により互選となっております。

この後、休憩をいたしますので、休憩中に予算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

13時45分まで休憩いたします。

（午後 1 時35分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 1 時43分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に鈴木康裕君。副委員長に安中経人君。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

ただ今上程いたしております議案第15号から議案第19号までについて、一括して予算審査特別委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、一括して予算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第20号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第20号、161ページになります。公の施設の指定管理者の指定について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定する。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称、所在地と名称、それぞれ申し上げたいと思います。

樺戸郡新十津川町字総進187番地2。新十津川町スポーツセンター。

樺戸郡新十津川町字総進178番地1。新十津川町ふるさと公園野球場。

樺戸郡新十津川町字総進179番地9。新十津川町ふるさと公園ピンネスタジアム。

樺戸郡新十津川町字総進178番地1。新十津川町ふるさと公園テニスコート。

樺戸郡新十津川町字総進179番地8。新十津川町ふるさと公園ピンネテニスコート。

樺戸郡新十津川町字総進178番地2。新十津川町ふるさと公園サッカーコート。

樺戸郡新十津川町字総進177番地3。新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場。

樺戸郡新十津川町字総進187番地2。新十津川町温泉プール。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称。樺戸郡新十津川町字総進187番地2。特定非営利活動法人新十津川町体育協会、理事長、吉田邦男。

3、指定の期間。平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。このたび指定管理者として指定をする体育協会は、平成22年度から指定管理者として、今年度で8年間を体育施設の管理運営を終えることとなっております。常に利用者の立場を考え、施設の適正かつ効率的な運営にご尽力をいただいております。このたび、現在の指定管理期間が今月末で満了になることから、これまでの間に指定管理者の公募を行ってまいりました。その結果、体育協会のみ公募ということでございます。従前同様に適切に管理運営をしている体育協会が指定管理者として妥当であると判断をし、今後、5か年間指定管理者をするということでございます。以上、提案理由と内容の説明といたします。議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第20号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、議案第21号、公の施設の指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第21号、公の施設の指定管理者の指定期間の変更について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者の指定期間を変更する。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称。樺戸郡新十津川町字大和208番地8ほか。新十津川町新規就農者技術修得センター。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称。樺戸郡新十津川町字中央6番地29。ピンネ農業協同組合、代表理事組合長、宮本英靖。

3、指定の期間の変更。平成28年4月1日から平成30年3月31日までを、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに変更する。

4、変更の理由。指定管理者による管理代行を1年間継続するため。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定期間を変更するため、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新規就農者技術修得センターは、新規就農者や農業者の研修施設として、平成14年度からピンネ農業協同組合に施設管理を委託し、平成17年度からは、指定管理者としピンネ農業協同組合が管理代行を行っており、現在の指定管理期間は、平成30年3月31日までとなっております。

指定管理者のピンネ農業協同組合は、新規就農者などへの技術指導を行いながら、振興作物の育苗、受託生産やミニトマト、メロン、アスパラ、シイタケなどの生産及び販売を行い、施設の維持管理費用を負担する中で管理代行を行っておりますが、近年、必要経費等の高騰により収支は厳しい状況にあり、人員不足により運営体制にも課題が生じておりました。このことから、ピンネ農業公社が仲介し、現場の状況を聞き取り、確認するとともに、施設の老朽化や敷地の有効利用の課題なども含め、今後の方向性について、町及びピンネ農業協同組合の三者で協議を進めてきたところでございます。

ピンネ農業協同組合としましては、現状の運営条件では、今後、修得センターの管理代行を行うことは難しいとの意向でありましたので、施設を維持し、有効利用を図りつつ、農業後継者の確保や支援を行い、将来のコントラクター事業や耕作放棄地の営農を見据えた取り組みを進めていくためには、ピンネ農業公社がかかわる中で修得センターの運営を一体的に担っていくべきと三者で協議がなされ、また、低利用地の活用や販売用作物の拡充、老朽化した施設の改修などについても整備が必要との意見が出されたところであります。

修得センターの運営を一体的に担うものとしまして、ピンネ農業公社自体は農業法人になることができないため、新たな農地所有適格法人である合同会社の設立を考えております。ピンネ農業公社が変わり合同会社を設立するには出資が必要となりますが、ピンネ農業公社が出資するためには、運営費の3割を負担しているピンネ農業協同組合の理事会及び総代会での承認が必要となり、その後、会社設立の申請を行うために、一定の期間を要することとなります。

また、平成30年度において老朽化した施設の改修、低利用地の活用のための堆肥の投入及び椎茸ハウスなどの施設整備を行い、平成31年度からの運営体制を整えていくことから、新規就農者技術修得センターの指定管理者の指定期間を平成31年3月31日まで1年間延長したいとするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。議決賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第21号について、提案理由並びに内容の説明を終わ

ります。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、議案第22号、空知中部広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第22号、空知中部広域連合規約の変更について。

空知中部広域連合規約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。介護保険法の改正並びに国民健康保険制度の改正に伴い、空知中部広域連合規約を変更することについて、関係市町と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表23ページも併せてご参照願います。

介護保険関係について説明を申し上げます。このたびの介護保険法の改正により、現行、北海道から空知中部広域連合に事務を移譲している事業のうち、指定居宅介護支援事業者、ケアマネージャーです。指定介護予防訪問介護事業者、ヘルパーです。指定介護予防通所介護事業者、デイサービスであります。これらの指定が、北海道の事務から市町村事務になることにより、現在連合規約において北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に規定する広域連合が処理する事務から外れることとなります。

指定居宅介護支援事業者につきましては、平成30年4月1日から指定介護予防訪問介護事業者、指定介護予防通所介護事業者については、平成27年3月31日までは北海道で指定しておりましたが、平成27年4月1日以降は、介護予防日常生活支援総合事業として、市町村または広域連合が指定を行うことになりました。

今回の改正は、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防訪問介護事業者、指定介護予防通所介護事業者の指定に関する事務の規約から、事務を規約から外すことによるものであります。

残る事業者も含めて削除し、指定居宅サービス事業者などに文言を修正をするものとなっております。

次に、国民健康保険の関係でございます。

平成30年4月より北海道と広域連合が共同により国保事業を運営することに伴い、国及び道から直接交付されていた補助金が北海道からの交付となるため、国の補助金は北海道に交付し、北海道から一括交付されることになったためでございます。そのようなことから、この規約の変更が必要になったものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第22号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議案調査のため、8日から14日までの7日間、本会議を休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、8日から14日まで本会議を休会とすることに決定をいたしました。

15日は、午前10時より本会議を再開しますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした

(午後 1 時58分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年第1回新十津川町議会定例会

平成30年3月15日（木曜日）

午前10時00分開議

◎議事日程（第3号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 例月現金出納検査結果報告
- 第3 一般質問
- 第4 議案第2号 新十津川町行政区自治会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第5 議案第3号 新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第6 議案第4号 平成29年度新十津川町一般会計補正予算（第11号）
(質疑、討論及び採決)
- 第7 議案第5号 平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
(質疑、討論及び採決)
- 第8 議案第6号 平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
(質疑、討論及び採決)
- 第9 議案第7号 平成29年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
(質疑、討論及び採決)
- 第10 議案第8号 平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
(質疑、討論及び採決)

◎出席議員（11名）

1番	進 藤 久美子 君	2番	杉 本 初 美 君
3番	鈴 井 康 裕 君	4番	小 玉 博 崇 君
5番	白 石 昇 君	6番	西 内 陽 美 君
7番	安 中 経 人 君	8番	青 田 良 一 君
9番	長 名 實 君	10番	笹 木 正 文 君
11番	長谷川 秀 樹 君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	平 田 智 子 君
会計管理者	谷 口 秀 樹 君
保健福祉課長	遠 藤 久美子 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
建設課長	村 中 忠 夫 君
教育委員会事務局長	中 畑 晃 君
代表監査委員	山 本 忍 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮 正 人 君
--------	-----------

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、5番、白石昇君。6番、西内陽美君。両君を指名いたします。

◎例月現金出納検査結果報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、例月現金出納検査結果報告を行います。

例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、一般質問を行います。

先例にしたがい、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

5番、白石昇君。登壇の上、発言願います。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） おはようございます。議長のご指示がございましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、平昌オリンピック、そして、パラリンピック。現在まだ進行中でありまして、日本人の活躍がすばらしく、本当にこう気持ちがあわくわくするようなオリンピックを見させていただきました。また、昨日は村岡選手が5種目のパラリンピックのエントリーの中で4種目が終了した段階で、四つのメダル、しかも昨日は金メダルを獲得したということで、この人達が本当に障害を持った人達かなと思うような、そんな素晴らしい活躍を見せていただきました。今日は村岡選手に負けないように、私も一生懸命、一般質問させていただきます。

今日は6人の一般質問者がありましたので、なるべく早く進めたいと思います。

それでは最初の質問でございますが、強風と豪雪に対する早期営農を行うための対策をお願いをしたいということで、今年、皆さんご存じのように、昨年暮れから台風がきたり、いろんな異常気象の中でのスタートにならざるをえないのかなと。そのような感じをしているわけでありまして。

記録的な大雪ということで、そして今、融雪が急速に進んで、また今晚は、急速にま

た温度が下がるということで、解けたりしぼれたりの繰り返しで、ハウスのパイプの変形だとか、倒壊とかが本当に心配をされるところであります。

それから、かなり営農も遅れていくんでないかというそういう形の中で、1日も早い融雪を進めて、基本的な状態の中での営農を早く進めれるような対策ということで、基幹産業を守るというそういう立場から、関連団体と協議を十分にした上で、被害を最小限に止める。そして、融雪を1日も早く促進をするという観点から、融雪促進剤。そういう形の中での助成を行ってはどうでしょうかということ、まず質問をさせていただきます。

ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはよございます。それでは5番議員さんのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

今ほど5番議員さんの質問の中にありましたとおり、今年の大雪は、記録をとっている平成14年以降過去最高の10メートルを超える降雪量となり、積雪深も一番多い時には1メートル85でございました。この数値は、町の観測点がある平地の雪の量でございますので、地域によっては更に多くの降雪量、積雪量となっております。町民の皆様には、毎日のように除雪作業にご苦労されてきたことと拝察いたします。

町では、2月19日に災害対策本部を設置し、大雪被害に関する情報収集と注意喚起等の対策を講じてきたところでございます。

農業者の皆様に対しましては、町と農協などの関係団体で構成をする営農振興対策協議会から、2月20日に全戸に注意喚起文書を郵送するとともに、3月2日には各農事組合を通じて文書を配布をしております。

また、防災無線による放送により、繰り返し注意喚起を行ってきたところでもございます。

しかしながら、新規就農者技術修得センターでは、除雪作業を行っていたにも関わらず、ハウス3棟が倒壊するなど大雪による被害が出ておりますし、先週担当職員に町内全域の巡回を指示し、ハウスの状況を確認させたところ、ほぼハウス全体が雪に埋もれている状況も散見されました。

一方、町内で最も降雪の多い徳富地区でしっかり除雪をされている状況も確認され、大雪への対策に個人差があるということの報告を受けております。

除雪をされている方のお話しでは、温床の除雪を今シーズン5回行い、除雪機の稼働時間も400時間を超えたということであり、営農に対する意識の高さを強く感じ、こうした不断のご努力が、米を基幹産業とする町、新十津川町を支えていただいていると改めて感謝の念を強くした次第でございます。

しかしながら、農業者の方々は、国道、道々、町道の除雪業務を始め、JRの保線や各施設等の除雪作業をされている方も多く、温床ハウスの除雪をしたくても時間がとれない実態も伺われます。

今、正に本格的な融雪時期に入り、今後、雪の重みによるハウスパイプの変形、損壊被害が出てくることが懸念されます。

町といたしましては、先ほど説明しましたように、各農家の大雪に対するハウス管理の状況に個人差がございますし、ハウスの強度や使用年数もそれぞれ違っておりますので、特定のハウス被害が発生した場合に対する支援はいたしかねますが、全町的に春作業への影響を緩和し、広く支援する観点から、平成24年の大雪に対して行った支援と同様に、融雪剤購入費用の一部助成による支援を、JAピンネと足並みを揃えて実施したいと考えております。

執行方針でも申し上げましたように、基幹産業である農業を守り、関係機関と連携しながら農業の持続的発展を強く進めていくことを改めて申し上げ、5番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 5番、白石昇君、再質問を許します。

○5番（白石昇君） それでは今のことに對して再質問であります。確かに町長がおっしゃられるとおり、地域差とか個人差があるのは、もう気象条件で充分分かっていることなんです。従って、例えば日高のような台風による1日でハウスが何十棟も倒壊したというような事例とは少し変わってくるのかなっということ、私も理解をするところであり、ます。

しかし、平成27年、私が議員になった年の6月に、前年度の作況指数が落ち込んだということで、種もみの助成をしていただいたことがあると思います。やはり、そういう関係機関と協議をしながら、やる気と、勇気を与えられるような、そういう助成というのは、こういう場合には本当に必要なことではないかと思っております。

そういう観点から、ぜひともよろしくお願いをしたいと思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今ほど5番議員さんの再質問でありますけれども、私としても、基幹産業農業の農業者が、不安なく安定的に農業経営をするために、このたびは農協などと協議をし、今、融雪剤の助成をすることが一番そういった部分の支援策になるというふうを考えて、そういった対策を講じてまいりたいというふうなことを申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは、二つ目の質問に入ってください。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） それでは二つ目の質問に移りたいと思っております。

二つ目の質問でございますが、平成30年度の町政執行方針と観光という私の立場からの取組みについて、再度確認という部分もありましようが、質問をさせていただきたいと思っております。

平成27年10月に、まち、ひと、しごと、新十津川町総合計画という発表がされ、それに従って3年間が経過をしたところでございます。私は、まだ手のつけられてない部分もあろうかと思っておりますが、かなり一定の効果を発揮したのではないかと。

例えば、子育て支援だとか、住宅支援だとか、本当に住みやすいまち、この町に住んでいただけるまち。そういう観点からの取組みとしては、近隣町層が追従をしなきゃならないような、そういう政策ではなかったらどうか。このことが、このまちづくりのある意

味での一つの基本になってくるのかなど、そのようなことも考えております。

それで今年、残された課題について、どのように取り組むのかということで質問をさせていただきたいと思います。

また、昨年観光PR拠点構想ということで報告書がまとめられましたが、このことはなかなか直売所のことでもそうですし、取り組むってということに、そこの前段に行くまでの部分というのは非常に難しいものがあると思います。そういうことを踏まえて、単にそれだけではなくて、総合的にやはり考えていかなければならない部分というのが相当、関連したことがたくさんあると思います。

それで私は、次世代の人たちを含めた形の中で、町議会とかそういう形の中で取り上げて、じっくりと時間をかけて十分な検討をしながら進めていくことが大事なことでないかなど改めて思っておるところでございます。その辺のところをお聞かせを願いたいと。

それから、昨年締結いたしました奈良県と十津川村との三者協定について、少しご質問したいと思います。

執行方針のアンテナショップへの出品だとかイベントだとか、一応のメニューが示されておりますけれども、私は、そのことも大事なことでありますけれども、やはり奈良県知事が二十何年ぶりに来町されて、そして母村と我が町の交流の深さ、そして毎年、毎年、移住を忘れないために開町記念日というのを設定して進めているということに感動をされて、ああいう三者協定、奈良県を含めての三者協定という、そういう場をつくりたいということから発祥したことだと思っております。

どうぞこのことが未来永劫につながるような、計画的なやはり三者協定になっていかなければならないと思います。1年まだ経過してない段階ですけども、じっくりと足を地につけた協定にさせていただきたいなという、そういうことを町長の思い、そしてこれからの方向性について、お聞かせを願いたいと。この大まかに三つでございます。よろしくお願いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは5番議員さんからの二つ目のご質問にお答えを申し上げます。

ただ今のご質問につきましては、大きく分けて3点ございましたので、順にお答えをさせていただきます。

まず第一点目、総合戦略につきましては、ご質問の中で5番議員さんからも一定の評価ということを趣旨の中に触れさせていただきました。私も同じように一定の成果を挙げているものと捉えております。

内容の説明を少し加えさせていただきます。

2月末日現在の数値でございますが、町の観光PRサイトへの訪問件数は、5万件の目標に対しまして、今、約4万2千件となっております。特産品の売上高につきましては、1億2,000万円の目標に対して約8,000万円となっていることなど、総合戦略に基づく施策の効果が着実に実をつけていると感じられているところでございます。

一方で、都市住民との交流人口につきましては、981人の水準維持を目標としていなが

ら、ここ2年は約650人という規模に減少しております。本町における都市住民との交流は、しんとつかわで心呼吸。推進協議会に担っていただいておりますが、受入れは、主に関西圏からの中学、高校の修学旅行によるファームステイが中心的なものでございます。近年、バス料金の値上げの影響から、各学校の修学旅行先の見直しが行われ、空知地区への教育旅行そのものが減少していることが大きな要因であり、本町の受入れも必然的に減っているという状況にあります。

このことから、今後につきましては、交流人口を増やす方策としまして、今年度まで実施をしてまいりました観光資源発掘事業における再発見した本町の魅力を旅行会社等に提案し、民間によるツアーを企画、実施することにより、来町者の増加を図る計画でございます。

次に、二点目の観光PR等の拠点についてでございます。

昨年6回にわたり検討の場がもたれ、その場では大変有意義な議論が交わされ、また、多くのご意見もいただいております。平成30年度から、新たな観光振興計画のもと、都市と農村の交流、ふるさと公園の魅力向上のためのリニューアル、新たな特産品の開発など、ニーズに合った事業展開をしていく上で、町民の皆さまや関係する方々にお話を伺いながら進めていくものが数多くございます。

今後の観光振興の取組みには、特にご指摘のあったように若い世代からの発想やご意見を組み入れながら、事業展開を図ってまいりたいと考えているところでございます。

昨年における観光PR等の拠点の検討は、観光振興計画の基本方針に位置付けております観光情報発信力の強化が大きなテーマの一つでありますので、まとめられた検討会議の報告とどのように関連して考えるべきか、課題も含め整理を行う必要がございます。

私も町民の意見をいただくことを大切にしたいと日頃から考えておりますので、意見を述べ合う場の必要性につきましては認識をしておりまして、再度、協議組織について設置を検討させていただきたいと考えております。

このことは、住んでいる町民の皆さん方が、自分の町を知り、自分の町をより良くしていく、そういう意識の高まりと愛町心につながっていくものと考えております。

最後に、三点目の奈良県及び母村十津川村との三者協定に基づく今後の取組みでございます。質問の中にもありましたとおり、奈良県の荒井知事から、新十津川と十津川村の長い長いこの縁の深さを感じ取っていただき、新十津川を奈良県のアンテナショップ等でいろんな農特産物、おいしいものがあるから私の力で、いろんなアンテナショップ等で販売することを進めていきたい。このことについては、荒井知事がいる在任期間だけではなく、ずうっと続けていきたいということから三者協定をし、その事を永続的に続けられる、そういう意味を込めた三者協定となつてございますので、私としても、本当にどこにもない新十津川だけの奈良県とのつながり、本当に北海道で唯一のそういうチャンスを生かしながら、しっかり進めていきたいというふうに考えております。

昨年はプレ事業のもとに、今年はそういう実証したものを活かしながら、本格的な事業展開をすることで、奈良県やJAなどとの協議を整えており、東京の日本橋にある奈良県のアンテナショップ奈良まほろば館において、本町の特産品の販売コーナーを常設させていただくほか、奈良県橿原市でJAならけんが運営する大型店舗まほろばキッチンにおいても新十津川コーナーを設置いただき、本町の農産物をPRし、販売をさせていただいた

いというふうに取り進めております。

また、今年も、母村で実施されるイベントにも出店し、母村との絆を深め、連携協定の取り組みについて更なる進展を図ってまいりたいと考えており、農協だとか商工会の青年部にも、そういった取り組みに協力をしていただければというふうに考えているところでございます。

先般も、3月12日になりますけれども、三者協定に係る町内の代表者会議を行い、こういった取り組みについて情報提供しながら、それぞれ町内にある関係機関とともに一枚岩になって、こういったことを取り進めていくことも協議がなされているところでございます。

また、町内においても、この三者協定の締結を記念し、観光振興の一環として、奈良県内から本町の宿泊施設に宿泊された方を対象に、遠くからお越しいただいたことへの感謝と、おもてなしの意を込めまして、まちなの特産品をお土産としてお渡し、母県、母村、そして本町の縁を実感してもらいたいと考えております。

母県、母村との連携の推進は、新たな観光振興計画の基本方針の一つでもございます。歴史と絆の強みを生かした三者による新たな取り組みは、全国的に大きな注目を集め、ブランド力となり得ると考えておりますので、三者相互の合意のもと、連携し、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、5番議員さんの質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、5番、白石昇君。再質問を許します。

○5番（白石昇君） それでは再質問でございしますが、ふるさと公園も、結構長い年数が経っておりますね。当時、作った時には素晴らしい効果を期待したんだけど、もう今では使われていないというような施設もあるし、そういう場所を再度リニューアルして、時代に合った形の中に整えていくということが、やはり人を呼び込むための一つの手段かなと思っております。

それから前段でPR動画だとか、YouTubeだとか、いろんな形の中でPRしているんですけども、一定の効果は出てきております。結局、人が動いた、人を動かすというか、動いたらやっぱりそういう効果が当然出てくるんだと思います。だから、どうやって人を動かすかっていう知恵を絞るといことが、人を呼び込むことにつながるんだろうと思うんです。

それから、古い物を壊して新しいものを作るときに、本当にこれで人が呼び込めるかというような検討を十分にしていくことが、まず、一番大事なことだと思っております。

それから最後になりますけど、農業と商業、工業と、この町に住んでる人達が一体化した形の中で、先ほど申し上げたように、次世代の人達の考え方をどうやって取り込むかと。

それともう一つは、役場の中にもそういう次世代を背負う職員がたくさんおられます。そして優秀な職員がたくさんおられます。そういう官民一体化した形の中でのまちづくりを、また、行政とは別な立場で提案をするような、そういうような形ができれば、私は一番素晴らしいんじゃないかなと、私なりに考えておるところでございます。

そういったことを進めていくという方向性で、再度ご検討を願いたいと思います。

私の一般質問は、再質問にさせていただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再質問のお答えをさせていただきます。

まず、ふるさと公園のリニューアルにつきましては、今年、どのようにすべきなのか。不易流行ということのように、ちゃんと守ることは守りながら、新しいものを取り入れながら、どのように今の人が望む施設になっていくのかということを考えながら、そういったリニューアルを進めるように、新年度の予算にも組み込んでおりますので、そういったことで取り進めさせていただきます。

また、話し合いの場につきましてはですね、行政がどうしても中心となってやるのは、先ほど説明したような観光振興計画をより盛り立てていくという部分の中で、一定の組織になってまいります。そのことをご理解をしていただきたいと思います。

ただ、もう一つ質問にあった行政と別な立場という部分の自発的な、いわゆる協議組織になってまいりますと、そこはもう一つ離れて、町民自らがそういったものを立ち上げて、その中に職員が入っても構わないということでもありますので、それは自発的に町民のそういう検討組織を作っていただくことが必要なんではないかなというふうに思っております。

いづれにしても、町民の声は、私としても大事にしながら、そういったものを活かしてともに町を進めるという気持ちは同じでありますから、いろんな形の中で町民の声を本当に町を大切する、まちを良くする声をくみ取りながら、いろんなことを進めていきたいということを申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

以上で、白石昇君の一般質問を終わります。

次に、1番、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 改めまして、おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問を行わせていただきます。

今回、町長に2点のことについてお伺いさせていただきます。

まず一点目、LGBTの方たちへの理解と周知についてお尋ね申し上げます。

LGBTとは、L、レズビアン（女性の同性愛者）、G、ゲイ（男性同性愛者）、B、バイセクシャル（両方の性別を好きになる人）、T、トランスジェンダー（性的違和）、性同一障害者を含め、生まれたとき、法的、社会的性別とは一致しない人の頭文字をとった略語と言われております。最後のマイノリティー、少数者と呼ばれております。

日本での当事者数は正確に把握はされておりましたが、2013年、電通総研の調査では、人口の7.6パーセントから8パーセントという数字が出されております。

実際のところ本町での人数は明確ではありませんが、当事者は必ずいると思われま

す。最近、北海道新聞等でも特集記事が掲載され、また、隣町滝川市でも市の広報紙に特集が組まれ、多くの反響があったと聞いております。

本町でも町職員や町民に対して、LGBTへの理解を深めるための周知等を行う計画があるか。そのことについて、町長にお伺いさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは1番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

LGBT、今1番議員さんが説明された性的少数者の方でございますが、今もご指摘にあったとおり、民間の調査では人口の7.6から8パーセントともいわれており、これに当てはめると、本町にも統計的にはLGBTの方はいると思われま

す。このLGBTという言葉がよく聞かれるようになったのは、最近の事であると思いますが、その先駆けとなった自治体の取組みとしては、2015年、東京都渋谷区の宣誓制度にあり、2017年、札幌市のパートナーシップ宣誓制度の創設によって新聞等マスコミに取り上げられることも多くなり、広く知られるに至ったところでございます。

大都市圏ではそのような支援等も進んでいるようですが、本町ではまず、国や道、他の自治体の動向を注視しながらも、やはりマスメディアから発信される様々な報道により、LGBTの全体像、正しい知識を知り、自然と理解を深めていただく事が大切だと考えま

す。町という枠にとどまることなく、LGBTの方を含め、子供、高齢者、障がいのある方など、全ての方が、個々の価値観や、それぞれの生き方の違いを認め、互いを尊重できる社会の構築が重要であります。

したがいまして、現在のところ、町独自の周知活動等を行うという計画はございません。

以上、1番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 1番議員、はい、再質問を許します。

○1番（進藤久美子君） 町長の答弁によりますと、本町ではそういうことをやる計画はないっていうふうに答弁をいただいたところでございますが、この質問はですね、計画がないからやらない、そういう単なるそういう問題ではなくて、これは一つの人権問題として、私は考えるべきだと思ってるんですね。そういう観点から見て、今回、質問させていただきました。

先ほども町長の答弁の中で、札幌ではパートナーシップ制度ができたり、また、旭川保健所でも印刷物を配布し、職員に向けた勉強会を去年の秋に開催されたり、小樽市でも、昨年夏に広報紙に掲載し、市民の周知を進めているなど、この周知に関して多くの自治体では先進的にそういうことがされています。

性的違和感を持っている子供の居場所求めて、先進自治体の札幌市に家族ともども転居する、そういう事例も出始めております。

人権の保護や差別、いじめの解消のためにも周知等を再度検討していただくことを求め、次の質問に移らせていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再質問にお答えをさせていただきます。

1番議員さんの言われたとおり、人権問題ということは大切なことでありますし、LGBTの方だけではなく、先ほど言いましたように、すべての方々に対する人権をやっぱり尊重していくと、そういうことを重んじていきたいというふうに考えておりますので、LGBTの方だけということに、そういう一つの方策だとか周知をするということではなく、全体の方々に対し町民の方が役場に来たり、いろんな対応するときに平等に、公平に、そ

して、対応をさせていただきたいということから先ほどの答弁をさせていただいたわけ
あります。

また、ご案内のとおり、人権擁護委員という方が町内にいらっしゃいます。その方々が
適切にいろんなLGBTにとどまらず、その困り事だとか、その人権に対するそういう問
題など親身に対応をしていただいております。そういった方々からですね、そういった問
題視ってということはまだ私伺っておりませんので、きっと、新十津川中では、お互いがお
互いを認め合う、そういう環境になっているのではないかなというふうに考えております
ので、全体の対応の中で、しっかりそういう人権が損なわれることないように、役場とし
てもしっかりと窓口業務をはじめ、対応をしてまいりたいと考えておりますことを申し上
げ、再質問のお答えをさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは、1番議員、次の質問に入ってください。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） それでは次の質問に移らせていただきます。

札沼線の存廃問題について、町長にお伺いさせていただきます。

3月6日付けの北海道新聞に、札沼線の廃止、バス転換も視野に入れた公共交通のあり
方について、4町がJRと個別に協議に入る。そのような記者会見が報道されておしま
した。この記事を読まれた町民の皆様は、大変、不安な気持ちになられているのではない
でしょうか。その気持ちを考えますと、心が痛む思いです。

また、町長におかれましても、大変悩まれて、このような決断をされたんではないか
なっているふうに、察するところでございます。

そこで、町長に3点お伺いします。

なぜ、この今早い段階で、このように記者会見をされ、このような決断をされたのか。

二点目、今後、町民にどのように、この札沼線の問題についてご説明をされるおつも
りがあるのか。

また、町民の意見を聞く、そういう場を設けることを町長はどのようにお考えになっ
ているのか。以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、1番議員さんの二つ目のご質問にお答えを申し上げま
す。

札沼線の問題でありますけれども、JR北海道との正式協議入りについては、今ほどの
質問にあったとおり新聞やテレビの報道のとおり、去る3月5日に札沼線沿線の4町の共
同声明として、廃線後のそれぞれの町の諸条件について、JR北海道と正式協議入りする
ことを発表をさせていただきました。

この正式協議入りを決断するまでには、沿線の4つの町が7回に及ぶ意見交換会と2回
のまちづくり検討会議を経て4町合意の上で決断したところです。

これまでの間、JR北海道から浦臼町や月形町までの区間を存続させた場合の年間赤字
額を示していただいたり、第3セクターで運営している千葉県いすみ鉄道の視察、そして

先般、ＪＲ北海道西野副社長から廃線後の代替交通については、責任をもって負担するというＪＲ北海道の強い意志も確認できました。加えて、今後残されている道内の維持困難な線区の動きと同時期になると、廃線した場合の条件交渉の調整が極めて困難となり、うずもれることも考慮し、これらのことを総合的に分析の上、決断するに至ったわけであり

ます。

新聞報道の中でバス転換を視野というふうな見出しがあったと思いますが、新十津川の場合は、バス転換ということではなく、既存のバスが入っておりますから、既存のバスに振り替えをすることによってございますので、ちょっと見出しの部分では、ちょっと新十津川にとっては、内容とそういったものが不具合ということによってございます。

また、町民の方には不安を感じられている方も多くいらっしゃると思いますが、長い間いろんな札沼線の問題に対して沿線を取巻く農業者にとっては、また違った考え方の方もいらっしゃいます。そういったことも総合的に考えた中での決断ということもご理解をしていただければというふうに思います。

町民への説明につきましては、先日の協議入り発表直後に、新十津川駅を中心に活動されております新十津川駅を勝手に守る会の方々をはじめとする応援をする方々にお集まりを頂き、これまでの経過を説明させていただき、この判断の内容、経過については一定の理解を示していただいたところでもございます。

今後、ＪＲ北海道との条件交渉の行方や沿線４町の協議の進捗状況もありますので、それらの協議の内容を鑑み、しかるべき時期に町民の皆様にご説明をすることをお約束いたします。

また、町民の皆様からのご意見をお伺いする場といたしましては、４月中旬から予定をしておりますまちづくり懇談会において、ご意見を賜りたいと考えておりますことを申し上げ、１番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君）　１番議員、再質問を許します。

○１番（進藤久美子君）　町長の答弁、理解できるところもあれば、ちょっといまいちなのかなってという疑問に思うところもあります。

この札沼線を含めて、ＪＲが自分で維持管理をできなくなった廃線についての問題につきましては、オール北海道の鉄道をどういうふうに守っていかなきゃならないのかっていうふうな感じで、個々の線区はもちろん北海道全体としてもいろいろ考えるべき問題なのではないかなっていうことを、まず考えるところでございます。

ＪＲ側が事実上バス転換に向けて協議を求められている留萌線、また、日高線、むかわ様似間、根室線、富良野新得間の３線区ですね、各自治体の首長さんの考えもいろいろ違うと思いますが、バス転換に向けた話し合いをするという同じ立場に立ったそういう首長さんとも、話し合いを持つ機会などがあつたら私はいいいのではないかなっていうふうに思います。

また、今まで４町が足並みをそろえて、せつかくこの交渉にＪＲ側ときたのに、今、その１町ずつ個別にこういう話し合いになるとするならば、あまり良い条件は得られないのではないかなって、私はそういうふうに考えるわけなんですね。

それで、オール北海道、北海道の鉄道をどうするかっていう観点で、ほかの今、廃線を求められている市町村とどのようなこととお話しになる機会があるのか、またそういう機

会はなく、これ以後も単独でこの問題に進んでいくのか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再質問にお答えをいたします。

まずオール北海道の考え方でありまして、このことについては、それぞれの地域の状況を考えた中、そして北海道のいろんな、いわゆる飛行場、それと港湾、そういったものを総合的に考えて、鉄道のあるべき、そういう姿を検討するワーキンググループという組織があり、そういった内容も議会にも報告をさせていただいたとおりでありますけれども、全体的ないわゆる交通ネットワークそういったものを、将来、どうあるべきかということの中で、北方領土の関係だとか、農産物の輸送の関係だとかを鑑みて、残すべき鉄路、あと地域の実態に応じた交通網を考える線区などですね、そういったものが新聞だとかの報道にも示されていることを、細かくワーキンググループの内容については、前回、議員さんの皆さん方にもお知らせをしたとおりでございます。

そういった中で、今ある鉄路を長年の本当にいろんな先人の方々が本当に苦労した鉄路でありますから、ある鉄路を残しておければということは、それは願いとしては皆さんあるわけでありまして、将来のまちづくり、将来のいわゆる交通体系、そういったことを考えていくと、それぞれの地域の実態は、その線区によって違います。

ですから、オール北海道で考えるということについては、基本的に国の支援だとか道の支援だとか、そういったもののルールの中でどういうふうに、この鉄道を守っていくのか。必要な残すべき線区に対しどういうふうな支援を要請するかという部分では、共通のそれぞれ町村会などがありますから、そういった形の中でそういう要請活動もしているところがあります。

しかし実態として、札沼線のことを特化して考えると、町民の利用がない。そして、利用が極めて少ないという、その沿線自治体の状況、そして今後、貨物輸送の拡大もあり得ない。そして、利用のいわゆる状況を見ると、赤字が非常に多いということを考えてときに、これをずっと残す、残すということばかりいくと、最後は廃線されて、廃線跡地がそのままの状態になるということも想定されます。そういった中で、どういうふうに先を見据え、判断をして、決断するのかということが、先ほど言った内容で、将来のまちづくりを考えてときに、今、決断することが新十津川にとっては適切、一番良いのではないかなということ判断をしていくということでございます。

それと、1町ずつの個別交渉という見方でありまして、これは、それぞれの町がその線区のところをどういうふうに活用するのか、どういうふうに対応していくのかという、それぞれの町が、将来のまちづくりの目標が違うので、JR北海道と個別にいわゆる対応をさしてもらおうということでありまして、最後は四つの対応条件、条件闘争したときに四つがまとまって、そこで存廃を決定をするということでありまして、個別にやるのが不利だとか、そういうことではなく、それぞれ個別にやるのが、それぞれの町の目標にあってふさわしいということから個別に進めていくということでありまして、そのことをご理解をし、将来の町づくりのためにそういったことをしっかり判断をし、前進をさせていきたいということでありまして、そういうことを申し上げ、再質問のお答えとさ

させていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問ございますか。よろしいですか。

以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

ここで、11時まで休憩をいたします。

（午前10時50分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

○議長（長谷川秀樹君） 一般質問を続けます。

次に、8番、青田良一君。登壇の上、発言願います。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは一般質問をさせていただきたいと思います。

ちょっとたくさんあるんで、あんまり長くしゃべると時間がなくなってしまいますので、その辺ちょっと配慮しながらやりたいと思います。

まず1番目の質問でございますけども、これにつきましては、ここに書かれてあるとおりなんですけども、なぜ、このような質問をするかということなんですけども、私は、私なりに新十津川の町長像というものを描いております。こういう町長であって欲しいというのは持っています。それは議員さんも、町民の方もそれぞれの思いはあるんだろうと思いますけども、少なくともこうあってほしいという部分です。それにちょっと外れてしまってるなと思うから、こういう質問させていただきました。

ちょっと私、滑舌がよくないんで、文書読ませてもらいますけども、源泉徴収税の納付期限の事務処理というのがおきました。これは簡単に言うと、町が所得税を集めたものを一定の官庁に納めるということなんですけども、その期限がですね、一定の期限を守らなかったという、その単純ミスが起きました。それどうなったかということ、延滞金というのがとられまして、それは補正予算を組みまして、町は二十数万のお金だったんですけども、それを処理して、いわゆる納めるべき官庁にそれを納めたということでございます。

私が言いたいのは、そういう人間が行う行動の中で、多少なりともミスは必ず起きることなんですよね。で、その時にそのミスを犯した当事者を責めるという部分の方法もあるでしょうけども、政治の世界っていうか、行政の世界ではですね、やっぱり上に立つ者がその責任をやっぱり取るということがですね、ここに書いてある為政者として当然の姿だろうと思います。

そこで私は、いつかこの処理について、現町長が自らその報酬減額等の処分について、議会等に申し出るんだろうと思ったんですけど、一向に現れませんでした。これは先ほど申しましたように、私が描いている新十津川町長の姿とは、ちょっとかけ離れておりましてですね、ぜひこういう場で質問をして、こういう事態に対しての責任所在というものを、責任のとり方というものを、町長が最高責任者として、金額の多寡にかかわらず、そういう行為をとることについて、どういうふうに考えているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今8番議員さんからの、青田議員が考える町長像というような意味を揉めながら質問がありました。

本件につきましては、議員各位、非常勤特別職、職員からお預かりをしている源泉所得税等の納入が、事務処理の不手際により、法定納期限に1日遅れてしまい、不納付加算税が発生してしまったというものでございます。

行政事務を司るプロとして絶対あってはならないことであり、その責任を痛感するとともに、改めて議員各位、町民の皆さまに心よりお詫びを申し上げるところであります。

本件につきましては、事案発覚後、一刻も早く議会、監査委員の皆さまに状況の説明をすべきという判断の下、庁内事務を任せている副町長から、昨年、12月25日、議会の正副議長、そして総務民生常任委員長、経済文教常任委員長、それと監査委員のお二方に、まずもって概要のご説明をさせて頂きましたが、大変、重く受け止めなければならない案件でございますので、12月29日、御用納めの日に、町議会臨時会を招集させて頂き、町行政運営の責任者である私から、直接、議員各位、そして町民の皆さまに対して、経過の説明をさせて頂くとともに、今回の事案に対して深謝させて頂いたところでございます。

ご質問にあります、町長として自らに報酬減額等の処分を課さないのかという件についてでございますが、今回の事案を対処するに当たり、私の責任について、どのような対応とすることが適切であるかを熟慮させて頂きましたが、本件の場合、職員に故意、あるいは不法行為といった悪意のあるものではなく、事務処理上の不手際によるものであったことから、私、自らが公の場において説明責任を果たした上で、謝罪することが適切であるということで判断させて頂いたところでございます。

悪意の有無に関わらず、町民の皆さまにご迷惑をお掛けした事実は、否定することの出来ない事実でございますが、私に課せられた使命は、今回の反省を踏まえて、本件のような事案を二度と発生させないよう、職員を指導し、町民の皆さまに信頼して頂ける執行体制を築くことであると判断し、先の町議会臨時会での深謝に至りましたことをご理解頂ければと存じます。

以上、8番議員さんの質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問を許します。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 残念な答えでした。私が考えている新十津川の町長像とは、ちょっとかけ離れておりました、どっかの国会答弁を聞いているような感じでございます。

やっぱり最終的に何かあった場合に、責任をとるという姿勢というのが非常に大事ななというふうに思います。併せまして、いつも言ってますけども、植田さんの時に作っていただいた条例がございますよね。そこに描かれている町長像というのをどういうふうに考えるのかということなんですけども、貴重な条例を、住民の方々の力を借りて作られたものについて、あそこに書かれている部分についてですね、もう一度お読みになっていただいいてですね、その中に含まれているものについて考えていただけたらいいかなと思います。

私は、熊田さんそのものを責めてるわけではないんです。新十津川の町長は誰がなるかわかりませんが、なった時にこういう事態が起きたときに、自らがきちっとしたけじめをつけるという姿勢を持つ人がね、やってもらいたいなど。そうでなければ、職員は、指導する、監督するっていったって、最終的に責任を町長がとってくれるような町長でな

ければですね、人が付いてくるかどうか、私は甚だ疑問だと思うんですね。

わずか二十万、三十万のお金だと言うかもしれませんが、起きたことは事実です。人間はミスするものです。それは少なからずも、町に対して損害を被らせたという部分については、やはり最終的には首長がですね、申し訳けなかった。プラス、やっぱり自らの報酬を減額するなり何なりしてですね、きちっとしたけじめをつけることが、これの一つの結論であって、その上でやはり、いわゆる職員にもですね、指導できるんじゃないかなと思います。

これしないということ、いつまでも言ってもしょうがないから、これはこれで結構ですけども、少なくとも職員の方の事務方のトップである副町長ぐらいのですね、行政的な処分はすべきだと思います、私ね。これが一つのけじめだと思います。町長としてのですね。そういうふうなことが全然行われないう町は、まあまあ、なあなあで済んでしまうというふうにはですね、受け取られても仕方がないんでないかという気がしなりません。

私の思いだけ伝えましたけども、何かご答弁があればお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 私は、最高責任者であるという自覚を持って対応させていただいております。そのことは、誤解のないように受け止めていただきたいと思います。

そして、行政を司る者としてですね、職員がしっかり今回の事故を二度と起こさないようにする。そのためにどのように責任をとっていくことがいいのかということも、しっかり熟慮の上、判断をし、そのことを臨時議会でしっかり説明責任を果たしたというふうに考えております。

したがって、8番議員の考える町長像と、私の考える町長像と食い違うかもしれませんが、私は、私なりに責任を感じて対応させていただいたところでありますし、副町長以下については、しっかりそういったことを二度と起こさないように指導監督をしながら、その再発防止に十分気を配しているところでありますので、そのことを申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは、次の質問に入ってください。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは、2番目の質問をさせていただきたいと思います。

子育て支援については、私は、ほかの町に比べて非常に立派だなっという自慢できることはたくさんあると思っております。

その上で、ここに書いてあることについて、ちょっと朗読させてもらいますけど、子育て支援というのは、妊娠、出産、育児、医療さらには家庭教育、学校教育、社会教育、こういった場面が適宜、子供達の成長に応じて、こういった部分の支援が必要であると。これが大切であると、私は理解しております。

ところがですね、町民に最も身近な滝川市にあった個人経営の小児科医が、これ言葉ちょっとふさわしいかわからないですけど、病院辞めちゃったというか、廃業というふうに表現しましたけども、起きてます。さらにですね、個人の産婦人科医院もですね、私は、聞きに行った訳ではないですけども、噂に聞くと、お産の取り扱いを止めているんだ

ということなんすね。

それと市立病院の方もですね、滝川の市立病院ですよ、これも小児科の医師の不足なのかどうか分かりませんが、いわゆる診療時間を減少するんだというふうなことを聞きました。

小さい子供を持っているお母さん方に、ちょっとこういったことについていろいろと聞いてみたんですよ、やっぱり不安だっているんですね、やっぱりね。特に小児科のお医者さんがいないということですね、それで、市立病院行くよりも、行きやすかったというか、そういった部分があったんだと思うのですね。あの病院が無くなったことに対することについて、やっぱり不安に思っているようでございます。

同じように、私、妊婦さんにはちょっと会っていないんですけども、同じようなことは言えるんじゃないかと思うんですよ。やはり身近にそういったお世話になるといいですか、先ほど言ったように妊娠から出産にかけてですね、どうやって面倒見てもらえるかというか、そういうところがなくなってくるというのは、やっぱり、そういう状況に置かれている人たちにとっては、非常に不安であると思うんですね。

ということを考えると、子育てで様々な支援をやってますけども、いわゆる基礎となる部分の妊娠から出産、育児等々に、その初期の部分で非常に不安になっているのではないかなというふうに、私は、考えるというところであります。

そういった意味で、こういう条件が失われていくという意味ではですね、こういう世代にとっては、いわゆる言葉がちょっとあれですけども、医療の過疎地になってるような感じになってしまうわけですよ。それをもっと考えると、そんなところに来て子供を産んだり、育てたりしたくないという人が出てきた時には、いろんな施策を打っていても、こういう条件がやっぱりきちっとされてなければ、決して良い環境にあるというふうには、私は言えないと思うんですね。

ですから、これを熊田町長にどうにかすれといったって、できないことも十分分かりますけども、やはり広域圏とかというそういう単位でいろんなものを考えたり、言う場面があるわけですから、新十津川のそういう置かれている状況を、やっぱり滝川市も感じ取って改善してくださいとかですね、そういうふうなことを首長として投げかけたり、何かをしてもらわないと、これは大事な問題なんですね。医療費ただにしたから、すべて子育てがうまくいくとかって、そういう問題じゃなくて、そういう様々な環境の部分について十分留意した上で、新十津川に来ていただいて、新十津川で安心して妊娠し、出産し、子育てができるといふふうなことにつなげていっていただきたいなど、私は思うんですよ。

こんことについて、この現状について、今、町長どのように考えているか、私が言ったように、こういった部分の改善等について、関係の首長さんがたと話し合う用意があるのかどうか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは8番議員さんの二つめのご質問にお答えいたします。

はじめに、本町近隣の小児科、産科の医療機関の現状について説明をさせていただきます。

す。小児科といたしましては、滝川市の個人経営小児科医院が、平成29年9月末で閉院し、平成30年4月以降、滝川市立病院小児科診療体制の縮小が決定をされております。また、産科といたしましては、個人経営の産科医院が、平成29年10月から分娩を取り扱わないことになりました。

この現状の町民への影響といたしましては、医療受診はもとより、予防接種、妊婦健康診査及び分娩の受け皿の減少があります。確かに、医療機関の減少していることは、対象者にとっては不安であるということは否めない事実だというふうに思います。

医療受診の現状といたしましては、小児科を標榜している医療機関は、砂川市立病院をはじめ、公立病院や個人経営で、隣接する砂川市、滝川市内にも存在いたします。また、小児科受診は、出産病院が多く、砂川市立病院の受診が増加をしております。

ちなみに実績を申しますと、インフルエンザを除く予防接種では、滝川市の個人経営小児科医院で受けた人は、平成28年度は延べ390人、平成29年度の9月までは、延べ218人でした。

砂川市立病院小児科での接種者は、平成29年度の平成30年1月までの実績では、延べ379人で、前年度比較では81人増加しています。このように、予防接種は、砂川市立病院の他、滝川市立病院、町内医療機関で受ける方が増加をしております。

次に、妊婦健康診査及び分娩の受け皿の減少については、個人経営の産科医院が、平成29年10月から分娩を取り扱わないことになりましたが、外来診療は継続をしております。滝川市立病院でも、妊婦健康診査は実施をしております。個人経営の産科医院の平成28年度の実績は延べ78件、平成29年度の平成30年1月末で、延べ39件でした。

砂川市立病院は、平成28年度延べ181件、平成29年度の平成30年1月までで、延べ289件で、100件以上増加をしております。

分娩については、個人経営の産科医院で、平成28年度24人中7人、平成29年度は9月までに2人でした。今年度その他の33人の方は、砂川市立病院で24人、残りの9人の方は、里帰り先での分娩や旭川市内の助産院等での分娩でありました。

さて、砂川市立病院は、中空知圏域における地域センター病院として、圏域全体における中核病院としての役割を担っております。その中で、周産期医療と小児救急分野では、地域周産期母子医療センターとして指定をされており、新生児集中治療管理室などを整備し、小児、周産期医療を提供しております。

したがって、中空知地域は医療を受ける側としては、議員さんのご指摘のある、ある意味での医療過疎とは、考えてございません。

さて、もう一つの質問であります医療環境の課題解決に向けての関係首長との協議についてでございますが、医療機関を持つ自治体とその医療機関を受診する患者を抱える自治体は、双方、持ちつ持たれつの関係で成り立っていると考えますので、今のところ関係首長との協議を行うことはしてございません。医療機関を持つ滝川市、砂川市などの市立病院のそれぞれの医師確保については、それぞれの市長が本当に先頭に立って医師確保に奮闘をしてくるという実態は、時折伺っているところでございます。

子育て世代の方に対しましては、これからも医療機関、予防接種、妊婦健康診査、分娩等に関する情報を周知し、安全に出産でき、安心して子育てができるように継続して支援していきたいと考えておりますことを申し上げ、8番議員さんへの答弁とさせていただきます。

ます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問、はい、8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） あの、次にいかせて下さい。

○長谷川秀樹君 それでは、三つ目の質問に入ってください。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） 次も、これも子供に関する関係何ですけれども。

ちょっとだけつけ加えますけども、私は妊娠してるわけでも、何でもないからよく分かりませんが、さっき言ったのは、町民の方々の小さい子供を持つ方々の切実な声ですから、そこんところを十分理解していただきたいなと思います。

教育長にお尋ねいたしたいと思います。

先般の行政報告において、尚武館を拠点として活躍している子供達が全国大会で優勝されたという、うれしい報告を受けました。これは、ただ剣道に関係する人達だけの喜びではないんですよね。やはり、いろんなプロセスを経ながら全国大会で優勝したというのは、それはそれは誇らしいことだろうと、私は思うんです。

ですから、こういうことが起きた場合に、役場庁舎によく明るい選挙とか懸垂幕を立ててあげますけども、そういうものを作って、この子供達を顕彰すると同時に、まち行く人達、あるいは町民の方々に、こういうことを成し遂げたんだというようなことを広く知らしめるということも、子育ての褒めて育てるといいますかね、大事な要素ではないかなと、私は思うんですよね。

単純な質問で申し訳ないですけども、滝川高校だとか、いろんなどころにありますよね、何とか大会全国大会出場とかってね。

あれは、すごく市民にとっては自慢でないかなと、私は思うんですね。そういうことをうちの町もやって、この活躍した子供達をたたえてやったら良いんじゃないかなと思うんですけども、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは8番議員さんの三点目のご質問にお答えいたします。

8番議員さんがおっしゃるとおり、児童、生徒がスポーツや文化活動で活躍されることはとても素晴らしく、また、今回の新年早々、新十津川の子供剣士達が全国優勝を果たしてくれたことは、先ほど議員さんからありましたとおり、私にとりましても、町民にとりましても、明るい話題として大変嬉しく思うところでございます。

また、行政といたしましても、少年団活動費や各種大会費、部活動遠征費などの支援を行い、子供達がたくましく成長されたものと感じているところでございます。

今年度におきましても児童、生徒の努力が実り、各種大会で全道、全国大会に出場しておりますが、出場前後には町広報誌でお知らせしているとともに、特に優秀な成績を修めた場合などについても、町広報誌を通じてお知らせしているところでございます。

また、報道機関にも積極的に周知を行い、町民の皆様はもとより、町外の方々にも様々な媒体を通じて、好成绩を広く周知しております。

8番議員さんのご提案である庁舎への懸垂幕の掲示でございますが、過去に役場庁舎な

どへ掲示したことがあります。

その考え方といたしましては、全国各地の予選大会を経た全国規模の大会において、本町の児童、生徒が全道大会を勝ち上がった全国大会について掲示をしております。実績といたしましては、全国中学校体育大会において、新十津川中学校剣道部男子が団体で平成17年度に全国大会で準優勝した時と、平成21年度に同じく団体個人で全国大会へ出場した時に役場庁舎で掲示しております。

また、庁舎以外では平成22年度に、新十津川中学校野球部が全国大会へ初出場し、当時中学校の耐震工事を施工中だった地元企業が、地域貢献の一環として、中学校校舎の仮設足場に懸垂幕を掲示していただいた実績もございます。

さらに、今年度におきましては、新十津川中学校剣道部の女子チームが初めて団体で全国大会に出場し、役場庁舎前の国道沿いに横看板にて掲示をいたしました。

そこで、ご質問のあった今回の剣道全国優勝の大会について申し上げますと、本大会については予選大会の無い招待大会であることから、今回は掲示を見送ったところでございます。しかし、全国から集まった強豪25チームの頂点に輝いたのですから、この偉業は大変素晴らしいと思っているところでございます。

今後におきましては、今まで同様、大会の規模や結果を勘案した中で、懸垂幕の掲示について検討していきたいと考えております。役場庁舎前につきましてはね。その他、中学校では中学校の部活動で全国出場した場合には、別途全国優勝のお祝いの横看板、あるいは、少年団につきましても、昨年、全日本選手権に新十津川の少年団の出身の一般の方が全国大会に、全日本選手権に出られました。その場合は、道場、尚武館に全日本選手権出場おめでとうということで、それぞれその施設において掲示していることも申し添え答弁に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは4つ目の質問に入ってください。

8番、青田良一君。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） これも教育長にお聞きしたいと思います。

ちょっと書かれている文章で、間違ってますけども、これ私のパソコンの打ち間違いかなと思いますけれども、今国会で働き方改革関連法案は審議されて、ても抜けております。これは後で訂正しておいてください。されており、教職員の長時間労働も課題となっていると承知しております。

このことについては、何回か教育長にお尋ねしているから、この辺の議論と感覚の違いは十分理解できておりますけども、各種新聞等をつぶさに見てみましても、やはり教職員の長時間労働は、全国各地で課題になっているっていうこと間違いのないと思います。私は、その認識をもとにこうやって話をしております。

そういう中で、学校がどういうふうに対応しているかということなんですけども、学校の完全閉鎖日ですね。いわゆる学校の先生も、役場の皆さんと同じように、土曜、日曜だけ休みで、あとは全部夏休みも、冬休みもなく出勤日ということになってるはずなんです。そこを今言ったように、非常に働く時間等が長い等々の観点から、お盆前後を3日間なり4日間なり、あるいは1週間なりを完全に学校閉鎖して休みというふうな日を設けて

いる学校もあります。うちはやってないようではすけれども、やってないと思いますけれども、そのほかに、こういうことはなぜかという、前段言ったように、やはり教職員の長時間勤務を是正するという意味での取組みだと思えます。

その他前から何回かやりとりしてはすけれども、部活動についても大胆に種目を削減して、あるいは部活動の日数、これらも縮減するというふうなことを考えて実践している学校もございす。

合わせて、先生に部活を任せるんでなくて、部外者から、いわゆる指導者を連れてきてまして、そして部活動の後に当たらせているという、こういう動きも全国的に起こっております。

そういうふうにして、現状の長時間労働を是正して、いわゆる先生方に教材研究あるいは指導の方法等について、一所懸命新しい方法を学んでいくという等々の時間を与えてやらなければ、大変なことになりますよというのは、今の現状だろうというふうには私認識しているところでございす。

そういった全国的な動きなり、現実に起きている実態に対して、改めてお聞きするんですけれども、教育長はどういうふうにはそれを思っ、うちの町で具体的に推進しようとしているのか、どうも見えないんですね。

部活動は、授業の一環だから続けていきますとか。うちは実態調査もしてないけれども、そういう長時間労働等については、そんなに負担かけてないというようなおっしゃり方をしてはすけれども、全国的な部分について、うちだけ当てはまらないなんていう論法そのものの自体が、私はおかしいと思うんですね。

やはり本当にそうおっしゃるんだしたら、実態調査をするなり何なりしてはすね、そのことを責めるわけじゃなくて、しなくてもいいはすけれども、実際問題として、先生方にそういう教材研究とか、そういった部分の時間を十分与えてはすね、やはり学力の向上等につながるような学校経営を、私はやってほしいなというのが、今の率直な思いなんです。

それを教育長に対して、もう一度伺いたいと思ひますんで、よろしくお願ひします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） 8番議員さんの四点目のご質問にお答ひいたします。

学校における働き方改革は、現在、北海道においてアクション・プランを策定中であり、間もなく決定される見込みとなっております。

この北海道アクション・プランでは、保護者や地域住民の理解を得ながら、一つ目として、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備。

二つ目として、部活動指導にかかわる負担の軽減。

三つ目として、勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実。

四点目として、教育委員会による学校サポート体制の充実の4つに分けて、アクションを起こしていこうとするものです。

本町においても、このアクション・プランに則って働き方改革を進めて参りたいと考えているところでございす。

市町村の教委の役割としては、市町村立学校における働き方改革を進めるための計画等を作成し、実行していくことになっております。

本町におきましては、既に、働き方改革に取り組んでいるものもございますが、今後の取組として、一つ目として、夏期の長期休業中と年末年始に完全閉庁日として設けること。

二つ目として、部活動は、完全閉庁日は休養日とし、さらに、月に1回以上は、土日祝祭日に休養日を設け、活動時間についても制限を設けること。

三つ目として、ICTを活用した教材や資料の充実による授業準備等の短縮。

四つ目として、校務支援システムの導入による事務処理の時間短縮などについて、順次、進めて参りたいと考えているところでございますが、新年度に入り、まず、夏季休業中の休暇、これについては実施していきたいと、即刻実施していきたいというふうに考えております。

また、部活動につきましても、過去に一般質問いただきましたけれども、教職員を中心としながら進めていきますが、現状としては8番議員さんおっしゃるとおり、その指導が必ずできる顧問がいるわけではないわけではございますが、その時に前に答弁いたしましたけど、実際に経験がなくても、その種目を分析して、指導できて、全国大会に導いた実績もあるということで、私も過去に答弁させていただいたと思います。

そのような中で、学校の先生の部活動顧問中心として、さらにサポートとして地域やなんかの指導者等についても、新年度から設置するコミュニティー・スクール等で小中の学校計画も踏まえながらコミュニティー・スクールについては民間の方の委員にもなっておりますので、そういう意見も参考にしながら進めていきたいと、そのように考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 8番議員、再質問ございますか。

それでは最後の質問に入ってください。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） もう一問、教育長にお尋ねします。

いろんなことが絡んでくる問題なので、非常に考え方が整理して、大きく物を見ていけないといろんなことが解決できない時代になってきているというふうに思います。

そこで、質問の事項を書いております。とりあえず読みます。

現状の少子化現状が続きますと、早晚1学年1学級となることが新十津川でも予想されると思います。これが何年先なのか、当然、教育委員会としては、つかんでおられると思いますので、それが分かたらお答えいただきたいと思います。

で、そうなったときに、1学年が1学級になってしまったときに、現状のような形で小中学校をそれぞれ独立した形でやっていくのか、そのころを目処に小中学校を一つにして、小中一貫教育をとというふうな発想を持って進めるのか、その辺の長期的展望についても、教育長はどうお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、実は少子化というのは、うちの町だけの問題ではないんですね。隣の町等も非常に子供が減ってきて、首長さんも、教育長さんも、悩んでるんですね。子供が増えないという部分についてですね。ここに書いてありますけども、町村名はわざと書かなかったんですけども、こういういわゆる過疎化が続いて、複式になってしまうようなことも含めた町村が、かなり有るんですね。

その時に、あんたはあんた、おれはおれというような形で学校経営をやっていくの
いいかどうか、私はちょっと甚だ疑問なんです。平成の大合併というのがありました。
これはいろんな理論があって、町村あるいは町村とか村だとか、そういうところは一つ
になって大きくなる方のメリット、そういったものを考えながら全国でそれが進みました。

だから同じような考えなんです。もう平成はもうなくなりますけども、何て言う時代
になるのか分かりませんが、町村を超えた学校の統合が行わなかったら、まともな学
校経営が成り立たないような時代に来ているんでないかなと、私は思うんですよね。本当
に少なくなってるんですから。聞いたらびっくりしますよね。

これでよく首長さんや、教育長さんは、自分達の町に学校を残していくということ
を住民に対して言えるなというふうな感じで、私聞き取ってるんですけども、そう
なってきた時に、どうなるかということなんです。

だからうちは、こういうとこと一緒にしてくださいというような時代が来ないとは
限らないんですよね。冗談でなく、本当にこのまま少子化が続いていけば、そう
いうことになってしまうのです。

ですから、そういうことをやっぱり今から、というか、首長も交えて教育長は、隣
近所とかと一緒に懸命話して、そういう未来のことを住民に対してきちっとして報
告してもらえようという気概で教育長やっていただきたいんです。

そうでなかったら、少なくなりましたと言ってですね、やっぱり住民は、そう
いう学校に子供達を通わせたいかどうかですね。私は、疑問に思うんですね。中
学校は少なくとも、私は、3学級が最低ぐらいの学級数で学校経営をするのが
いいと思います。今は実際2学級ですね。うちの町はね。ですから、これが1
学級になってくるっていうのも30年、40年先じゃないはずで、今のままでい
けばね。

ですから、これはその前に質問をしました、先生方の働き方とも係わってくる
んですね、やっぱりね。ですから、一つの戦略として、うちの町に子供達を預
けてもらえれば、安心して学力を身につけさせてあげますよという実績を、
ぜひ、作っていただきたいんですよ。

そうするためには、先生方に時間を与えて、今求められてる自分が学ばな
きゃならないことをしっかり学んでいただきたいんです。そういう意味で、この
後、西内さんからプログラミングの話が出てくると思うんです。これも新しい、
子供に力をつけるための要素なんです。これを50代の先生ができるか
ったら、私、そう簡単にできないと思いますよ。そういうことを
どんどん変わってきている実態をとらえながら、ぜひ、未来に対応
したような考え方を町民の方に示していただきたいというふう
に、そういう思いでの質問でございますので、すぐ答えられないか
もしれませんが、やっぱり首長さんとよく相談をして、将来、この
ままでいけば間違いなく少なくなっていくから、そのことを
念頭にしながら、今の現状と、今考えてることがお有りでしたら、
私が言ったことについてお答えをいただければと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） 8番議員さんの五点目のご質問にお答えいたします。

まず、本町の小中学校の児童生徒数については、小学校統合前の平成20年と現在を比較いたしますと約20パーセント減少している状況でございます。その中年度ごとにばらつきはあるものの、現在のところ各学年50人から60人で推移しており、小中学校でも各学年2学級を維持している状況でございます。

ご質問の一学年一学級の見通しでございますが、本町のこれまでの出生数や今後の出生数を推計いたしますと、まず平成24年度に生まれた子の数が40人ございまして、学級編成基準によりますと、この子供達が小学第3学年になる4年後の2021年に一学級になる状況でございます。

また、小学校の全学年が一学級となるのは、10年後の2028年、小学校、中学校の全てが一学級となるのは、13年後の2031年と見込んでございます。

ご質問のありました一学年一学級となった際の小中学校のあり方についてでございますが、児童生徒数が減少する見通しの中、義務教育9年間、6、3制の教育課程を、今後本町では、今までの施設分離型で学んでいくのか。施設一体型で学んでいくのか。あるいは、義務教育学校とするのか。その中で教育課程の区分けを変えて学ぶのか。子供達の教育環境を考える上で、様々な選択肢がありますことから、教育委員会のみならず関係部局と連携の上、今後の本町の子供達の教育環境のあり方をしかるべき時期に検討してまいりたいと考えておりますが、まず、本定例会の教育行政報告でも述べさせていただきましたように、30年度小中学校合同のコミュニティー・スクールを新設し、今までの義務教育9年間を見据えて取組んできた教育を、より強固なものとするべく小中学校の連携に取り組んでいくことにより、将来的な方向性を見い出していきたいと考えているところでございます。

現在の本町の学校教育の実態といたしましては、小中を一貫型教育に類似した形で小中連携をして教育を推進しております。小学校5、6年生につきましては、理科、算数に専科の音楽と、この三つに専科の教員を配置して、中学校へ向けての準備としての教育を推進しておりますし、乗り入れ授業と小中一貫型で施設分離型に類似するような形で小中連携教育をしているということで報告させていただきます。

また、通告にございました雨竜町の少子化に悩み続けているという通告がございましたが、この考え方についての気概があるかというご質問ですが、現在、本町と雨竜町では、両町の学校長及び教育長による会議を毎年開催し、教育行政に関する情報交換を行っております。その中で、お互いに参考とすべきところは参考とし、連携できるところは連携をしながら、各町の教育行政を進めているところでございますので、引き続き定期的に情報交換を図りながら、本町の教育をどうするかということを一に考えてまいりたいと思っております。

8番議員さんの一般質問の質問についても、貴重なご意見として承り、今後進めていきたいと思っております。以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 持ち時間も残り少ないですけど、再質問ございますか。

○8番（青田良一君） ありません。以上で質問終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、青田良一君の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時51分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 1 時00分）

○議長（長谷川秀樹君） 一般質問を続けます。

それでは 4 番、小玉博崇君。登壇の上、発言願います。

〔4 番 小玉博崇君登壇〕

○4 番（小玉博崇君） それでは議長のご指示がございましたので、私の方から 2 点、町長に対して一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、一つ目の質問ですが、地域福祉の推進についてお聞きをしたいというふうに思っております。

町長がこの 3 年間のまちづくりの中で、大変重要視してきたこの共助の地域づくり。

地域での生活課題を抱えた、地域住民が主体となって、ともに支え合いながら解決に向けた取り組みを実施していくこと。このことは、公的サービスでは拾い切れない様々な生活課題や制度の谷間にあるものなどを支えていくためにも、非常に重要な地域づくりと言えます。

こうした社会変化に伴い、福祉の体系が高齢福祉や障害福祉、児童福祉という縦割りの福祉から住民協働による地域福祉が主流というふうに考えられるようになってきております。

本町は、地域福祉計画を策定しておりませんが、この共助のまちづくりを実現するための地域福祉の推進をどのように進めていくのか。

次の 3 点について伺いたいと思っております。

まず一点目ですが、地域福祉計画。先ほどもちょっとお話をしましたが、この策定の今後の方針はあるのかどうか。これにつきましては、社会福祉事業法が社会福祉法になった 2000 年に、国は各市町村で地域福祉計画を策定してくださいということになっております。昨年の 4 月段階では、全国の市町村で約 74 パーセントの市町村が策定済みという状況の中、本町は、この地域福祉計画の策定について、今後どういう方針を立てているか、これがまず一点目。

続きまして二点目、住民主体の地域福祉活動を支える具体的な町の部署は、セクションですね、それはどこになるのか。実際、今、本町においても一部の町民、また、住民の方が集まって、みんなの食堂という取り組みを行っております。ああいった取り組みは、高齢者福祉でもあり、児童福祉でもあり、また、教育という部分でもあり、様々なそういう縦割りの部分では捉え切れないような活動を今後そういったものが必要になってくると思っております。そういった活動を支えていくセクションは、どういったところになるのかというものが二点目。

続いて 3 番目として、社会福祉士の設置について、今後どう考えているか。

4 番目、この地域福祉の担い手としての団体としては、社会福祉協議会というのがありますが、今後、新十津川の社会福祉協議会、町としてどう考えていくか。どういう社会福祉協議会像を描いているか。

以上、この 4 点について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは4番議員さんの一つ目のご質問にお答えを申し上げます。

一つ目の地域福祉計画の策定につきましては、地域における高齢者、障がい者、児童、その他の福祉全般に関して共通して取り組む事項や、福祉サービスの適切な利用の推進、福祉事業の健全な運営、福祉活動への住民の参加促進に関する内容を定めるものとなっております。

これは、福祉の分野においても支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域住民が役割を持ち、支え合いながら活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協同して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた取組み、いわゆる我が事、丸ごとの地域福祉推進の理念を実現するための支援体制づくりに努める内容でございます。

本町におきましては、地域福祉計画は策定しておりませんが、高齢者、障がい者、児童、その他の福祉の各分野の個別の計画により福祉施策を進めることができていると、現状では、地域福祉計画が無いことにより本町の福祉施策が停滞もしくは後退するものではないと考えております。

高齢者の一人暮らしや、老々介護、ダブルケアなど課題が複合化、複雑化しているケースや、制度の狭間にあるケース、社会的孤立、貧困、生活困窮など、高齢、障がい、児童の各分野のみの相談体制では対応しきれなくなっているケースもみられ、福祉ニーズ及び生活課題が多様化、複雑化しています。

そのような中、町民の福祉の増進のため、小規模自治体の特性を生かし、行政内、社会福祉協議会、民生委員、関係団体、福祉事業所などと連携を図り、お互い顔の見える関係で支援体制を整えているものと考えております。

今後においても、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域の社会資源を活用し、関係機関が横断的に連携を図る包括的な支援体制を整え、地域のつながりが強まるように努めて参ります。

このことが、地域福祉計画に変わる新十津川の実態に応じた福祉の進め方というふうに現在のところ考えているところでございます。

次に二つ目の、みんなの食堂などの住民主体の地域福祉活動を支える部署につきましては、現状では、福祉関係の総合連携を担っている、保健福祉課の介護・福祉グループが窓口となって対応をいたしますし、具体的な相談にもこのセクションで協議を進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

三つ目、社会福祉士の設置についてのご質問であります。昨年度策定いたしました、職員定員適正化計画に基づき、より質の高い福祉サービスを提供するために、専門的知識、技術を有している社会福祉士を平成31年度に1名採用する予定でございます。

最後の4つ目の社会福祉協議会のあるべき姿であります。4番議員さんもご承知のとおり、社会福祉協議会は、昭和26年に制定された社会福祉事業法に基づき設置されており、民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、営利を目的としない民間組織の団体であります。

本町の社会福祉協議会は、高齢者、障害者等の在宅生活を支援するため、介護保険や障

がい福祉サービスであるホームヘルプ等のサービス事業所の運営や、地域の特性を踏まえた多様なニーズに基づく独自の福祉サービスである配食サービスをはじめとする様々な福祉サービスを提供しており、行政で補えない住民に身近な事業を展開することで、地域福祉の中核的な役割を担い、町の福祉推進に大きな力を発揮していただいております。

また、町民が住み慣れたまちで安心して生活ができる環境を整えるため、町と社会福祉協議会は、昨年5月から月1回定期的に会合を設け、互いの情報を共有し、連携を強化してございます。

今後も、本町の地域福祉の増進を図るため、時々の時代のニーズに則して、保健福祉課が中心となり町の福祉の担い手であります社会福祉協議会への協力、支援を推し進め、町との二人三脚で執り進めていくことを申し上げ、4番議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員よろしいですか。再質問。

再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今、平成31年に1名社会福祉士が配置されると、そういう計画だということで、非常に私もうれしく感じております。

当初、地域包括支援センターにも保健師と、それと主任ケアマネと社会福祉士、その3職種がちゃんと地域包括支援センターに配置されて、やっぱり社会福祉士というのは幅広い視点で、様々な課題を持った方達の権利擁護だとか、そういった方達の相談支援、そういったものを進めていく上では、やはり現在は第一号被保険者数に応じて、その辺は免除されてる部分もありますけれども、やはり社会福祉士というのは、これから大事な専門職だということで、非常に平成31年待ち遠しく感じております。

ただ、この町にせっかくこの社会福祉士が配置されるという状況の中で、今の答弁の中で、地域福祉計画の策定については、今のところ縦割りの高齢、障害、児童関係の行政計画の中で包括して述べていくということで、先般、これらの福祉計画についても見直しが行われましたが、見させていただくと、やはりそれぞれ高齢の視点、障害の視点からの計画になってしまっているんです。

先ほど町長の方からもお話があったように、生活困窮とかニートとか、ひきこもりだとか、先ほど進藤議員の質問があったようなLGBTだとか、様々なこの縦割りの福祉計画には、なかなかこう載ってこない方たちという方たちの権利擁護だとか、そして地域で住み続けられるための取り組みの計画だとか、そういったものというのは、やはり地域福祉計画でないと載ってこないのかなというふうに思っています。

地域福祉計画というのは、本町でいう総合計画のその下に地域福祉計画があって、地域福祉計画の下に縦割りの福祉計画が並ぶというような仕組みになっておりますので、せっかく平成31年社会福祉士が採用予定ということであれば、ぜひこの地域福祉計画も策定に向けて、ぜひ、検討していただきたいというふうに思います。

それと再質問になりますけれども、現在、地域福祉を推進するには、やはり財源というものが必要になってくると思います。これは主に制度化されたサービスではなく、やっぱり地域のニーズに応じた柔軟な活動っていう事になります。これは補助金だとか、支援費だとか、介護保険の公的なお金が国からおけるといような状況にはなっておりません。

ただ、うちの町には、様々な基金があります。その中に地域福祉基金というのがあります。

す。これは、昨年の平成28年度の決算額でいうと、約2億4,000万ぐらいあったかなというふうに思いますが、最後これの、やっぱり基金の使い道というか、こういうのをどういったことで考えているのか。ぜひ、こういったお金を有効に、ただずっと貯めるのではなくて、しっかり計画性を立てて、町の地域福祉の推進のために役立ててほしいという願いを込めて、質問をさせていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは4番議員の再質問にお答えを申し上げます。

冒頭の質問の中にもありましたけども、協働のまちを推し進めてございまして、新十津川は行政区長さんが中心となって、地域のいわゆる本当にコミュニケーションをうまく高めていただき、自助、共助、そういったものを高めていただいております。

これ福祉ばかりでなく、災害も包括してですね、その地域が実際どのように一人ひとりの困り感を把握しながら、そしてまた民生委員さんだとか、福祉関係の方々が連携して、そういったまちづくりを推し進めているっていうことはご承知のとおりだというふうに思います。

福祉計画の策定ということの再質問かというふうに思いますけれども、今ほどありました貧困だとか、LGBTだとか、いろんな一人ひとりのいわゆる困り感は様々な状態かというふうに思います。

現在は、計画を立てるということではなく、今新しい計画かできたばかり、それぞれの個々の計画が新たに30年度から動き出すという状態であります。この状態はしっかりそれぞれの個々のいわゆる視点から捉えている計画ではありますけれども、それぞれ、うちの保健福祉課の部署が町内の顔の見える体制で、個々のニーズ、例えば、貧困のことに対しても、社会福祉協議会と連携をして、個々の貧困状態だとか、どういう困り感、対応すべきことが一番適切なのかということも、それぞれ個々の本当に状況を鑑みて、適切に対応し、相談にのっているという状態でございます。

先ほど、社会福祉士のいわゆる配置については、31年度からということをお申し上げしました。まずは、今個々の計画を尊重して、個々の計画の中でそれぞれ縦割りになっているという見え方はするかもしれませんが、内容的にはセクションは同じ保健福祉課の中で、いろいろ福祉関係部署と連携をしながら、縦割りの計画を縦横斜めというんですかね、そういう包括的ないわゆる関係の中で、いろんな事業を取り進めながら、そして個々の相談をさせていただく。で、隙間のできるだけないように、そういったものを地域の方々の状態を鑑みて対応をしていきたいと思っております。

ただ、将来的にそういう地域福祉計画が必要ではないかということは、目標としてすべきことだろうというふうに思っております。今、社会福祉士が来年配置されて、次のいわゆるそれぞれの個々の計画の見直しの時期だとか、そういったことに地域福祉計画を立てて、その総合計画の下にある新十津川の地域福祉のあり方。そして、その下にある個々の計画がより生かされる計画。そういったことは必要だというふうに思います。

ただ、今すぐということではありませんけど、次の計画のタイミングを目指しながら、今は現在、縦割りの計画というふうな視点でありますけれども、それをうまく活用しながら、そういったものを推進して新十津川の実態にあう福祉サービス、そして、一人ひとりの福

社の実態に応じたサービスの提供に努めていきたいというふうに考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

失礼しました。もう一つ質問がありました。

地域福祉基金です。2億4,500万を有している基金の使い道の使途はどうするんだということでもあります。

現在は保有をしているという状況で、特に使っている状況ではございませんが、今高齢化比率も、もう50パーセントになろうという勢いで年々高くなっております。ただ、高齢化比率という部分だけではなく、やはり高齢化比率の中でも元気な高齢者たくさんいらっしゃいますから、福祉に必要な、いわゆる高齢者支援、さらには障害者支援、児童の支援だとか、そういった者に対してこの福祉基金がいかされるというふうに思っております。

先ほど言った地域福祉計画の計画を策定する時点だとか、そういった部分で対応させていただければというふうに考えております。

今は、必要な町民のいわゆる税金だとか、まちの交付税だとかは有効に活用しながら今対応できている実態でありますので、特別その福祉について基金の財源を手当してという状態ではありませんので、将来に備える基金ということで、先ほど申し上げました地域福祉計画の策定以後に、そういった基金の財源を有効に活用させていただきたいということをお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問ございますか。いいですか。

それでは2番目の質問に入ってください。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは、次に二つ目の質問に移らさせていただきます。

二つ目は、雇用創出の取り組みについてをご質問をさせていただきます。

この雇用創出の取り組みについては、総合戦略の一つの目標にもなっておりますので、その件も踏まえてご質問をさせていただきたいと思っております。

現在、人口動態や社会変化に伴い、働く場が少ないから働けないという状況に加えて、働いてほしいけど人がいないという、人材不足という状況も増してきております。

本町においても、農業のみならず、商工業においても働く人がいないという声が少しずつ耳にできております。

本町は、雇用創出施策の中心は、雇用側、要は企業側の基盤強化に向けた支援策というのが主になっているというふうに思っております。

これは恐らく、今国の過疎等雇用改善地域に本町が指定されておりますので、これは求人者に対して雇用の機会が継続的に不足している地域というふうに指定されておりますので、そういった意味で、本町の施策の中心は、基盤強化という状況というのは、非常に理解できているような状況になっております。

ただですね、逆にその企業が人を雇用する、そういった活動に対して直接支援をすることは、今町の施策では行っていない状況かと思っております。そういった中、昨今の人材不足の中で各企業がそれぞれの企業努力で人材の確保を行っているという状況になっております。

今後、この雇用の創出への取り組みとして、これまで行ってきた働く場の基盤強化とあわせて、働く人を求める町内企業の人材確保を町として支援する施策も、今後必要ではない

かというふうに考えまして、次の3点について伺いたいと思います。

まず一つ目ですが、4点ですね、ごめんなさい。4点について考えを伺います。

まず一つ目ですけれども、町内企業の人材確保の状況把握について、どの程度把握されているか。また、今後その把握をするための調査等をする方針があるかどうか。これがまず一点目です。

続いて二点目ですが、移住定住施策は、本町今、力を入れておりますが、それと同時に本町の仕事紹介といったようなものも、今後、行う考えはあるかどうか。

続いて三つ目ですが、町内企業等への雇用を促進する町の支援策を今後、考えていく方針はあるかどうか。

四つ目、もう一步踏み込んで、町内者の雇用を促進する支援策については、どう考えているか。この四つについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは4番議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、雇用動向を示す指標であります有効求人倍率につきましては、平成29年12月現在で、全国では1.52倍、ハローワーク滝川管内においては1.25倍となっており、この数字に示されているとおり、現在の雇用情勢につきましては、人手不足の状況にあるということを伺われるところでございます。

一点目のご質問であります町内人材確保の状況把握でございますが、本町におきましても商工会や事業者から、同様に人材不足の状況にあるということは伺っており、事業所によっては、外国人まで雇用対象者を広げていることも確認してございます。このことから、町内の人材確保の状況としては厳しい状況であるというふうに認識をしてございます。

調査等については、商工会とか建設協会の協力をいただければ、そういった形の中で把握に努めていきたいというふうに思っております。

次に二点目と三点目のご質問でありますけれども、一緒にお答えをさせていただきたいというふうに思います。移住定住施策を含めた仕事紹介と町内企業等への雇用を促進する支援策、このことについては関連するところがございまして、合わせて説明をさせていただきます。

仕事紹介や雇用促進につきましては、現在、広域的に連携した取り組みとして実施しているところであります。本町では、平成26年に中空知5市5町を圏域とする定住自立圏形成協定を締結をしてございます。現在におきましても、この協定に基づき、医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通などの分野について、様々な連携をした取り組みが展開されているところであります。

その取り組みの中では、都市部等への企業情報の発信や圏域内の学生の地元定着を図る事業が行われており、具体的な内容といたしましては、圏域の企業を紹介する冊子、動画の作成、配布さらには首都圏の移住検討者に対する情報発信を目的とした交流会の開催等、効果的な就業、移住を促進するための取り組みを行っております。

昨年11月には、圏域内の高校生、短大生を対象とした地元企業の合同説明会も開催され、町内企業も参加しているところであります。また、新年度の開催も予定しており、広域で

雇用の確保を図っているところでございます。

次に、四点目のご質問であります。町内者の雇用を促進する支援策についてであります。企業努力なくしてなり得ませんが、現在、町の制度といたしましては、企業振興促進条例において、企業施設の新設等に伴う町民の新規雇用に対しその賃金の一部を助成する制度を設けてございます。平成28年度には、新規雇用後に町民になった場合に、その助成額を上乗せする支援内容の拡充も行っているところでございます。

4番議員のおっしゃるとおり、現在の本町の取組みは、事業者の経営基盤強化に対する支援策については、毎年のように制度の拡充をしているところでございまして、併せて広域的な取組みも実施をしているところでございます。

事業者の経営基盤の強化は、従業員の待遇改善や福利厚生の上昇にもつながり、間接的に人材確保の一助となりますので、今後も必要なものと考えておりますが、人材確保や雇用促進の施策につきいては、効果的な取組みに結びつくようさらに商工会等から提案や要望をいただく中で、連携し検討をさせていただきたいと考えてございます。

農業についても、雇用不足という事のご指摘がございました。このことについては、ピンネ農業公社が仲介役になって町内のいろんな方々が農業者への就労の場ということで、調整を進めており、人数は少ないわけではありますが、昨年もそういう紹介が出来ているという実態になってございます。

以上、4番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員、再質問。

再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） それでは、今、町長からのご答弁にありました企業振興促進制度。これはまさに本当に、今本町で行われている雇用を促進する支援策の一つかなというふうに思いますし、また、今ほど言ったように、町内の方を雇用した場合については、賃金の5パーセント、また、雇用後、町内に移ってきた方に関しては30万円の交付金ということで、やはり、私もこの高齢化がどんどん進む本町の中において、やっぱり町民の方がうちの町に働くっていうことは、ものすごく大事だろうなと思うんですね。例えば、高齢になった親が、親のそばで子供が働く。それは、福祉の視点から見ても、とっても大事なことであるかなというふうに思っております。こういった企業振興促進制度は、とても大事な事だなど。今回、拡充されたということで、とても良いことなんですが、今一步考えていただきたいのは、この制度は、先ほどお話があったように、新設、増設、移設、企業のこの三つのことに関して雇用が生じたときに行われる支援策という形になっておりますが、例えばこれを、ただ新設とか増設に至らなくても、人員補充というか、そういったときに職員を雇った場合にも、こういった支援をしていくということに、もう一步拡充できないかなというのが、私の考えであります。

先ほど言ったようにですね、そして特にこれは企業だけではなくて、やはり町民の方が町の企業で働く、雇用するという意味では、役場も一つですし、JAもそうですし、やはり地元の企業が同じようなスタンスに立って、そういったところを重視して、雇用促進を行うことによって、これからの町の活性化や町の将来を担う地域づくりにとっては、非常に大事な施策なんではないかなというふうに思っております。

そういったことで、企業振興促進制度のもう一步の充実について、町長のお考えをお聞き

したいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは4番議員さんの再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

町の活性化だとか、企業の基盤強化、そして今の会社が将来ともに存続していただくということからも、雇用の確保ということは、本当に必須条件だというふうに考えております。

人員補充の関係で、支援策を設けてはどうかという視点でありますけども、このことについても、私どもそういう状況を鑑みて、どういうふうに対応することがいいのかわかっていうことも種々検討しているところでありますけども、実態として、例えば退職した方が、いわゆる欠員になって補充する場合だとか、そういうことを鑑みると、単なる退職補充だとかそういうことになってくると、ただ人材の入れ替わりになってくるんですね。そうなるてくるときにですね、いわゆるその制度設計をする上で、単なるその高齢化だとか、定年による退職の人の補充だけで、そういう雇用の支援をすることがいいのかどうかということも問題点として、課題としてあるわけであります。

今、現実としては人を入れ替えるだけでも大変だっている、そういう現実把握をしておりますけれども、やはり町の支援として、やっぱり公平な支援策だとかいろいろ考えなければならぬということから、そういう問題視は十分確認はしておりますけども、現在そこまでの制度設計までには、ちょっと至っていないという状態であります。

ただ、そういう課題としては捉えているということだけのご理解をしていただければというふうに思いますが、今の段階では、その課題を解決する抜本的な対策はないということをお申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それは再々質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 私もですね、この質問をするに当たって、様々な情報を集めたんですが、やはりちょっと見るところによると、若い職員を正職員として雇ったときに支援をする行政とかというところもちょっと見られました。

ですから、今後、検討するに当たっては、ぜひ、この促進制度の更なる充実をいち早く検討していただきたいなということと、最初の質問の中で、今、定住自立圏の広域的な取り組みの中でということがありました。もちろん本町においては、やっぱり雇用した方が本町に住んでいただくということがまず第一義的に取り進めなきゃいけないと思うんですけども、それを一歩譲歩してというか、ある意味この広域圏の中で、こういった取り組みについても、例えば、新十津川に雇用された方がもし滝川に住んだとしてもですね、近いという部分の中で、様々な親の介護だとか対応できるという意味では、広域圏という取り組みの中で、ぜひ、このこういったことも検討していただきたいということを最後お願いという形で、この質問を締めくくりたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 特に、いいですか。

それでは、町長から一言。

○町長（熊田義信君） 4番議員さんの再々質問内容は、十分分かりました。

ただ広域圏の中での質問がありましたので、その関係についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

中空知広域圏の圏域の中を見ると、全部、雇用者不足の状態になっております。ですから、この中空知広域圏が、いわゆる雇用を求める場として、住みやすい環境、生活のしやすい環境ということを広域圏5市5町が、広域的な視点で打ち出して、ここは教育も、そして子育ても、いろんな環境、空気も良い、そして人も良いということ等も含めながら、全国にそういったことをアピールをしながら、この広域圏に人を誘引するように積極的に取り組んでいるという実態であるということも申し添え、答弁の一部とさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） それでは以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

次に、3番、鈴木康裕君。登壇の上、発言願います。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君） 議長のお許しをいただきましたので、私は教育長に一般質問させていただきます。

表題にあるとおり、子供達が未来を切り開く力を育む方法について、お伺いしたいと思います。

今日の技術革新やグローバル化によって、10年もすると半分の仕事がコンピュータにとって代わられるという報告が2013年オックスフォード大学からなされました。レストランの案内係、ホテルの受付、データ入力、事務員、測量技術、銀行の融資担当者までもが不要になるとのショッキングな内容でした。

そのような中、最近の調査によりますと、小学生のなりたい職業、人気の職業は、スポーツ選手、医者、看護師、公務員であるという、そういう結果があります。

本町では、それに農業を志す者もいて、非常に頼もしく思う反面、ユーチューバーという過去にはなかった職を記入する子も出てきております。いわゆるインターネット上のYouTubeに動画を投稿し、広告収入を得る人達のことではありますが、アメリカでは子供の3人に1人がなりたい職業。大阪のある小学校では、将来の夢の第3位になるほどの人気となっております。年間1億円以上稼ぐユーチューバーに憧れ、真似ばかりをして、周りに迷惑をかけ勉強しない子が増えているという実態もございます。

確かに、スポーツ選手、医者、ユーチューバーは、コンピュータには代わられる可能性は低いと思いますが、人口知能AIによって、将来の職業選択の幅がいろいろと変わる中で、子供達に求められる学力や技能は確実に変化していくと思われまます。

このような状況において、時代の変化に対応するために、どのような対策を立て子供達を未来に導いていくのか、その方策について教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは3番議員さんのご質問にお答えいたします。

3番議員さんが言われましたとおり、人工知能やグローバル化の進展など変化の激しい時代を担う子供達には、自ら課題を発見し、解決する能力、さらに既存の概念にとらわれない発想力、企画力など、一人ひとりが社会的に自立し、未来を切り開いていく力を身に

つけなくてはならないと思っております。

そのためには、文部科学省で制定しております新学習指導要領や、北海道教育委員会で計画しております新北海道教育推進計画に沿って、本町におきましても基礎学力の徹底を図るとともに、情報活用能力の育成として小学校段階では、キーボード等による文字の入力や電子ファイルの保存、整理などの基本的な操作を確実に身に付けるための学習活動や、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習を、中学校段階では、情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動に継続して取り組んでまいりたいと考えております。

また、小学校におきましては、道徳、児童会活動、学級での係活動や清掃活動、農業体験などを通して、学ぶことや働くことの意義及び協力することの大切さなどを実感する取り組みを行い、中学校におきましては、総合学習において、1年生は地域から学ぶ学習として札幌市で行いました町の魅力を発信するフリーペーパーの配布と特産品の販売を通じたまちのPR。2年生は図書館などで職場体験学習を通じて勤労観、職業観を育成する活動。3年生は地域から学ぶ学習として、13日に卒業式に行ないました、ゆめりあでの感謝の集いを企画するなど、愛郷心教育も継続して進めなければならないというふうに考えております。

また、主体的、対話的で深い学びの視点に立った環境整備として、平成30年度に小中学校のコンピュータ室のパソコンをデスクトップ型からタブレット型に変更し、平成32年度から3年間で普通教室において活用できるタブレットを小学校に100台、中学校に75台を順次計画的に導入する計画でございます。いわゆるAIに、人工知能が進む教育と一方で、近年の子供達は人間的関係をうまく築くことができない、自分の意思決定ができない、自己肯定感を持ってない、将来に希望を持つことができないという子供が全国的に増加しております。そのような中で、児童生徒のキャリア発達を支援し、それぞれに相応しいキャリア教育も大切だというふうに考えております。

以上申し上げ、3番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 3番、鈴木康裕君。

○3番（鈴木康裕君） 非常に丁寧な答弁ありがとうございます。ほとんど、2回目に質問しようと思ったことが出てしまいましたけれども、教育行政方針に則った様々な施策を着実に実行していくことで、子供達を育てていくという決意のほどをお聞かせいただきました。

ここで一つ、私心配なのは、今年から小中学校のパソコンがタブレット型になると。また、一方では、Wi-Fi環境が構築されると。そういうことでありますので、学校内でのインターネット環境が飛躍的に向上するという、そういうことであります。

タブレットを休み時間に持ち出して、授業の関係ないサイトを開いてしまうとか。または禁止されているスマートフォンなどを持ち込んで、外部とのやりとりをしてしまうとか。そのようなインターネット上のトラブルへの対策は、十分考えた上での導入なのかと、そういうことを質問したいと思います。

先ほど申し上げましたユーチューバーになりたい子供達は、ある意味、真剣にYouTubeへの投稿を繰り返してしまっていて、有名なユーチューバーは1億円以上稼いでいると。もうあくせく勉強する時代じゃないと。変な顔や友達の悪口とかじゃないと動画再生回数が伸

びないと。そういうことを研究していると。だから変わったことですね、例えば、ノート
を電子レンジでチンしてしまうと文字が消えるとか、動物をいわゆる虐待ですね。そうい
う画像が、はびこっているという現象もございます。こういうのはやはり、道義的なこと
が分かっていないんでないかと。善悪の判断をきちんとしてからでないと、こういう投稿
はしてはいけないと。そういうことです。

ですから、こういうことしてしまうと他の多くのユーザーから批判を浴び、いわゆる炎
上という、そういう現象になってしまうものも報告されております。

ネットでは何をしてもいいわけではなくて、日本の法律の中で運用されるもので守らな
ければ、逮捕や書類送検の可能性もあることも、しっかり子供達にも伝えておく必要があ
るかと思えます。

今年度から始まる小学校での道徳教育の中でも、他人を思いやる心、善悪の判断を育む
教育を進めるとあります。低学年から、このような教育はかなり難しいこともあるのでは
ないかと思えますが、その方策については、今一度、教育長のお考えをお伺いたいと思
います。よろしくをお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 3番議員さんの再質問に答弁させていただきます。

新年度からICT環境等々を整していく中におきまして、今ほどご指摘ありました懸念
される点につきましては、教職員の研修を重ね、そのようなことないように取り進めてま
いりたいと思えますし、いろいろ中学校においても、ライン株式会社の方が来て専門的な
そういう利活用についての守るべきこと等も教育もしております。

小学校においても、そんなような形で進めたいというふうに考えておりまして、執行方
針にも記載させていただきましたが、関係機関による啓発活動を進めていきたいと、いろ
いろ専門的な立場からも指導を仰ぎながら、さらにICT環境の充実に向けて、学力の向
上に向けて、有効的に環境整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上申し上げまして、3番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

それでは、鈴木康裕君の一般質問を終わります。

ここで、午後2時まで休憩をいたします。

(午後1時49分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後2時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 一般質問を続けます。

最後の質問者であります6番、西内陽美君。登壇の上、発言願います。

[6番 西内陽美君登壇]

○6番（西内陽美君） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づき、教育長に一
般質問をいたします。大きく3点の質問をさせていただきます。

一点目は、プログラミング教育のあり方についてです。

先ほど、鈴木議員の一般質問のご答弁の中で、プログラミング教育について触れられておりましたので、重複する部分もあるかもしれませんが、既に通告しておりましたので、通告のまま質問させていただきたいと思っております。

新学習指導要領で、平成32年度からプログラミング教育が必修化されることになりました。本町では、去る7日、教育長が教育行政執行方針の中で述べられましたように、30年度からプログラミング的思考の育成に向けた環境整備に着手します。

教育長が考えるプログラミング教育のあり方について伺います。

一点目、プログラミング的思考に向けた授業改善とは、具体的にどのような内容をどのような教科、場面で実施されるのか。

二点目、教育課程編成へは、どう組み込まれるのか。

三点目、指導例や教材の整備、教職員の研修受講機会の創出、外部の知識や人材活用の可能性などへの取組みについて。この以上3点をお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは6番議員さんの一点目のご質問にお答えいたします。

教育行政執行方針で述べさせていただいた主体的、対話的で深い学びの実現とプログラミング的思考の育成に向けた授業改善についてですが、新学習指導要領では、情報活用能力の育成を図るとともに、子供達が将来どのような職業に就くとしても時代を越えて普遍的に求められるプログラミング的思考を育むため、小学校においては、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動、プログラミング教育を計画的に実施することとされているものでございまして、小学校段階において学習活動としてプログラミングに取り組む狙いは、プログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりといったことではなく、論理的思考力を育むとともに、プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータをはじめとする情報技術によって支えられていることなどに気付き、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピュータ等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度などを育むこと、さらに、教科等で学ぶ知識及び技能等をより確実に身に付けさせることにあります。

そのようなことから、様々な教科において、プログラミング教育に活用できるようタブレットを設置することにいたしました。

そこで一点目、プログラミング的思考に向けた授業改善とは、具体的にどのような内容をどのような教科、場面で実施するのかという質問については、例えば、算数、理科、総合学習などの時間において、問題の解決には必要な手順があること。電化製品等にはプログラムが活用され条件に応じて動作していること。正確な繰り返しが必要な作業をする際にコンピュータを用いるとよいことに気付かせるということにタブレットなどを活用し、主体的、対話的で深い学びの実現につなげていこうと考えているところでございます。

次に二点目の教育課程編成へはどのように組み込まれるのかについては、新学習指導要領には、第5学年の算数、第6学年の理科、総合学習について例示されておりますが、このほかにも今後、文部科学省から小学校プログラミング教育指針や指導手引書が策定され、

通知されることとなっておりますので、それら内容を確認の上、教育課程に取り入れていきたいと考えます。

三点目の指導例や教材の整備、教職員の研修受講機会の創出、外部の知識、人材の活用の可能性などへの取り組みに関する質問ですが、指導例につきましては、新学習指導要領の主旨をしっかりと把握するとともに、国及び道からの情報収集に努め、的確な指導例とすることといたします。教材の整備につきましては、段階的にタブレットを追加導入するほかデジタル教材も導入する計画としております。

また、教職員の研修受講機会の創出については、これまで同様予算を確保しつつ、積極的に参加を勧奨してまいります。外部の知識、人材の活用については、平成30年度機器の使用に関してのICT支援委託費を予算計上しておりますが、今後は教材使用を含めたICT支援員の委託配置についても検討してまいりたいと考えております。

以上、申し上げます。6番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○6番（西内陽美君） 議長、再質問します。

○議長（長谷川秀樹君） 6番、西内議員。

再質問を許します。

○6番（西内陽美君） ただ今のご答弁から、タブレットの導入のことについて教育長からお話がありました。

再質問としましては、その30年度に導入するタブレット利用に関してなんですが、授業に効果的に活用するためには、今、デジタル教材ですとかインターネット、アプリ、いろいろ導入されるというお話がありましたので、そういった利用に係る経費、更新費用、また、その委託費ですね、ICTを導入するに当たって委託される費用についての見通しがありましたら伺いたしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 6番議員さんの再質問に答弁させていただきます。

予算の関係につきましては、のちの予算委員会について詳細を説明させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、補助教材の購入につきましては、例えば考えられるのは、デジタル地図ですとか図鑑ですとか、ドリルですとか、そのような形で補助教材を将来的に導入していきたいと考えておりますが、これらにつきましては30年度ということではなくて、31年度以降、計画的に進めていきたいというふうに考えております。そのような中で、今回のコンピュータ室のパソコンの導入につきましては、コンピュータ室にも配置できますし、教室にも持ち込めるという形で、教室に30台移動できると。そして、教師用も1台ということで31台という予定になっておりますので、汎用的に利活用できるということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

○6番（西内陽美君） 議長、再々質問させてください。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問を許します。

○6番（西内陽美君） はい、再々質問では、フィルタリングと情報モラル教育について、伺いたします。

先ほど、鈴木議員の答弁の中で、教職員の研修を行ったり、児童生徒への啓発活動を進めるといふふうに述べられましたが、フィルタリングと情報モラル教育ということに関しては明確なご答弁ではなかったと思いますので、そのことについてお聞きしたいと思います。

カメラですとか録音機能が標準的に付いているタブレットを、パソコン教室以外に自由に持ち出せる環境になります。やはりそういったものを子供達に使わせる際には、情報モラル教育が必須であると思います。ですが、インターネットが使えるご家庭で、フィルタリングをかけていると、アクセス制限をかけているご家庭は、まだ50パーセントに満たない状態ですので、保護者の方へも、そういったフィルタリングの機能の活用を呼びかけたりですとか、ご家庭の連携を図った上での情報モラル教育というのを、しっかりと低学年のうちからされたらいかがかと思いますが、それについての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 今ほど再々質問いただきました情報のモラルの危険性等につきましては、導入と同時にそのようなことも想定されておりますので、新年度に入り早急にそのような対策に向けても検討を重ねて、導入につきましては、現在のところ早くも夏休み以降といふふうに考えておりますので、それに向けてそういう対策も講じてまいりたいと考えております。以上で、再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、それでは6番議員、二つ目の質問に入ってください。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 次の質問も教育長にお聞きしたいと思います。

子供の安全な通学路の確保についてという題で質問させていただきます。

児童生徒の見守り活動体制は、小中学校、PTA、青少年健全育成町民会議などの関係機関や、地域の老人クラブ、女性の会などの団体の方々が連携を図って実施しています。

しかし、子供の安全な通学路の確保については、行政内で教育委員会、建設課、住民課等の連携が図られていないと実施できるものではありません。

登下校時に合わせたあいさつ運動や見守り活動は、地域住民主体での実施が可能ですが、道路環境や街灯の整備は、行政が主体で行われるべきものです。子供が安全に通学するために、小中学校それぞれが指定している通学路の確認、危険箇所の把握などは行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは6番議員さんの二点目のご質問にお答えします。

通学路の安全確保につきましては、6番議員さんのおっしゃるとおり、安全・安心推進協会や青少年健全育成町民会議などの関係機関の方にご協力賜り、登下校時のパトロールをしていただき、教職員も自ら登校時に立哨するなど、地域の協力を受けながら、一体となって通学時の安全対策を行っているところでございます。

通学路の安全確認、危険箇所等の把握につきましては、小学校においては、通学路に危険

箇所がないか校外区ごとに、毎年春に点検を行い、併せて児童に安全指導を行っておりますが、点検の際に危険箇所と判断する事案がございませんでした。

また、教育委員会といたしましても、通学路の重点課題を見出すべく、昨年6月に町の広報誌を通じて危険箇所がないか住民に呼びかけをしておりますが、地域住民からの危険箇所の情報提供はございませんでした。

一方、広報の呼びかけとは別に、歩道のない通学路があるので危険な箇所があるというような住民情報を受けまして、通学児童の実態や現地の状況を道路管理者である町の建設課と確認し、安全性を考慮して、平成30年度新年度予算案に町道の歩道造成に向けての調査設計費を計上しているところでもございます。

また、積雪時の通学路の確保につきましては、平成29年度から南4号線、南側歩道の除雪を新たに加えていただいたほか、本年の非常に多い降雪量にもかかわらず、日々、除雪センターの不断の努力により、通学路の歩道についても確保いただいているところでございます。

関係機関との連携についても触れさせていただきたいと思いますが、平成24年7月に学校、保護者、道路管理者及び警察と連携のもと、緊急合同点検を実施いたしまして、役場横のファミリーマート前の道道の交差点に防護柵を設置していただいたり、交差点における交通指導を実施したりするなど、危険箇所の解消を図ったところでございますが、その後は、新たな危険箇所と判断する事案がなく、合同点検の実施には至っていないのが現状でございます。

6番議員さんご指摘のとおり、安全な通学路の確保については、行政内での連携が必要不可欠でございます。そのようなことで認識しております。そのような中で、今後も関係機関の協力を得ながら、通学路における安全対策に努めるとともに、危険箇所、要注意箇所の把握に努め、点検、改善が必要な箇所が発見された場合には、必要に応じて教育委員会、学校、保護者、道路管理者及び警察など関係機関の協力をいただき会議を開催し、合同点検の実施、対策の検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、申し上げます、6番議員さんの二点目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○6番（西内陽美君） 議長再質問。

○議長（長谷川秀樹君） はい、再質問を許します。

西内陽美君。

○6番（西内陽美君） ただ今、教育長のご答弁の中では、小学生に関しましては危険箇所がないとのご判断だということでした。ですが、実態としては、私は見聞きしております実態としては、少し乖離している部分があるのではないかなというふうに思っております。街の中心部にあつて、多くの子供達が集中してくる通学路に指定されていながらも、冬季間の除排雪計画の中では、歩道の除雪範囲に入っていなかったりですとか、そういうところは連携がとられていないのではないかなというふうに思います。

雪で狭まっている車道を歩かなければならない状況や、信号の無い交差点を横断する際に、歩道の縁石が切れている部分に車道側の一端停止の斜線がまっすぐそこから伸びている状態で、車が一時停止をする際には、もう歩道の縁石が切れてますので、子供が車とぶつかりそうになって、危なく車道の方に膨らんでから横断をするという場面も、実際に何

度も目にしております。そういった箇所がもし把握をされていて、今年度雪解けを迎えたあとに改善されるのであれば、そういった部分はきちんと改善していただきたいなというふうに思います。

また、中学校課外活動の時間中であっても、やはり暗い通学路等もありますので、子供が安全に通学できる道路を確保するというふうには、実際の登下校時間に合わせて学校が指定している通学路を実際に歩いてみるというのが大事ではないかと思えます。

地域の方々からの聞き取り調査も行っているということでございますので、ぜひ、こういったところも続けていっていただきたいというふうに思いますが、この歩道等の除雪の関係と通学路の指定されているという連携というのとはとられているのでしょうか。その点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 今の除排雪等につきましても、通学路を優先した中で、除排雪計画の中で、今、建設課長に確認させていただきましたけど、最優先でその確保に向けて、安全な子供の確保に向けて除雪しているということでございます。

それと、今ほど再質問ございました、私どもがそういう小学校、中学校等ふまえて危険箇所は無いというふうに把握しておりますが、その現地を再確認するのももちろん私どもの責務でございますが、そういうご意見、場所等につきましては、議員さんも指導員という立場いろいろ現地分かっている中で、忌憚なく言っていただくことが、私どももすぐ現地を確認すると。町民の皆さんにすぐ言っていただいて、遠慮なく言っていただいて、私どもが、もしかしたら見逃しているところがあるのかもしれないので、そういうことを、そういう周知、あるいは協力依頼をしてですね、また、連絡を速やかに遠慮なくいただくということもお願いを申し上げ、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○6番（西内陽美君） 議長、再々質問させてください。

○議長（長谷川秀樹君） はい、6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 再々質問は、通学時の安全確保の視点でお伺いしたいと思えます。スクールバスの利用についてです。

橋本区やみどり区から通学する小学生、特に低学年児童は、朝7時にはもう国道沿いを歩いています。風の強い日は歩道が雪に埋もれて、特に徳富川を渡る新十津川橋は、雪が車道側に流れていてですね、非常に歩きづらいといった朝もあります。

スクールバスの利用には条件があって制限がかけられていますけれども、保護者の方からは、橋本区、みどり区の方ですね、そちらの保護者の方からは、冬の間だけでもスクールバスに乗せていただけないだろうか希望するご意見があります。

低学年の児童のご家庭では、小学生よりまだまだ下に小さいお子さんがいらっしやったりですとか、車で学校に送っていけないという状況があります。スクールバスの運行が民間業者に委託されるという予定になってますけれども、この機会に冬期間の低学年児童への利用要件の見直しということを計られたらいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 6番議員さんの再々質問に答弁いたします。

新年度のスクールバス運行につきましては、民間への移行を、委託を考えているところでございます。民間移行をすることによつての通学路線の変更というのは、現在のところは考えてございません。あと、冬期間のいわゆる新十津川橋の歩道がないという、除雪がきちっとできないということもございましたが、それにつきましては、関係機関に要望を確認、開けるように確認なり、要望を進めていきたいというふうに考えてございます。

また、新年度にみどり、橋本方面のですね、路線、そういう住民の要望があるということでございますが、一応、距離のルールが決まっておりますし、その近いみどり、橋本方面の方を道路幅もありますし運行路線もでございます。そうすると逆に大和方面からの出発時間が早くなるとか、いろいろ弊害も出てきますので、そのような中で現在のところは考えておりません。

昨年の子育て支援をするお母さん方からもそういう要望を、あじさい団地に住んでいる方からの要望もいただきましたけども、そのような中で、路線は変えないんですけども、逆に小学校に歩いてくるのではなくて、現在のバス路線の方のバス停にも向かっていくのであれば、そのようなことも考えられるということは、今、学校側と進めていく、路線は変えませんよと。学校側に歩いてくるんでなくて、現行のバス路線のバス停で乗れるのであれば、そういう国道451の方に向いて歩いていくとか、そういうことでの対策を考えているところでございます。

また、自転車通学を現在の4年生から3年生に1年下げて、そして夏の間、自転車通学も進めていきたいとか、そのような形で改善を進めていきたいというところでございます。

それともう1点は、冬のこともあるんですが、夏、その子育て支援のお母さん方に私も説明させていただいたんですけど、体力がつく、あるいは四季折々、徳富川の川の流れ、あるいはピンネを見ながら四季折々のふきのとうですとか、そういう歩きながらのですね、自然と触れ合うという歩くことも、すごく教育には大切だということでご理解を賜りたいということで、子育て支援のお母さん方を対象にした懇談会の時には、体力も自然と歩くことによって付きますし、そういうことで教育にも良い面もありますのでご理解いただきたいということで説明をさせていただいたことも含め、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは三点目の質問に入ってください。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 最後の質問になります。

健やかでたくましい心身の育成を推進することについてという題で質問をさせていただきます。

子供達のより健やかな育ちを支援する施策について伺います。

教育行政執行方針では、学校教育の充実において、中学校の部活動加入生徒の加入率が高くなるよう、保護者負担の軽減を図ると述べられています。

また、社会教育の充実においては、各種種目の全道、全国大会の出場経費を支援し、スポーツ活動を推進するとあります。それぞれの施策に関して2点伺います。

一点目、中学校部活動参加生徒の保護者負担の軽減策について、現在の状況と今後、拡充する内容について。

二点目、文化スポーツ活動を推進するとして、大会出場経費を支援していますが、対象が一般人と小中高校生等、保護者が経費を負担している場合には、支援の内容や助成時期

に工夫が必要ではないか。以上、2件についての教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは6番議員さんの三点目の中学校部活動参加生徒の保護者負担の軽減施策についてのご質問にお答えいたします。

中学校の保護者が支払うPTA会費の中に、部活動負担分が含まれており、このPTA会費の部活動負担分から、中学校各部活動の登録料や大会参加費が支払われております。

現在、部活動保護者負担の軽減対策として、PTA会費のうちの部活動負担分や部活動の遠征にかかる費用負担につきまして、中学校へ助成することで、それぞれ保護者の負担軽減を図っております。

その他、部活動で使用する備品につきまして、経年劣化やルール改正の状況を見ながら、教育委員会で購入しているところでございます。

平成30年度には、卓球やバスケットボール、吹奏楽の活動に必要な備品の購入予算も計上したところであります。

これまで同様の部活動支援を継続するという一方で、拡充するというのではないということで、負担軽減は引き続き継続するということでご理解を頂きたいと思っております。拡充ということではございませんので、今まで同様引き続き支援していくということで、執行方針の理解をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

続きまして、文化、スポーツ活動の大会出場経費助成についてですが、大会出場助成は、文化スポーツ活動大会参加費助成金交付規則に基づいて進めております。

現在、予選を経て出場する全道大会に、小中学生は大会出場にかかる旅費や大会参加料などから積算した経費の2分の1を、高校生以上は経費の3分の1を助成しております。

また、全道大会を経て出場する全国大会は、小中学生は経費の全額を、高校生以上は経費の2分の1を助成しております。

この助成規則に基づく支援の内容は、文化スポーツ活動を計画的に進めることを促進するものでございまして、全道大会や全国大会の助成要件として、予選を経てを規定しております。大会主催者による予選大会が認められない場合については、助成対象外としております。なお、招待大会の場合につきましては、3分の1を助成しているところでございます。

そのような中で助成をさせていただいているということで、6番議員さんの答弁とさせていただきますが、今ほど質問いただきました一般との差があるということにつきましては、ちょっと説明を頂きたいと、ちょっと理解できない面がありましたので、再質問で詳しく教えていただければと思います。以上でございます。

○6番（西内陽美君） 議長、再質問します。

○議長（長谷川秀樹君） それでは再質問、6番、西内陽美君

○6番（西内陽美君） 再質問は、文化、スポーツ大会参加助成の対象範囲について伺おうと思っております。

先ほどですね、一般人との境界といいますか、よく分からないということがありましたけれども、そのことについて質問したいと思っております。

小学生、中学生、高校生もそうなのですが、全道、全国大会以外にも町外への大会や試合に参加する場合があります。その場合の大会参加料、交通費、宿泊費などが発生する場合があります。一般人は、ご自身で働いているといいますか、収入がありますけれども、やはり保護者が負担しているケースというの也有ります。それで、中学校の部活動と少年団活動が重複している種目もございます。保護者負担には配慮されているのかということをお聞きしたかったんです。

児童生徒に限ってですね、一般人は別として、文化、スポーツですから団体によっては一般人、大人が入っている団体もありますけれども、保護者が経費を負担している児童生徒に限っては、全道、全国大会とは限定しないで、町外であっても参加費用が発生する場合には、全空大会というんですかね、予選の段階でも助成対象とするような要件の見直しをすることについてのお考えをお聞きしたいと思います。

一般人といいますか、その大人と児童生徒の境界というか、それについては、このような説明でもよろしいでしょうか。

あくまでも一般人、自分で働いて収入を持っている大人と、そうではなくて中学校の部活動と少年団の重複、活動していて、部活動の大会には出るけれども少年団は出れないということにはならない種目がやっぱりあるんですよ。

ですからやはり、保護者が経費を負担しているような種目がありますので、そういった大きな予選を勝ち抜いた全道大会、全国大会以外にも子供が出ていく大会はあります。経費がかかる大会はありますので、そういったところの要件の見直しということで質問をしております。よろしくお願ひします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 6番議員さんの再質問に答弁させていただきます。

まず最初に、いわゆる子供達、小中学生が、一般も含めて先ほど説明いたしましたように、勝ち上がった場合については助成制度、これにつきましては、平成27年度に助成額を上げているわけです。全道、全国行く場合にですね。

で、少年団につきましても、同じく平成27年度に、少年団、具体的に言いますと、サッカー、水泳、剣道、一輪車、野球、卓球、バスケット等ございますが、これにつきましては、新十津川町青少年文化スポーツ活動助成金交付規則に基づきまして、この少年団に加盟している団体の、いわゆる指導者に対する手当に要する経費、消耗品費、あるいは大会の参加料、登録料と、団体に助成してるんですよ。それ5万円から15万円に、10万円上げているんです。

そのような形で少年団活動を支援してる状況でございます。

そのほかに、先ほど質問いただきました部活動に関する遠征費等についても、町の方から学校に、それは活動費ということで支援しておりますので、部活動に係る支援、少年団体団体に対する負担金、一団体15万円。

して全道、全国に勝ち上がった場合についての助成については、一番最初話したとおりということで、規則を作っているという状況でございます。

以上、6番議員さんの再質問に対する答弁をさせていただきます。

○6番（西内陽美君） 議長、再々質問。

○議長（長谷川秀樹君） それでは再々質問を許します。

○6番（西内陽美君） それでは支援の内容について、ただ今詳しく説明をしていただきましたが、助成時期について伺います。

保護者負担の軽減を図るのであれば、大会参加前に助成金を交付すべきではないでしょうか。ある種目では、兵庫県での大会参加費用11万5千円を12月初めに保護者が納めて、町からの助成が2月、翌3月にはまた佐賀県での大会があるという例があります。

保護者負担の軽減を図るのであれば、初めから11万5千円を徴収せずに、例えば、学校や団体参加費用7割程度の概算払を予算執行して、保護者からは、一律に差額の3万4,500円を納めていただくような支援方策をとれないものでしょうか。

本町の文化、スポーツ活動大会参加費助成金交付規則での助成金は、助成対象大会の実績報告書の提出をもって金額が確定した後に交付されるわけですが、教育委員会では必要があると認めた場合は、概算払をすることができるというふうに、この規則でも定めております。

ところが、その助成金概算払の申請書は教育長宛で、申請者は、団体の代表者となっております。それぞれご家庭のご事情があって、本当は概算払をしてほしいのだけれども、概算払の申し出を先生や少年団ですね、団体の先生に申し出た場合に、ほかの児童とかに知られると、うちの子がわいそうだからと言って我慢をするという例があるということは想像できませんでしょうか。

毎年のように一定の成績をおさめる団体から、どのぐらいの数の概算払の申請書が上がってきているのでしょうか。

子供が頑張って成績を残せば、残すほど、保護者の負担が大きくなって、苦勞をさせているというようなことを聞くと、大変、忍びないと思います。

年度当初予算枠を多めに設定していれば、補正をせずともに執行できると考えます。保護者負担の軽減を図るために、その大会参加費の概算払導入を検討できないかお考えをお伺いしたいと思います。

個人的に保護者がバラバラに申請をするのではなくて、ほかのお子さんや先生にも知られないように、初めからその団体に大会参加費の概算払いをしておいて、保護者の負担を少なく一律に徴収するとすれば、そのご家庭が、そういった概算払を要求するような事情があるということが知られずに、子供も肩身の狭い思いをせず伸び伸びとスポーツができるのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 6番議員さんの再々質問に答弁いたします。

新十津川町文化、スポーツ活動大会参加費助成金交付規則に基づいて、教育委員会では事務を進めているところでございます。

先ほど大会、兵庫ですとか、いろいろあるというような中で、それにつきましては、個人申請ではないんです。団体の代表者の方からの申請で、こういう選手が何名出場しますということでの申請が上がってきます。申請があつてきたときに決定通知を教育委員会を出します。そのときに概算払7割までできますので、その際には書類出してください。そしたら概算払いしますよということで、団体に選手5人なら5人分総額をそういう通知で、

個人にはしておりませんので、個人的なっていうことはないと思います。団体への交付ですから、その個人ということにはならないと思いますので、その辺については、ちょっと教育委員会はそういう形で規則に基づいて、申請が上がってきて審査して、旅費や何か積算して決定通知を出す。そして、概算払えますよという通知も出してありますので、事務規則に基づいて行っているということで、再々質問の答弁にさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

ここで2時50分まで休憩致します。

（午後2時40分）

〔演台撤去〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後2時50分）

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4に入る前に、これから提案されます議案第2から議案第8号までの案件につきましては、3月6日の定例会議で、提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

◎議案第2号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第2号、新十津川町行政区自治会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） 花月自治会館の住所についてちょっとお伺いしたいと思いますが、今回花月243番地8を7に改めるということですが、現在、明和会で運営している障害者のグループホームと、全く同じ住所になってしまうと思います。それでこれ将来的に、分筆をする形を考えているのか、その辺ちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） はい、ただ今の4番議員の質疑にお答えをいたします。

グループホームと同じ地番ということでございますが、ちょっと今、図面等持ち合わせておりませんので、もしそういうことであれば、一つの地番が大きな区画でくくられていて、その中に二つの建物が設置されるというようなことになろうかと思っております。今後の件でございますが、現在のところ、町において行政区会館部分のみということで分筆するという予定は今のところございません。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、行政区自治会館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第3号、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第4号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第11号を議題といたします。

初めに、16ページから55ページの歳入までについて、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで歳入までの質疑を終わります。

次に、56ページの議会費から77ページの衛生費までについて、質疑はございませんか。

4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） はい、6款1項2目の事業番号14番の地域おこし協力隊活動事業の減額補正についてお聞きしたいんですけども。

そこまでいってないんですか。衛生費って言ってました。

まだいってませんね。

○議長（長谷川秀樹君） あとで受けます。

今の範囲でございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで議会費から衛生費までの質疑を終わります。

次に、78ページの農林水産業費から87ページの土木費までについて、質疑ございせんか。

はい、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） すいませんでした。それでは先ほど、6款1項2目の事業番号14番の地域おこし協力隊活動事業の減額補正について、ご質問したいと思いますが、先般の質問の中に、減額の理由について、2名分の方の退任という話がありましたが、その中で3年を経過後に町内に起業した場合は100万円の交付金があると。それについても、現在見通しがついていないので、その分も減額補正をしたというようなご説明がありましたが、この起業後の100万円の交付金については、3年後の年度中でないと出ないのか、それとも1年後、例えば極端な話、2年後に町内に起業した場合にも、この100万円の交付金というのが出るのかどうか。その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは4番議員さんのご質問にお答えいたします。

ただ今の3年間の地域おこし協力隊が終わった後の起業の費用100万円でございますが、それにつきましては、起業した年にも100万円使うことができますし、翌年度に使うこともできますので、2年間どちらかで使えるというような仕組みになっております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございせんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） お尋ねしたいんですけども、教育費の中で。ここまでいってないのかい。失礼しました。

○議長（長谷川秀樹君） 土木費までですから。

78ページから87ページの間でありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） それでは質疑なしと認めます。

これで農林水産業費から土木費までの質疑を終わります。

次に、88ページの消防費から103ページの職員費までについて、質疑はございせんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） すいませんね、ぼけてきたようで。よく話聞いてなかったようで

すけども。

些細なことなんですけれども、教育費の中でですね、学校管理費等で、いわゆる燃料費が補正されております。これは足りなくなっただから、その補正に対して、私は異議をとるものではなくて、役場だとかそういう建物がほかにも管理されているところがあるようなんですけど、そこには補正がないんですよ。ということは、教育委員会だけね、ここで補正しているということは、当初の予算の組み方が教育委員会に風当たりが強いんでないかというふうに思っちゃうんですよ。足りなくなってるわけですから。こういうその予算の作り方というのは、私はちょっとおかしいなと思うんであって、ほかの施設も同じようにエネルギーが足りなくなってるのであれば、そういう一年間のものを見込んでやってるんでないかなと思うんですけども、この辺のからくりについて、これは予算を作った方に聞けばいいのか、教育委員会に聞けばいいのかちょっと私はよく分かりませんが、いろんな事態の中でこういうことが起きたのか分かりますけども、私はちょっとおかしいなというふうに感じます。お答えをお願いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中畑晃君） はい、それでは8番議員さんのご質問にお答えいたします。

私からは、小学校の教育費に限った事でのお話になりますが、小学校、中学校、それぞれ年間の使用料をおおよそ今までの中で使う量が大体見込まれておりまして、それに基づいて予算は計上させていただいております。そういった中で29年度は、単価が当初の予算の単価よりも高かったことから、結果的にお金が不足したという状況ではございますけれども、教育委員会においても、ほかにいろいろと施設持っております。ほかの施設についてどうだったのかというところもございますけども、これについては、場所によっては流用という形で不足分を補うこともやりくりが可能であるということで、補正をしていない施設もございます。小学校、中学校においては使っている量が、ほかの施設よりも多いことから、結果として大きな不足額が生じたということで補正をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、8番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、消防費から職員費までの質疑を終わります。

以上で、議案第4号について質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第11号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第5号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第4号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第6号、平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第7号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第8号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
お諮りいたします。

予算審議のため、20日、午後4時30分まで、本会議を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、20日、午後4時30分まで予算審議のため、本会議を休会とすることに決定をいたしました。

20日は、午後4時30分より本会議を再開いたします。

それでは、本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後3時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年第1回新十津川町議会定例会

平成30年3月20日（火曜日）

午後3時50分開会

◎議事日程（第4号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第9号 新十津川町税条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第3 議案第10号 新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第4 議案第11号 新十津川町個人情報保護条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第5 議案第12号 新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第6 議案第13号 新十津川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第14号 新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第8 予算審査特別委員会審査報告
- 第9 議案第15号 平成30年度新十津川町一般会計予算
（討論及び採決）
- 第10 議案第16号 平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計予算
（討論及び採決）
- 第11 議案第17号 平成30年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算
（討論及び採決）
- 第12 議案第18号 平成30年度新十津川町下水道事業特別会計予算
（討論及び採決）
- 第13 議案第19号 平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算
（討論及び採決）
- 第14 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
（質疑、討論及び採決）
- 第15 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について
（質疑、討論及び採決）
- 第16 議案第22号 空知中部広域連合規約の変更について
（質疑、討論及び採決）
- 第17 議案第23号 新十津川町農業委員会委員の任命について
（内容説明、質疑、討論及び採決）

◎出席議員（11名）

1番	進藤	久美子	君	2番	杉本	初美	君
3番	鈴井	康裕	君	4番	小玉	博崇	君
5番	白石	昇	君	6番	西内	陽美	君
7番	安中	経人	君	8番	青田	良一	君
9番	長名	實	君	10番	笹木	正文	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田	義信	君
副町長	小林	透	君
教育長	久保田	純史	君
総務課長	寺田	佳正	君
住民課長	平田	智子	君
会計管理者	谷口	秀樹	君
保健福祉課長	遠藤	久美子	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	後木	満男	君
建設課長	村中	忠夫	君
教育委員会事務局長	中畑	晃	君
代表監査委員	山本	忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮	正人	君
--------	----	----	---

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、ご苦労さまです。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後 1 時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、7番、安中経人君。8番、青田良一君。両君を指名いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 2 に入る前に、議案第 9 号から議案第14号までの案件につきましては、3月7日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますのでよろしく願いいたします。

◎議案第 9 号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 2、議案第 9 号、新十津川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 9 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、新十津川町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第10号、新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第11号、新十津川町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、新十津川町個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第12号、新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第13号、新十津川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、新十津川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第14号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員会報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、予算審査特別委員会審査報告を行います。

本件につきましては、3月7日の定例本会議におきまして、予算審査特別委員会に付託してございますので、審査結果の報告を予算審査特別委員長よりお願いいたします。

鈴木予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 鈴木康裕君登壇〕

○予算審査特別委員長（鈴木康裕君） それでは予算審査特別委員会からご報告を申し上げます。

本委員会に付託されました議件を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議案第15号、平成30年度新十津川町一般会計予算。原案可決すべきもの。

議案第16号、平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。原案可決すべきもの。

議案第17号、平成30年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。原案可決すべきもの。

議案第18号、平成30年度新十津川町下水道事業特別会計予算。原案可決すべきもの。

議案第19号、平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算。原案可決すべきもの。

以上、報告をいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 予算審査特別委員長の審査結果報告を終わります。

◎議案第15号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第15号、平成30年度新十津川町一般会計予算を議題といたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第15号、平成30年度新十津川町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第16号、平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（長谷川秀樹君） 着席下さい。

起立多数です。

したがって、議案第16号、平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第17号、平成30年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第17号、平成30年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第18号、平成30年度新十津川町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第18号、平成30年度新十津川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第19号、平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第19号、平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14に入る前に、議案第20から議案第22号までの案件につ

きましては、3月7日の定例本会議で、提案理由並びに内容の説明を終わっております。
よって、ただちに質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第20号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第20号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第21号、公の施設の指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、公の施設の指定管理者の指定期間の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、議案第22号、空知中部広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、空知中部広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、議案第23号、新十津川町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第23号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求めるものでございます。

住所、樺戸郡新十津川町字吉野502番地15。

氏名、阪口徳幸。昭和40年11月14日生まれ、52歳であります。

提案理由でございます。農業委員会委員を補充するため、農業委員会などに関する法律第8条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

前任であります大野農業委員が平成29年11月30日付けで辞職されたことを受け、同年12月21日に農業委員会より農業委員の充足に係る要望がありましたことから、委員の補充を行うものでございます。

阪口徳幸氏は、認定農業者であり、地域の中心的な農業者として信頼も厚く、平成12年から新十津川土地改良区総代理事を歴任され、平成28年からは、理事長代理を努められており、今年3月15日には理事長に就任されているところでございます。

また、平成18年から4年間、新十津川町農民協議会書記次長としてもご活躍をされました。このほか教育委員会委員、社会教育委員などを歴任されており、教育行政の推進にもご尽力されてございます。

農業の見識も高く、新十津川土地改良区からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、農業委員会委員として任命いたしたく、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第23号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、新十津川町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆様のお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成30年第1回新十津川町議会定例会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

（午後4時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員